

第百二十八回国会 参議院商工委員会會議録第二号

平成五年十月二十八日(木曜日)
午前十時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中曾根弘文君
理事 沓掛 哲男君
真島 一男君
谷畑 孝君
井上 計君
倉田 寛之君
斎藤 文夫君
下条進一郎君
野間 越君
吉村剛太郎君
一井 淳治君
峰崎 直樹君
村田 誠醇君
蓮科 満治君
山下 栄一君
横尾 和伸君
小島 慶三君
古川太三郎君
市川 正一君

委員

国務大臣 通商産業大臣 熊谷 弘君
国務大臣 経済企画庁長官 久保田真苗君
政府委員 公正取引委員会 小粥 正巳君
委員長 公正取引委員会 矢部丈太郎君
事務局経済部長 小林 惇君
局長 経済企画庁国民生活局長 加藤 雅君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

科学技術庁長官 岡崎 俊雄君
官房審議官 工藤 尚武君
科学技術庁原子力安全局長 河村 悦孝君
外務省総合外交政策局外務参事官 限丸 優次君
外務省総合外交政策局国際社会協力部国際行政課長

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(景気の現状と対策に関する件)

(ガット・ウルグアイ・ラウンドへの対応に関する件)

(製造物責任制度導入問題に関する件)

(地球環境問題に関する件)

(分散型電源の買電促進に関する件)

(円高差益還元策に関する件)

(緊急経済対策及び新社会資本整備に関する件)

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○沓掛哲男君 おはようございます。

新しい政権のもとでの参議院商工委員会における最初の質問なので、いろいろお尋ねしたいのですが、持ち時間一時間三十分なので、三点に絞って質問いたします。第一はエネルギー、特に原子力発電について。二番目は、公共入札の独禁法ガイドラインを公正取引委員会に策定されたとの報道が出ておりますので、それについて。第三点は、低迷している景気につき、その対策を中心にして質問いたします。

まず第一のエネルギー、特に原子力発電についてですが、私たちの暮らしにとってエネルギーは欠くことのできないものです。しかしながら、我が国のエネルギー供給構造は極めて脆弱であり、エネルギーの八〇％以上を輸入に依存し、中でも石油は九七・七％を輸入に頼っております。地球の温暖化、酸性雨等、地球環境問題が人類共通の課題として注目されている中で、環境負荷を最小

限にしつつ望ましい経済成長の持続を実現するためには、需給両面にわたるエネルギー対策を講ずることが必要不可欠であります。このためには、省エネルギーに向けて最大限の努力を行うとともに、石油代替エネルギーを積極的に開発していくことが必要であります。供給安定性、経済性、環境負荷等の面ですぐれた電源である原子力発電は、石油代替エネルギーの中核として重要な役割を果たすものであります。

我が国においては、現在運転中の原子炉は四十三基を数え、発電電力量に占める割合も二七％を上回るまでに至っており、原子力発電は私たちの生活になくてはならないエネルギー源になっております。今後、原子力発電を推進していくに当たっては安全の確保が大前提であります。あわせて国民の方々の御理解と御協力が不可欠であることを、私の地元の石川県珠洲市の原発立地に当たり身にしみて感じております。

では、原子力発電の安全性から入りたいと思っております。まず、今月十七日にロシア海軍が行った核廃棄物の日本海への投棄に関連した質問をいたします。

最初に、我が国でも原子力発電が行われておりますから、放射能を持ったいわゆる低レベル放射性廃棄物や高レベル放射性廃棄物が出ているわけですが、その処理をどうしているのか簡単に説明してください。特に、海洋投棄があるのかどうかに焦点を当てて説明していただきたい。科学技術庁にお願いします。

○説明員(岡崎俊雄君) ただいま先生御指摘のございました放射性廃棄物の処理処分対策は、我が国の原子力開発利用を進める上に当たりまして大変重要な課題であると認識しております。このよう

な観点から、政府といたしましては原子力委員会及び原子力安全委員会の定められました方針に沿いまして、安全の確保を第一といたしまして着実に

その推進を図っているところでございます。

具体的には、原子力発電所の運転により発生いたします低レベルの放射性廃棄物につきましては、一たん敷地内に貯蔵した後、最終的には陸地に処分をするということとしていたしております。電気事業者が中心となりまして設立いたしました日本原子力発電株式会社が実施主体となりまして、昨年十二月、青森県六ヶ所村におきまして埋設処分を開始するに至りました。

なお、極めてレベルの低い一部の気体あるいは液体放射性廃棄物につきましては、法令によりまして厳正な規制に基づきまして、ろ過であるとか蒸発であるとか、あるいはイオン交換樹脂による吸着等の措置によりまして放射性物質の濃度をできるだけ低くした後に、濃度を確認した上で十分な拡散効果を有する排気口あるいは排水口から放出しておりますけれども、もちろんその際におきましても周辺環境に対する影響につきましては、事前の安全評価であるとかモニタリング等が適切に行われておるものでございます。

このように我が国の原子力発電所から発生する低レベルの放射性廃棄物につきましては、安全に処理処分を実施するシステムができておるわけでありますので、海洋投棄を行う計画はございません。なお、高レベル廃棄物についてもお触れになりました。使用済み燃料の再処理から発生いたします高レベル廃棄物につきましては、ガラス固化等によりまして安定な形態といたしまして、さらにその後三十年から五十年間冷却のための貯蔵を行った後に、最終的には地下数百メートルの深い地層中に処分をする方針でございます。このための必要な研究開発であるとか将来の実施主体の策定に向けた準備が着実に進められておるところでございます。

○ 斎藤哲男君 ありがとうございます。

次に、外務省にお聞きしますが、国際条約上核廃棄物の海洋投棄はどのようなようになっておりますか。低レベル放射性廃棄物を中心にして簡単に説明してください。

○ 説明員（河村悦孝君） 低レベルの放射性廃棄物につきましては、ロンドン条約上特別許可ということになっております。

○ 斎藤哲男君 ただ、いわゆる一九八三年の締約国会議で低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を一時停止する特別決議が採択され、さらにその二年後の一九八五年にその停止を無期限延長するスペイン提案が賛成多数で可決されているんですが、この採決において日本は棄権したておりますが、なぜ棄権したんですか。何か理由があったんでしょうか。

○ 説明員（河村悦孝君） 八三年の決議採択の際には、我が国は、低レベル放射性廃棄物の海洋投棄につきまして、ロンドン条約、IAEAの基準等の国際的な枠組みや確固たる科学的根拠に基づいてつくられており、このような枠組みの中で行われます海洋投棄が海洋環境に悪影響を与えるような事態は生じないものと考えまして、反対投票を行った次第でございます。

なお、八五年の採択の際には、我が国は、関係国の懸念を無視して海洋投棄を行う意向はないとの方針をもとにいたしまして、会議でコンセンサスを見出す努力の必要性を強調したにもかかわらず表決が強行された、こういう点から棄権をいたしました。

○ 斎藤哲男君 それでは、今回のロシアによる日本海への放射性廃棄物の投棄はロンドン条約に関するこの特別決議に違反しているのでしょうか、外務省にお願います。

○ 説明員（河村悦孝君） 決議違反でございます。

○ 斎藤哲男君 違反しているんですね。

○ 説明員（河村悦孝君） さようでございます。

○ 斎藤哲男君 それでは、今回の投棄前にもロシアは放射性廃棄物を日本海に投棄していたようですが、その総量はどれぐらいなんですか。また、どのような放射性物質、核種と言っておりますが、そういうものがどういふものなのか、また今回の投棄の直前の投棄はいつごろあったのか、そういうことを外務省や科学技術庁さんでわかっ

ておれば説明してください。

○ 説明員（河村悦孝君） 本年四月に発表になりましたロシアの白書によりますれば、極東地域におきましては一九六八年から九二年までに固体廃棄物六千六百九十キュリー、それから液体廃棄物は六六千から九二年までで二万二千三百キュリーということでございます。

○ 説明員（工藤尚武君） 補足してお答え申し上げます。

極東海域の中で特に日本海に限っての御質問もあつたかと思いますが、日本海に限って申し上げますと、日本海におきましては、六つの投棄地点に対しまして、液体廃棄物を約一万二千キュリー、それから固体廃棄物を三千八百キュリー、合わせまして一万五千八百キュリーの低レベルの廃棄物を投棄したとしてございます。

それからまた核種でございますけれども、核種についてはその白書にも詳細な記載がございまして、その白書の中でロシア政府自身が核種を把握していないと述べておりますので、十分な把握は行われていないと思っております。今回行いました投棄の発表の際に、ストロンチウム、コバルト、セシウムといったものが含まれているという発表をしておりますので、それから類推いたしますとそういった核種が含まれているのではないかと考える次第でございます。

○ 斎藤哲男君 今まで相当のものを捨てているんですが、そうすると低レベルだけじゃなくて、高レベルの放射性廃棄物も既に日本海に捨てているんじゃないでしょうか。

○ 説明員（工藤尚武君） 高レベルの放射性廃棄物は捨てていないということでございます。低レベルのものだけでございます。

○ 斎藤哲男君 それでは、次に外務省にお尋ねしますが、ロシア政府はこの日本海への核廃棄物の投棄について、国際原子力機関に十月五日に通告したと言っているんですが、この国際原子力機関には日本人の職員がいるんでしょうか。また、い

るんじゃないか。外務省は、こういう人たちの連絡パイプというのは持っているんじゃないでしょうか。

○ 説明員（河村悦孝君） 現在、我が国はIAEAには正規職員として二十三名派遣しております。それから、特別拠出による派遣職員五名、コスト・フリー・エキスパートでは六名ございまして、先ほどの正規邦人職員の中には東京事務所職員の四名も含まれております。

それから、先ほどの御質問でございますが、今回の問題につきましてはロシア政府はIAEAに通報しておりますが、IAEAといたしましては、それは本来IMOの方に通報すべきで、IAEAとしては技術的な観点から受け取ったということで、これは各国へ通報する義務はないというふうに考えておりました。

○ 斎藤哲男君 いずれにしろ、いわゆるグリーンピースという一団体が事前にそういう情報を恐らく得ていたんでしょう、日本人の写真家も乗せて、そして投棄する現地に行っているわけですから、それに対して外務省は、今IAEAはいろいろ技術的な云々とおっしゃるけれども、そういう情報を得るような形には体制をとってはいないんじゃないか。もしすべてこういう重大なことが少しもわからないということであれば、これは重大な問題だと思いが、いかがでしょうか。

○ 説明員（河村悦孝君） 職員自体からそういうことを受けるということにはなっておりませんが、いずれにいたしましても今回の問題を契機にいたしまして、一層IAEAと我が方の大使館との連絡体制を強化していきたいというふうに考えております。その旨申し入れまして、先方も努力するというふうに回答しております。

○ 斎藤哲男君 単にIAEAだけじゃなくて、これから国際化時代、そういう国外の重要な情報というのを日本に伝えるパイプとしては外務省が中心になるのじゃないか、おぼつかないようなそういう感じもするんで、過去のことを幾ら言ってもあれですから、これから一体どうするのか、抜本

的にきちっと情報を得るようになっていたか
というふうに思います。

私も何回か国外へ行って、外務省さんのお世話
になったり、ほかのいわゆるアタッシェの方々の
お世話にもなったんですけれども、私見してい
ると、外務省から行った職員とアタッシェの間には
非常に溝があって、外務省の人たちは大使館の奥
まった部屋にいて、アタッシェの人たちは入口
にいる。場所だけという意味じゃないですが、そ
ういうような仕事、飛行場に迎えたり案内したり
云々する、そういうことで何となく必ずしもしっ
くりいていない。条約やその他重要なことがあ
れば外務省の人はお出ましになるけれども、一般
的なその辺の情報を集めるのは必ずしも、外務省
の方が一生懸命いろいろやっておられたのかも
しれませんけれども、そういう感じを受けまし
た。

これから外務省さん、それから各省庁から行っ
ている人が一体となってこういう情報を把握し
て、そして事前に対応できるようにぜひやってい
ただきたいというふうに思います。これは要望で
すからお答えは結構です。

そこで次に、ロシアの放射性廃棄物の日本海投
棄については今後どのように対処していくのか、
外務省それから科学技術庁にお聞きしたいと思
います。単にその情報を得るとかなんとかというだ
けじゃなくて、こういうロシアの核廃棄物が日本
海に投棄されないように一技術的にどういう方
法をとろうとされているのか、そういうことにつ
いて外務省、科学技術庁にお尋ねします。

○説明員(河村悦孝君) 現在、きのうからでござ
います。日ロ両国の専門家会合がモスクワで開
催中でございます。また、第二回日ロ合同作業部
会を十一月十日、十一日に開催いたします。これ
は合同海洋調査の問題でございますが、そこで今
回の事態の正確な把握に努めるとともに、この共
同海洋調査をできる限り早く実施できるよう調整
を進めております。

それから、なお今後の対処方策といたしまして

は、海洋投棄以外に放射性廃棄物の管理、処理を
行うべきと考えておりますので、このためロシア
が希望するのであれば適切な管理が行われるよう
我が国としても協力の可能性を検討するという態
度でございます。その旨ロシア側にも伝えてお
ります。

○説明員(岡崎俊雄君) ロシアにおきます放射性
廃棄物の処理処分につきましては、基本的には当
事国であるロシアが責任を持って対処すべき問題
だと認識しております。

しかしながら、科学技術庁におきましてもロシ
アにおける海洋投棄の停止を求める観点から、陸
上におきます放射性廃棄物の処理処分方策に関す
る協力の可能性につきまして、技術的に検討を開
始したところでございます。ただし、この場合に
おきましても海洋投棄に至っております詳細な実
態、あるいはロシアにおきます放射性廃棄物の管
理状況等について情報を得る、その実態を知るこ
とがまず第一であるかと考えております。

先ほど外務省の方からも答弁ありましたこと
り、ロシアとのいろんなチャネルを通しましてこ
ういった情報の収集に今努めておるところでござ
います。こういった状況を踏まえた上で、我が国
が行い得る協力あるいは支援方策について具体的
に検討を進めてまいりたい、かように考えており
ます。

○審判員(野村浩一君) 現在起こった事象、またいろいろ
なこういう質問に対してうまく答えるのはお役人
でございまして、すぐ調査、検討すると言った
すが、この問題は調査、検討だけではおさまらな
い重要な問題だと思えます。そこで、私なりにい
ろいろな私案もこれから少し申し上げたいとい
うふうに思っています。

本年の五月末に、ロシアの現第一副首相ガイ
ダルさんが来日し、当時、前首相代行ということで
ございましたが、自民党の日ロ議員連盟の会議に
来られまして、ロシア連邦の政治経済改革につ
いてと講演され、その後の質疑で私から三点質問
いたしました。その一つ、ロシアの核廃棄物を日本

海に捨てないでくれとの要請に対し、ガイダル氏
は日本海に核廃棄物を投棄することを残念にまた
遺憾に思っております。しかし我が国は核を解
体しており、その捨て場をつくる資金がなくなつ
て日本海に投棄しているのであり、投棄場所を
つくることにつき世界各国の協力、特に日本の協
力をいただきたいと申し上げました。私、正確
に思っています。きのう議事録を全部調べてきた
ので、こういうふうに言っております。

また、来日していたロシアのミハイロフ原子力
相が十月二十二日、江田科技庁長官を訪ね、日
本がロシアからウランを買ってくれば双方にと
って有益なものになる、ウランを一年に一億ドル
買ってもらえれば廃棄物の処理処分問題は解決
でき、日本が核兵器解体に貢献できる側面もある
と述べたと報道されております。

また、ロシアは以前から核兵器用の高濃縮ウラ
ンを薄めて原発用の燃料としたものの購入を日本
に求めておりましたが、我が国の電力会社が長期
的にこのウランの手当てを現状しておるもので、
それでもう十分なんだと、現在のとこ購入の意
思はないと、十月二十三日の新聞でも報道され
ております。

これらを踏まえて質問したいと思えます。
まず第一に、核兵器用の高濃縮ウランは極めて
濃度の高いものと思えますが、それを薄めて原
用の燃料、すなわち三、四％程度の濃度のもの
にすることが商業上可能なのか、また危険は伴わ
ないのか、これは通産省、科技庁に質問いたし
ます。

○政府委員(堤重男君) お答え申し上げます。
核兵器用のウランの高濃縮のものといえます
と、ウラン235が一〇〇％ぐらいあるものでござ
いまして、普通は二、三％の濃度のものを原子
力の発電用に使っておるわけでございます。した
がいまして、もし実際に使う場合にはそれを希釈
するということになるわけですが、実は日本は核
兵器国ではございませんので、こういう種類のもの
がどういふふうにならざるのかというところ

ころの、安全性の問題について理論的には可能で
はないかというふうには思われますが、必ずしも
具体的に安全であるということをおし上げるほど
の知見がないというのが現状であります。

それから商業上可能なかどうかという点でござ
います。これは国際的にも核不拡散の問題がござ
いまして、高濃縮のものを日本が買ってくるとい
うことについてはいろいろ問題があるかと思
います。それで、実際にはアメリカでもやっている
ようでございますが、ソ連で希釈をしてもらった
ものを買ってくるというふうなことがあろうと思
います。ただこれが価格ですとか、現在、委員御
指摘のような日本でかなり需要に見合う契約が
できている段階で本日に商業的に買えるかどうか
という点は、なお検討が必要かと思っております。

○説明員(岡崎俊雄君) ただいま資源エネルギー
庁長官がお答えになりましたとおりでございます
が、科学技術庁といたしまして、どのよう
な形でこの高濃縮ウランを低濃縮ウランに希釈を
していくのかということが全く不明でござい
まして、いたしまして、商業上あるいは経済性の問題に
ついてはお答えする立場にはございません。

技術的には、例えばその成分が均一であること
等、十分確認することがあるとするならば、発電
用燃料として使うことそのものについては安全上
特段の問題が生じることはない、かように考
えております。

○審判員(野村浩一君) まさに高濃度のままで輸入する
ということは当然できないと思えます。ですから、
ソ連でこれを薄めてもらおう。〇・七、八％のい
ゆる天然ウランを濃縮していくのは大変いろいろ
問題もあるけれども、濃くなったものを薄めるこ
とが科学技術的にそんなに難しいとは思いません
。しかし、そう言う言ってみてもいろいろな安全
性の問題があるでしょうから、当然ロシアの方に
おいて薄めてもらって、三％、四％にしたものを
日本に持ってくるのだというふうには私は思
います。これからのいろいろそういうことも勉強して
いただきたいと思います。

そこで、こういうことをするかしないかはお役人の限界を超えているので、まさにこれは政治的判断だと思ひますので、そこで通産大臣に次はお尋ねしたいと思ひます。

ロシアは、資金、金融援助をしてくれば陸地に処分施設をつくり、核廃棄物の日本海投棄はやめるということをしていろいろ言っております。しかし、日本が資金援助をした場合、運輸中の原子力潜水艦から排出される液体廃棄物も同時に処理され、原潜の運輸の円滑化に寄与することが問題になるとも言われております。

そこで、国民の理解を得て、電力会社のこれから出るであろう円高差益でウランを備蓄の目的が一億ドルにおさまるかどうかもその辺はわかりませんが、仮に二億ドルとしても二百億円ですね、そういう程度のものであれば、商売で得た金をロシアが処理場づくりに使うのですから、原潜の運輸に関する問題も生じないでしょう。また、核廃棄物の日本海投棄もなくなり、さらに日ロ友好関係の促進にもなるのではないかといいふうに思ひます。

日本海沿岸の漁民等が大挙して皆さんのところに陳情していると思ひますが、日本海がこの放射能の汚染を受けたら、日本はこれは本当に大変なことになり、日本海側に住んでいる私たちは住めなくなってしまうわけです。遠い一万キロメートル近くも離れた欧州に属するロシアよりも、近いシベリアとの関係を大切にすることだと思ひます。何はともあれ、この日本海にロシアが核廃棄物を捨てない手だてを何とかしていただかなければなりません。その一つの方法として今申し上げたようなことをお願いしたい。

また、今エネ庁長官の言われたようないろいろなことから検討しなければならぬ問題も多々あると思ひますが、日本のすばらしい科学技術、そういうものをもってすれば私は科学的に解決できないことはない、残るところはやっぱり政治的決断、どう対処するかという問題だと思ひます。

ので、通産大臣に、今ここですぐどうするということ、結論をお出しになることができないとしてもいろいろ検討する、そういう姿勢をぜひひとつ示していただきたいと思います。通産大臣、お願いします。

○国務大臣(熊谷弘君) ロシアに放射性物質の海洋投棄を永久に停止していただくということが大事であるということ、私も委員の御認識と全く同じでございます。そのためにはロシア側で施設を整備してもらわなければならない。しかし、その施設の整備にはお金がないんだというふうなロシア側の高官が言っておられるようでござい

すが、いままで、これをどうするかということが大変問題になるわけでありまして、具体的な案として委員が今一案を出されました。なかなか難しい問題もそこに内包しているような感じがいたしますけれども、ただおっしゃられたように、私もどしどしはロシアに海洋投棄を永久に停止していただかなければならぬということは全く同じ意見でございます。これをどうするか、日本としては何ができるか、どのようにやるのか、これは私も政府として早急に検討していかなければならない、検討していく所存でございます。

○斎藤哲男君 ぜひ早急に対処して検討を進めていただきたいというふうに思ひます。そこで次に質問を移します。今後の電力の需要供給見通しを、供給については原子力発電のシェアの推移も含めて、簡単に説明していただきたいと思います。

○政府委員(堤富男君) 現在、電力需要は大変年々増加をたどっている段階でございます。最近の電力月のところは最近の不況を反映しましてやや衰えてはおりますけれども、今後とも需要は伸びていくと思ひます。

現在約一億六千ぐらいの施設を持っておるわけでございますが、二〇〇〇年にはこれが二億二千、あるいは二〇一〇年には二億六千というような形で電源の施設がふえていくことが予想される

わけでございます。その中で、特に一番大きいのは原子力でございますが、現在二〇%弱のものが二〇〇〇年には二%、二〇一〇年には二七%というように形で増加することが予想されるわけでございます。

○斎藤哲男君 それで、久保田長官にお尋ねしたいのですが、経済企画庁というのはいわゆる電調審の事務局にもなっております。ここでは電力の長期需給計画の策定、あるいはこれに基づき個別地点の計画組み入れ等を行っておるわけでございますが、その事務局をしております経済企画庁の長官であり、また政府・与党における最大の党である社会党の関係ということも含めて、これから政治的な問題と事務的な問題を含めながら御質問したいと思います。

さて、社会党の九三年宣言の「共生市場経済」の章で、「原発は安全性の厳しいチェックをしながら、代替エネルギー確立までの過渡的エネルギーとして認める」、「私たちは、①脱原発の目標、②原発・化石エネルギーの縮小計画」、「などを内容とした「新エネルギー促進法を制定する」とありますが、原発にかわる代替エネルギーとして何を考えておられるのでしょうか。今エネ庁長官が言われたように、二〇一〇年には我が国の電力の四三%もの分担保が必要となる原子力発電にかわるものとは何を考えようか。それからまた、社会党の九三年宣言では原子力発電は現状よりもふやさないとのことなのでしょうか。

この二つについて久保田長官にお尋ねいたします。

○国務大臣(久保田真苗君) まず、過渡的なエネルギー供給源ということで代替エネルギー源として何をという御質問でございます。

九三年の宣言案では、これは目下討議中のものでもございますけれども、抜本的な省エネルギーを進めるとともに、天然ガスなど低公害性のエネルギーの比率を大幅に高める。一方、太陽エネルギーなど自然エネルギーを導入していくという方向を示していると承知しております。

今回、細川連立政権が成立いたしますときに私も合意をしております。この政権におきましては「徹底した安全管理の下におけるエネルギーの安定的確保に責任を果たすものとする」としてあります。また、八党派覚書というのがございまして、この覚書では、「原子力発電については安全性を確保するとともに、新エネルギーの開発に努める」ということでもございます。

でございますから、現在原子力発電が相当の比重を占めているという状況につきましては、私も一切の制度、施設を前政権から引き継いでいるということもございまして、もちろん、細川政権といたしましては、エネルギーの安定的供給という見地からこれを責任を持って果たしていくということも承知した上で私も入閣しているところでございます。

○斎藤哲男君 二番目の質問にも的確に答えてください。要するに原子力発電は現状よりもふやさないとのことなのでしょうか。どういう認識でしようか。

○国務大臣(久保田真苗君) 私は、社会党の九三年宣言のことを言っておられるのであるとしますならば、将来的には新エネルギーの開発の方向に進んで、現在の原子力エネルギーは徹底的な厳重な安全とそれから国民合意のもとに、そういった代替エネルギーの比重をふやしていくという方向だと思っております。

○斎藤哲男君 こういうことを申し上げるのは、私の石川県の珠洲でも今、原発要対策地点にもしていただいている動いているんですが、これに対してなかなか進まない。いろんな問題というのは、地元の社会党の方々が大変強く反対している人があるわけですから、それはここでは差し控えていただきますので、社会党としてどうか、久保田長官としてどうなのか、そういうことを今お尋ねしたんです。

そこで、今長官がおっしゃった新エネルギーが現在の核分裂する原子力発電にかわるかどうか

ということに対しては、確かにLNGもありましよう、太陽光発電もありましよう、風車もありましよう、それもそれなりにふやしていくことは必要ですが、そういうものが日本のいわゆる電力源の大宗になるというものではとてもない数字でございいます。私は、唯一もしクリーンなものができるのであれば核融合による原子力発電、そういうものが考えられるというふうに思います。

そこで、核融合による原子力発電の可能性、また実用化、そういうものについてこれは科学技術庁にお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(岡崎俊雄君) 先生御指摘の核融合は、重水素などを燃料とすることから、その資源はほぼ無尽蔵であるということに加えて、地球環境への影響が大変少ないというすぐれた特性を有しております。したがって、これが実用化されました場合には、私たち人類が恒久的なエネルギー源を確保することを可能とするものと考えております。

我が国におきましては、日本原子力研究所が建設いたしました臨界プラズマ試験装置、すなわちJT60と呼んでおりますこの装置が、例えば臨界プラズマ条件の目標領域に到達するとか、あるいは本年の三月には世界のこの種の実験装置としてはまさに最高値を達成するなど、大変すぐれた成果をおさめているところでございいます。さらに加えて、現在、日本、アメリカ、E.C.及びロシアの四極によります国際熱核融合実験炉、ITER計画というのがございいます。この工学設計に我が国は参加をするなど、長期的観点からこの核融合の研究開発に取り組んでおるところでございいます。

さて、御指摘の実用化の時期でございいますが、今後の技術開発の進展状況を予測することは大変難しいわけではございますけれども、昨年五月に原子力委員会の核融合会議の報告書によりますと、発電の技術的実証を目指す原型炉の運転開始は二〇二〇年代、また核融合のエネルギー源としての実用化は二十一世紀、来世紀中ごろと予測されて

おります。いずれにいたしましても、我が国としては恒久的なエネルギー源として期待されるこの核融合の実用化に向けて、国際協力を十分活用しつつ積極的研究開発を推進してまいりる所存でございいます。

○斎藤哲男君 核融合の原子力発電は、今の説明にもありましたように、数十年先、恐らくここに座っている方はほとんどその利益を得ることができなないんじゃないか、そういうふうにも思ひます。となると、確かにほかのいろんな風車やいわゆる太陽光発電も大切ですが、国全体の需要からいってほんの少数にも及ばないでしょう。LNGはある程度の核になるでしょう。これは相当の量を企画庁等で見込んでおられるわけですから、も、それでも到底足りない。そういう中で、日本国民がいわゆる文化的な生活をしていく上において電力は欠かせないものであり、したがって現在の原子力発電というものの安全性の原則を最優先しながら大事に活用していかなければならないというふうに思ひます。

いわゆる政権与党の最大党でもあり、また参議院を代表している久保田長官に、社会党というところをひとつ超えてでも、これから原子力発電はいわゆる安全を最重点にして必要なものはやっていくんだという決意をぜひ述べていただきたいと思ひます。

○国務大臣(久保田真直君) 社会党の宣言はまだ討議中でございいます。しかし、社会党のとる立場と内閣の私の立場とはイコールとは言えないと思ひます。私といたしましては、原子力、その他エネルギーの安定的な供給、この任務が果たせまう、安全性という問題に十分に気を配りながら努めてまいりたいと思ひます。

○斎藤哲男君 前は社会党でそうだったけれども、内閣へ入り経企庁長官として今後は今私が申し上げたような形でやっていくことをぜひお願いしたい。リトマス試験紙のように赤くなつて青くなつてまた赤くなり青くなるというんじや、これは国民は言っておられたって信用でき

ないですから、大臣になられた以上そういう国策の一環を今背負っておられるわけですから、今後とも原子力発電について安全性を大事にすることは当然ですが、その理解をぜひいただきたいというふうに思ひます。

それで次に、この問題に関して通産大臣、最後に御質問したいのですが、世界の人口は開発途上国を中心として年間一億人もふえつつあります。その人たちのエネルギー使用量も急増いたしております。石油等の使いやすいエネルギーをできるだけこの人たちに供給し、日本のように科学技術水準も高く、勤労意欲や使命感の強い人たちの多い、そして治安のよい国では原子力発電が適していると思ひます。こうした努力が、石油とかいわゆる使いやすいエネルギーを開発途上国にできるだけ回してあげる、そういうことも国際化時代に必要なことだと思ひますが、最後に大臣の御決意を伺って原子力発電の質問は終えたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 今後電力需要は着実に増大するわけでございまして、そのために必要となる電源開発に当たっては、委員が冒頭に御質問の中で御指摘になりましたように、経済性の面を見ましても、供給の安定性から見ましても、また環境負荷の面で見ましても極めてすぐれたエネルギー源であるということもございまして、原子力発電につきまして私どもは、今後とも安全の確保を大前提といたしまして、着実にその推進を図ってまいりたいと思ひます。

○斎藤哲男君 次に、独禁法のガイドラインについて質問させていただきますと思ひます。

公正取引委員会は十月二十一日に公共入札ガイドラインの制定方針を発表されたと各紙が報じておりますが、今建設業ガイドラインを吸収して新しい公共入札ガイドラインの制定をされようとする趣旨、理由についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小粥正巳君) 私ども公正取引委員会では、入札談合も含めまして独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、既に昭和五十四年には

御案内のように事業者団体ガイドラインを策定しております。また、その後昭和五十九年でございませけれども、違反行為の未然防止、特に建設業団体の適正な活動に役立つことを期待いたしまして、情報活動等事業者団体ガイドラインでも許可されている行為につきまして、いわば具体的に確認的に取りまとめた、ただいま御指摘をいただきましたように建設業ガイドラインも策定し、これによって建設業界あるいは業界団体におかれ独占禁止法の認識を周知徹底していただくというのを期待してまいりました。しかし、残念ながら建設業界を含めまして入札談合行為等、独占禁止法違反行為は後を絶っておりません。

例えば、昭和五十四年度に先ほど申し上げました団体ガイドラインを発表して以後、平成四年度まで十四年間でございませけれども、この間における独占禁止法の三条及び八条、それぞれ事業者あるいは事業者団体における競争の実質的制限行為、これについて私どもが行政処分をいたしました審決という形でまとめた結果を分析してみますと、十四年間に合計百五十一件でございませけれども、その約三割に当たる四十三件が公共入札に係る談合事案でございませ。この傾向は最近特にふえておりまして、例えば平成四年度について見ますと、私どもも三十三件の違反行為に対する審決を行っておりますが、その約六割に当たる二十件が公共入札談合事件である、こういう状況でございませ。

このような入札談合事件の状況にかんがみまして、私どもかねてからの公共入札全体につきましてこのような談合行為の防止の徹底を図る措置をとることが緊急かつ重要な案件になっていく、こういう認識で部内で検討を重ねてきたわけでございませ。考え方がほぼまとまりましたので、御指摘のようにごく最近でございませけれども、公共入札ガイドライン、これは仮称でございませが、考え方をいたしましては、御指摘の建設業ガイドライン、これは建設業団体だけに關するものでございませが、今申し上げましたこの十数年

における独占禁止法違反行為の内容を分析してみますと、実は公共入札と申ししても建設業だけではございません、むしろその半数以上が建設業以外の事業が含まれている、したがって建設業をもちろん含みますが、建設業を含めた公共入札一般に係るより包括的な対象を考えております。

それから、違反行為の内容でも一つ、団体に關するものではなくて、事業者相互の、例えば話し合いによる入札談合行為等独禁法違反行為が頻発しております。したがって、建設業ガイドラインのように団体の行為だけではなくて事業者相互の行為も含む、双方の意味でより広範、包括的な公共入札全体に係るガイドラインを策定する必要がある、このように考えたわけでございます。

それからなお、建設業ガイドラインにおきましては、先ほど申し上げましたように団体の情報提供活動等、団体ガイドラインで許容されるものを主として示しておりますけれども、私どもが現在考えております公共入札全体に関するガイドラインでは、独占禁止法上どのような行為が具体的に違反となるのか、それからどのような行為であれば原則としてこれは違反にならない許容されている行為であるか、それから状況に応じて違反のおそれのある行為、このように行為類型をできるだけ具体的に示しまして、結果といたしまして事業者及び事業者団体双方につきまして違反行為が未然に防止できますように、文字どおり活動の手引となるようなガイドラインを策定する必要がある、そのような考えからこの取りまとめについて検討に入ることを先般公表したという次第でございます。

○香掛哲男君 独禁法はなかなか私たち日本人になじみにくい法律でもございますので、これからそういうガイドラインをつくり、いわゆる教育的な面を優先していろいろやっていただきたいというふうに思います。

二番目にその公共入札ガイドラインの内容をお

聞きしようと思いましたが、委員長に今もう言っていたきましたので、次にまた私なりの考えも述べて少し参考にしていただきたいというふうに思っています。

さて、民間における入札と、会計検査院法や会計法に基づく制度、仕組み、チェックの中で運用される公共入札とは大きな違いがありますが、また同じ公共入札でも、既に製品として存在するものを購入する場合と、入札契約時にはそういう目的物が存在しないので、これから特定の場所で行事をしてその目的物をつくるという場合は、発注者側にも応札者側にも大きな違いがあります。すなわち、発注者側が関心を持つ目的物の質については、物品購入の場合は品物がもうそこにあるのですから、その質を確認すれば納入者がだれであっても関係ないわけですが、工事の場合、目的物がそこにはないので、今品質を確認することはできず、この工事をする業者を信頼して契約するということになります。

また、応札側にとっては入札価格を決めなければなりません。幾らで札を入れるかを決めることは重要なことですが、物品の売買の場合、既にもう茶碗なら茶碗、物なら物でできているんですからコストは決まっておりますが、したがって特段の作業は要らないと思えます。あとは幾らで入れるということを決断すればいいんだと思えます。しかし、工事の場合これからつくるのですから、現場へ行き、工法を決め、資材、労務等の調査をして直接工事費を積算するという大仕事が必要になります。公共入札といっても、このような違いがあることも十分配慮して新ガイドラインを策定していただきたいというふうに思います。

それから次に、具体的なお願いを二つしていきたいと思います。

一つはまず建設業に係る事業者団体の情報提供活動等については、基本的に建設業のガイドラインを継承していただきたいということですが、その理由は、応札者がみんな集まってオープンに情報を交換することにより、各社は自社の技

術力、手持ち工事量、経費面あるいは地元事情の精進度等における優位性、さらには他社の受注意欲等を広く検討し、入札に対する熱意度を決めることができると思っております。毎回の入札に全力投球しては、そのたびごとに何人もの有能な技術者と多額の費用を費やさなければなりません。会社の経営は大変困難になるというふうに思います。

何事をする場合でも、私ども例えば選挙に出席する、あるいは大学を受ける場合でも、大学を受取る、しかしその中でこれとこれはということになるが決め、うまくいけばという形ではかのもいりろやるわけでございます。今回、入札契約制度が変わるにしても、いろいろのそういうグルーブの人たちが札を入れることになると思います。そういう際には、何もかも一つ一つやっていたら計算というのは大変なんです。日本人というのはそういう頭脳を使い、技術を使うことに対しては余りペイを払うことはしないんです、物となればやるんですけれども。そういう一つのものを積算するといったら、役所の方で二、三人で一月ぐらいかかって一つのものをやるんです。そういうことで、では今幾つかの工事をこれから入札しようとするときに、十も二十も全力を挙げてやったらこれは大変なことだと思います。

したがって、こういう席に関係者が集まっていりろなことをお話し合う、情報交換をする、そういう中で自分の熱意度をいろいろ決めていってもらう、そしてそれもオープンな透明度の高い中でやってもらいたい。ただ、そういうことを禁止すればどうなるかといえば、これはもう営業活動で一社一社どうなるか当たっていくことになりま。それはまたかえっていわゆる暗い部分もいろいろ出ますし、これからの入札制度はオープンにそして透明度を高く、そういうふうな形をぜひ公取として指導していただきたい、そういうことが私の第一のお願ひでございます。

それから第二番目もお願ひして、最後にもう一

度委員長からそれについてお答えを聞きたいと思ひます。

もう一つの方は、今委員長もいろいろお触れになったことなんです、十月二十一日の日経新聞によりますと、新しい公共入札指針では事業者団体の行為を独禁法に原則として違反となるもの、違反となるおそれがあるもの、原則として違反とならないものにと具体的に分類するとなっております。

現行の建設業の独禁法ガイドラインは、今委員長がおっしゃられたわけですが、事業者団体の活動につき原則として違反とならないものだけを挙げております。しかし、一般に複数の事業者間の行為は事業者団体の活動のように継続性や拘束性を持つことは少なく、同様の行為を行ったとしても競争阻害にはなれないので、事業者間の行為については事業者団体の活動よりも許容される範囲が広く、現行ガイドラインにおいて事業者団体の活動として許容されるものは当然許容され、さらに例えばルールに基づかない偶発的な受注予定者の決定は、独禁法第八条第一項第一号の「二定の取引分野における競争を実質的に制限すること」の違反や、第三条後段の事業者は「不当な取引制限をしてはならない」の違反にはならないと考えられております。

こういう考え方は、予算委員会などに公取委員長に来ていただいている御答弁いただくという中から、みんなこの辺まではいいのかなと。特に、五十七年の春の予算委員会でも橋口委員長にいろいろ質問しお答えいただいております。橋口さんもこういうことに触れておられるんですけれども、今そういうことを参考にしながらいろいろやっているんです。今までは違反とならないものを決めていただいた。したがって、事業者団体でもいいものは当然いゆる結合の弱いという事業者間でもいいだろう、もう少しいいだろうというところで、いろんなことを今申し上げたわけなんです。そういうことを橋口さんもおっしゃっている

しかし、今回は原則として違反となるものも定められるんですから、より厳格性が必要になると思いますので、ぜひ事業者団体と事業者間のそれぞれの行為についてもガイドしていただきたい。特に公取委員長にお願いしたいのは、そういう実情をよく御理解いただいて、そして教育的な面ですべて全業界なり役所なり、そういうものを指導していただきたいということでございますので、最後に公取委員長のこれについての御感想なりお許しただけの範囲での今後の方向づけについてお答えをいただき、最後にしたいと思います。

○政府委員(小粥正巳君) 私どもが公共入札ガイドラインを策定いたしますということを発表いたしましたその点につきましては、ただいまより具体的な内容についてのお尋ね、御要請をいただいたわけでございますが、これは何分これから具体的な内容について検討に着手をしていくわけであります、内容についてまだお答えを申し上げる段階になっていないことは御理解をいただきたいと思っております。

ただ、当然でございますが、検討に当たりましては、先ほどもちょっと触れましたように、過去の私の違反行為について処分をいたしましたその内容の分析、このようなものが蓄積をされておりますけれども、これを十分に勘案いたしましてできるだけの具体的なわかりやすいものを提示したい、こう考えているわけでございます。

もちろん、今御指摘のように、今回の公共入札ガイドラインの中には建設業を含み、それ以外の多様な各業種を含んでいるわけでございまして、それに対応する事業者やあるいは団体の活動とその実態というものはこれは種々さまざまであろうかと思われまします。ただ、入札手続につきましては、行為、これに関連して私どもの関心となります。独禁法違反行為を未然に防止したい、そういう問題意識から考えますと、その点は業種の実態がさまざまでありましてもおのずから共通のものがあるのではないかと、そういうことも考えております。いずれにいたしましても、違反行為の未然防止の

徹底ということにあくまで重点を置いて考えていきたい、具体的に策定をしていきたい、このように考えているわけでございます。

そこで、特に二点について御要請がございました。一つは、団体の情報活動という点でございますけれども、これも恐縮でございますが、具体的な内容は今後の問題でございます。いずれにいたしましても、再三申し上げますように、違反行為の未然防止の徹底、それから団体なり事業者の本来的適正な活動、これがどのようなものであるべきかという点をいけばクロ、シロ、灰色と申しますか、原則として違反のもの、原則として違反でない許容されるもの、そして場合によっては違反のおそれがあるものというそういう分類、これは私どもがその他の分野でガイドラインを示す場合に大体このような分類を示してガイドラインの内容を策定しておりますので、それに従ってつくりたいと考えているわけでございます。御指摘の情報活動につきましても、どのような内容を記述するのが最も適切であるか、これは十分今後検討してまいりたいと考えております。

それから二番目のお尋ねで、特に事業者の行為の中で、先ほどの御指摘では個々の入札における偶発的な談合行為、このようなものがどう考えられるか、こういう御質問であらうかと思っておりますけれども、一般論でございますけれども、入札に際しましては入札参加者があらかじめ受注予定者やあるいは入札価格を決定するといったいわゆる入札談合行為でございますが、これは申すまでもなく入札制度の根幹に触れるものでありますし、独占禁止法違反になることは当然でございます。

そこで、個別の入札における談合につきましても、その背後にいけば談合のルールがある場合、これはもちろんでございますけれども、仮にそのようなルールが認められない、しかしある個別の入札について今申し上げたような意味での入札談合行為が行われたとしますと、これは独占禁止法上やはり問題にされるべきケースであらうと考えております。ただ、具体的に個々の事案をどのよ

うに判断しどのように取り上げていくかというところは、これは申すまでもなく法の趣旨に照らしまして個別具体的な状況を総合的に判断して取り上げていく、そういうことでございますから、これはあくまで個別の問題は具体的な状況、態様に応じて判断が行われる、こういうふうに申し上げざるを得ないわけでございますけれども、その点はただいまのように私どもは考えているわけでございます。

先ほど従来の公正取引委員会の国会におきましての見解を御引用されましたけれども、その点は今申し上げましたように、個々の事案の判断はあくまで法の趣旨に照らして個別に判断をされるという点、それから個々の工事に関するような案件につきまして例えばその規模とか地域経済への影響とかがその際の判断の材料の一つになることである、そういう趣旨を述べたものであると私どもは理解をしているわけでございます。

いずれにいたしまして、今回私どもが公共入札ガイドラインの策定の方針を明らかにいたしましたのは、冒頭申し上げましたように、建設業界にかかわらず公共入札に關しまして大変広い範囲で入札談合行為が残念ながら少なからず引き起こされているということ、これは私どもとしましては、私どものこれまでの努力がなお足りなかったというこの反省も含めまして、これに対して防止の徹底を図る措置をとることが現在大変重要な課題となっているということを強く認識をいたしまして、このような方針を発表したわけでございまして、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○審判官(若原) 公取委員長、どうもありがとうございます。退席されて結構でございます。では次に、景気の問題に移りたいと思っております。まず経企庁にお尋ねします。景気の現状認識についていかがお考えでしょうか。簡潔にお願いします。

○国務大臣(久保田真苗君) 景気の現状につきましては、住宅建設など一部堅調な動きが続いておりまして、消費、投資が低迷を続けてまいり

企業収益、雇用の情勢も依然厳しく、したがって企業マインドも萎縮している、このような中で景気回復に向けた動きには足踏みが見られまして、総じて低迷の基調にあると考えております。

○審判官(若原) 私は、経企庁がお考え以上に景気の現状はもっと悪いというふうに思っております。そこで私なりに思っており、お手元に資料をつくりましたから、これをさあっと見てください。一番上のものを見ていただくと、この下は年月です。縦は前年度同月比に対して産業用大口電力需要が何%減ったかふえたかを示しております。いわゆる産業構造というものは、この電力需要量と大変相関が高いというふうに私は思います。まず、さあっと過去を振り返ってみても、景気が悪くなり出したのは一昨年の三月、組み立て産業が減り出したことです。この図の上を見てください。九一年の三月、電力の消費量が、需要がさっと減ってますね、下がっております。それが組み立て産業が下がってきたんです。そして、七月、八月にはほとんどの産業がだあっと下がりなりましたね、七、八月がだあっと下がってきた。そして、この九一年の暮れあたりからもう何もかも悪くなって、まさにここから不況が始まって、電力もずっと下がってきたんです。

そして、ずっと見ていただくと、九三年のところで三月、四月、これが上向いてきました。確かに中国向けの鉄鋼などいい面もあったんです。う。あるいは政府のたびたびのいわゆる大型の経済政策、そういうものも幾分効果を出してきたんではないでしょうか。しかし残念ながら、四月、五月ごろは横ばいになってきた。そして現在を見ていただくと、先ほど来いろいろ言われております、そういう影響でこの七、八、九月とも対前年比で大幅に下回って下がってきている。こういうのが現在の認識で、雇用面にも不安が出ていますし、景気、個人消費もだめ、設備投資もなかなかだめ、そして今おっしゃったように住宅、そして幾分公共投資がいいといううんだけれど

も、本当はシェアとしてはわずか二五%のところがいいわけでは、そういうものがどういふふうにして國のところにいろいろ今まで波及していったかというところ、大手建設業関係の受注がふえる、そうすると大手建設業は単にその公共事業やそれだけではなくて、彼らは非常に企画力、計画力、調査力を持っていたから、こういう開発をしたかどうか、こうしたらどうかというアドバイスをいろいろなところやって、そしてそれがまた上がったいったんです。

ところが今、大手建設業の受注額は去年に比べてダウンしているんです。それはなぜかというと、非住宅がもう全然だめなんです。ビルもだめ、そしていろいろの設備投資に関連したそういうものもだめですから、こっちは二五%のシェアは堅調、堅調と企画庁さんはおっしゃるんだけれども、もらったそれがどこへ行くかと言え、建設業界が多いので、そこがもう全然だめなんです、減っているんですよ。ですから、もう個人消費も設備もだめ、こちらがいいというのもそういう状態ですから、何もかもだめ。そして、雇用問題にもいよいよ手をつけるようになってきているんですから、もう少し言葉の上だけじゃなくて真剣にひとつお願いしたいというふうに思います。

次に質問いたします。

企画庁さん、これは長官でなくても、それぞれの政府委員で結構なんですけれども、バブル経済の後遺症について特に現下の不況との関連においてどのような認識を持っておられますか。

○政府委員(土志田征一君) お答えいたします。バブルの後遺症あるいはバブル崩壊の影響という点に關しましては、三点あるかというふうに思っております。

第一でございますが、これは金融面におきましてバランスシートが悪化をしております。特に金融機関の不良資産が非常に大きいというふうなことで、企業におきましても有利子負債が増加をしているというふうな状況でございます。

第二点は、いわば過度の投資に伴う過剰な設備等でございます。特にこの点で目立ちますのは、オフィスビルの過剰供給でございます。

第三点は心理面でございまして、やはりバブルの崩壊が家計や企業のマインドに影響を与えておる、やや萎縮しているという側面があるかというふうに思っております。

○審判官(若原) そこで、目に見える形に思っている面二つを用意したので、これについて説明してみたいと思います。

今おっしゃったように、金融機関の問題、過剰設備それから家計、個人消費の云々、このほかに私はまだ過大な雇用というものが大企業にいろいろあるんだというふうにも思います。それから、土地、株の過大な高騰とか、そういうような問題もいろいろあると思いますが、一体このバブルというのを目で見るとどうなったかをこの図面二つで説明したいと思っております。

まず、この真ん中、バブルの象徴的なものとして、土地が物すごく上がっていきまして、その土地価格がどうなったかを示したのが真ん中の図、これは東京圏のものでございます。下の方は年度を書いてあります。縦軸には、昭和五十八年を一〇〇とした場合に幾つになったかという数値を書いております。

したがって、一番上の点線を見ると、商業地でございます。商業地も六十一年から六十二年にぎゅうっと上がっていきまして、そして、平成二年では三・一、三・一倍、三年には三・一倍。そして、ここからいわれるバブルがはじけてずっと価格が下がる、不況に入っていくわけですから、平成五年はこれは七月を示しております、二・二五という数字になっております。

これは一体どんなぐらいに上がってきかという、土地価格は大体名目GNPぐらいで上がってきておりました。ここを見てもわかるように、五十八年から六十二年ぐらまでは大体名目ぐらで上がってきて、後はがあとと上がっていった

んです。ですから、名目のとおりいくとすると、平成五年では一七四ぐらいになります。かなりまだ商業地は離れております。ビルもかなりあいていますから、商業地が適正なところへくるには、私はまだ一年近くかかるんじゃないかと思えます。しかし、その下の住宅地は、ずっと目だどっていただいて、平成五年になると一八九と名目GNPの一七四に大変接近してきております。まああの値段に住宅地はなってきた、そういうことがこの住宅地の流動性を増してきた、というふうにも思います。こういうことで、土地の価格についてのバブルの影響は、まだ商業地で半年から一年ぐらいは続くだろうというふうに私はこの図から思います。

それから、下の方です。いわゆる設備投資が過大だったというけれども、機械受注大手二百八十社とGNPの動きを示したのが下の図です。同じように六十二年ごろから機械受注はわあっとふえて、平成二年、平成三年、それからがあとと下がってきまして、そして、この名目GNPよりも上回ったところを足してみると、面積で四百八十ぐらいになります。平成五年のところで大体百七十ぐらいの単位になりますから、四百八十を百七十で割ると二・三年、これから二・三年しなくて

もいいぐらいのいわゆる機械設備をいろいろやっただけではないかと思えます。もちろんそのことがすぐ機械設備が要らないということではなくて、技術革新や新商品の開発、またそのほかいろいろなことがありますが、ある程度はいくんどしうが、まあ機械設備についても二・三年分ぐらいはまあまあ大体余計ある、そういうようなイメージだというふうに思います。

そこで、今バブルの影響というのは予想以上に多く、今おっしゃいましたいわゆる金融機関による過大な信用創造、そしてそれを今なくするため共同債権買取機構をつくっています。この共同債権買取機構も一兆九千億ぐらいです。その簿価のものをこの間一兆三千億ぐらいて買って、そしてそれをほかへ売らなきゃだめなんだけれども、

売ったのは三十六億四というのです。この間大蔵大臣が予算委員会でごうございました。ですから、余り動いてないんですよ。こういうことがいろいろ問題だという意識はまさに企画庁でもお持ちだと思えます。ですから、過大な個人消費や過大な雇用、土地、株の高騰、過大な設備投資、そういうものがいわゆるこのバブル経済の後遺症として重くのしかかっているんだと思えます。

そこで、時間もなくなってきたので、三番目、政府が九月に決めた緊急経済対策や日銀の公定歩合引き下げの効果はどう見ているか、簡単にお願いします。

○政府委員(小林博君) 本年九月の緊急経済対策に關しましては、従来取り上げられておりませんでしたけれども、規制緩和あるいは円高差益の還元といったところに着眼をして手をつけたということでございます。この二つのポイントだけでも相当の効果を期待しております。

それから、在来型の財政的な対策につきましてもおよそ六兆円の規模の追加支出が期待できる、こういうことでございまして、これがこれからの我が国民経済の浮揚に貢献するというふうにごうておるわけでございます。

その後、九月二十一日に日銀が公定歩合を引き下げたわけでございますけれども、〇・七五引き下げまして史上最低の金利水準にまで達しておるわけでございます。これら公定歩合の引き下げに關連いたしまして種々の民間向け金利が引き下げられておまして、順次住宅投資を初めとして種々の実物面に好影響がはじめておる、こういう認識でございます。

○審判官(若原) 今までやったことよりもこれからどうするかについてお尋ねしたいというふうに思っています。

景気の低迷が深まる中で、大手企業の九割以上は業績悪化により来春の新卒採用を大幅に削減すると報じられており、また有効求人倍率も東京が〇・五六、大阪が〇・四六と著しく減少しております、全国平均でも〇・七と一を大きく割り、雇用

面にも深刻な影響がはじめております。私の地元
の石川県でも、繊維関係の企業では稼働率が六〇
から七〇％、一般機械でも七〇から八〇％で、こ
の状態で続けば年末には雇用調整に入らないと経
営はもたないというふうに出ております。

このような景況を踏まえ、今後の景況対策とし
て何をしたらよいのかを六つ七つお尋ねしますの
で、簡単に答えたいと思います。

まず第一に、今までのようないわゆる公共事業
というふうなものを中心とした財政出動型、そう
いうような景況対策がこれからの景況にいい影響
はあるのかどうか、もちろん効果はあると思いま
すが、またしかし、こういう財政の中でそういう
ことに大きな期待が持てるのか。そういうような
ことを一言で言っていたきたいと思います。

○政府委員(小林博君) 財政面の種々の手当てと
いうのは依然として重要性を欠いておられないとい
うふうに考えております。

○斎藤哲男君 とは思いますが、なかなかこれは
財政当局にしてみればお金のいろいろ要すること
ですから、今後ともやはりパンクを起こさないとい
うか、いゆる底割れをしないとか雇用調整に入らな
い、そういうためにはぜひ必要だというふうに思
います。しかし、今までも既に三十兆円規模のも
のをやっているわけですから、これからやってい
くといつてもおのずから限界があるように思いま
す。

そこで次に、金融に関連して公定歩合の引き下
げが考えられますが、先般公定歩合は一・七五％
まで下がりましたが、その効果については今お聞
きました。また、今後さらにこの一・七五％を下
げることが景況の回復にいい効果があるのか、ま
たこれ以上下げることが経済的に見て可能なの
か、いわゆる経済の専門家としての意見で結構で
ございますから、お願いいたします。

○政府委員(小林博君) 先ほども申し上げました
ように、九月の公定歩合の引き下げ以降の金融緩
和というのは非常に著しいものがございます、
既に住宅投資を初めとして好ましい影響を与えて

おるわけでございます。それから、当然のこと
ですけれども、企業の金利負担の軽減が期待できる
ということでも企業の設備投資の下支えになるとい
うふうに認識しております。それから、マネーサ
プライの伸びも、これは財政面の支出が進んでお
るといふことの証左でもあるわけですが、また、
回復をしてきておるわけでございます。したが
いまして、もちろんこの金融面の措置というものは有
効であることは論をまたないというふうに出て
おるわけでございます。

公定歩合の操作等については、これは中央銀行
の所管でもございますので、私どもから申し上げ
られない点ではないかというふうに出ておるま
す。

○斎藤哲男君 私は、公定歩合はもう一・七五に
下がっているもので、これ以上下げてもなかなか景
況に対する効果はプラス・マイナスだというふう
に思います。景況に対してプラスの面は、今おっ
しゃったように貸出金利が下がれば、なかなかす
ぐ運動しにくいんですけれども、下がれば企業の
設備投資が刺激されることはそのとおりだとい
うふうに思います。

しかし、マイナス面もござります。現在六百五
十兆円もある個人貯蓄の金利が目減りするん
です。個人消費には直接悪い影響もあると思いま
す。また、時間選好の影響、いわゆる預金金利が
下がれば貯蓄してふやして将来使う楽しみが少
くなるから現在使うようになりやすいと言われま
すけれども、そういう影響は私は少ないというふ
うに思います。

ただ、ここで効果があるとすれば、先ほど来出
ておる金融機関の不良債権の処理にはかなりよい
影響があるかと思えますけれども、プラス・マ
イナスの面であって、これから一・七五をさらに
一にするとかなくしたかたからといって景況にそ
んなにすぐ出てくるという気は私はいたしません。

そこで次に、企画庁長官にお願いしたいんです
が、減税についてですが、所得税減税はいまだ一

連の経済対策の中において一度も行われておりま
せん。即効性の期待できる景況対策は出尽くした
感があり、残っているのはこの所得税減税しか
ないのではないかとこのように思っています。直間比率
を見直す抜本的税制改革の中で所得税減税を先行
させ、さしあたって減税分はつなぎ国債で埋め、
将来は消費税率のアップで対処するという案が
いろいろ新聞等でも出ておりますが、これについて
久保田長官はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(久保田真苗君) 今回の緊急経済対策
の中には、政府税調、平岩委員会といったような
面での活動も一応含みまして御提言申し上げてお
ります。そして、その中身につきましては細川総
理が諮問という形で所得税減税を含むところの税
制の基本的なあり方について審議を頼んでおられ
ますので、私は間もなく税調のこれに対する総合
的な御判断が出てくると思いい、それを見守ってい
るところでございます。

○斎藤哲男君 当然そうだった場合に、いわゆる
財源の穴埋め的なものとして今申しました暫定的
にはつなぎ国債があるんではないかと、それをき
ちとやっていく、また抜本的税制改革において
直間比率を変えらるるならば間接税をふやすとい
うことでしようから、間接税としてはどうしても消
費税を上げざるを得なくなるんですが、この消費
税を上げるといふことについて久保田長官の御意
見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(久保田真苗君) 所得、消費それから
資産のバランスのとれた税体系のあり方というも
のが御議論されておられて、いろいろな御意見
も出ておるようでございますけれども、まだ明示
的なものは何一つおられないところでございます。
もちろん、私も連立政権に入るに当たりま
してこうしたバランスのとれた公平な税制のあり
方についてこれを進めていくという合意を持って
おりまして、しかしなお消費税の問題につきましては
これは六年度の当初予算には入れないのだとい
う了解事項もございまして、そのような観点か
ら、また経企庁として目配りをすべき観点から見

守っておるところでございます。

○斎藤哲男君 所得税減税をしてすぐ目の前に消
費税が上がってくるというんだと、私はこの
景況浮揚効果はないと思えます。やっぱり基本的
には所得税減税をする、そして景況が上がつてき
たら消費税も取っていく、久保田経企庁長官、ぜ
ひそういうふうなことで頑張っていたいただきたい
というふうに思います。

そこで、あと五分ですが、規制緩和、円高差益
の還元が景況回復に及ぼす効果についていろいろ
お尋ねしたかったんですが、先ほどこれにも触れ
ていただきましたのでこれは飛ばさせていただきます
まして、次のいわゆる円高対策についてお聞きし
たいと思います。

今、円は非常に高くなっております。経団連等
では、この間の話では、我が国の円は百十五円プ
ラス・マイナス五ぐらいがいいんじゃないか、言
いかねれば今は百円台ですから百十円から百二十
円、この問題がさうと何かの力で解決すれば相当
景況浮揚にはプラスになるというふうに出てお
ります。

確かに、最近の急速なる円高で産業界は一層不
況感が強まってきております。その対策を見てみ
ますと、一つは国内生産から海外生産へシフトい
たしております。その結果、国内就労人口が減少
する。また、貿易黒字削減のため輸入拡大を図り
ます。その結果、当該部門の就労者が減少する。
いずれにしても、雇用不安を増大させております。
この円高不況対策がさらに不況を招く結果にも
なっております。

この悪循環を断ち切るため、政府として思い
切った円安政策の導入と、何か対策は考えられな
いものか。我が国の優秀な経済マンがたくさん
いる経済企画庁で、ひとつ新しい知恵を出して高
くなっている円を十円も安くすれば、私は今回の景
況浮揚に大変大きな影響力を即効的に及ぼして
くれると思います。マネーサプライをふやすとかど
うとか、この裏には米国のいろいろな関係もある
と思いますが、何かこれについて一言、事務当局

で結構ですから、一、二分で意見があったら教えてください。

○政府委員(小林博君) 為替レートの水準につきまして、経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが望ましいというふうな考えでおりまして、そういう意味では直ちに円安にする必要はないわけではございません。経済のファンダメンタルズの反映というものが王道といえますか、本筋ではないかというふうな考えでおります。

○審判官(男君) それだったら、今の百円台が適正なファンダメンタルズというふうにお考えですか。経団連で言っている百五十円プラス・マイナス五、要するにいわゆる日本のファンダメンタルズは大体百円から百二十円だと経団連が言っていますが、それについての意見を言ってみてください。

○政府委員(小林博君) これは基本的には、我が国の経常収支の黒字幅が大きくなり、それがこの数年さらに拡大をしたというところに原因があるというふうな考えでおります。したがって、この対策といたしましては、在来言われておりますように内需中心型の経済運営を徹底していくということが一番大事な点であるというふうな考えでおります。

○審判官(男君) 最後に、通産大臣に企業のリストラについてお尋ねいたします。

従来、景気回復のきっかけとなっていたのが、一つには公共事業等の追加、二つには金融機関の積極的な融資、三つ目に輸出の増加、そういうものによる需要の増大でございましたが、今回は円高や金融機関の不良債権の増大、ゼネコンの問題等により今までのそういう筋書きは期待しにくい状態にあります。すなわち、供給過剰がなかなか改善しないのが問題だと思えます。

企業では、不採算部門の切り捨てなどのリストラが進んでいないので、供給力は縮小せず、その結果需給の不均衡が拡大して製品価格は下がりがみと伝えられております。不得意の分野を切り、

得意の分野等を伸ばすリストラによって企業の収益が回復すれば、新しい事業に進出したり設備投資や人員採用をふやしたりして、経営も活性化するという考えもあります。もちろん、リストラによって一時的に失業者がふえる場合には、政府の的確な対応が必要で、その他の政策面からの支援も欠かせないと思えます。

最後にひとつ、景気回復に対する通産省としての施策について大臣の所見を伺って終えたいと思えます。

○国務大臣(熊谷弘君) 現下の不況の中で企業が大きな構造転換を迫られているということは、私も委員と同じ認識を持っています。ところで、企業レベルでも、また業種といいますが産業レベルでもリストラは進めていかなければならない。しかしながら、その過程におきましてまた摩擦が生じてくるわけではございまして、これに對しても適切な政策がとられなければなりません。

私は、内需主導型の経済成長というものが一定率保たれないとこの摩擦は極めて厳しいものになるというところを感ずるわけではございまして、先ほど来企画庁の担当者の説明にもございましたように、基本的には内需主導型の経済をとりつづめる。的確な産業構造転換策を講じていく。そのために、既に産業構造転換に関する法律もございしますが、私も、特に厳しい状況にございします中小企業につきまして、この円高化を図るためのリストラ法案を国会に提出いたしているところではございします。

○審判官(男君) 以上をもって終わります。ありがとうございます。

○吉村剛太郎君 今日政治課題で最大のものは、今続いております不況をいかに脱却するかというところであらうかと思えます。そういう折に、通産大臣、また経企庁長官に就任されましたお二人に大いにその腕を振るっていただきたい、このように考える次第でございします。新しい細川政権になりまして、国会の質疑はな

るべく政府委員の方々に頼らないで政治家同士が討論をするように持っていきたいというふうなことも言っておられます。そういうことで、私の方もなるべく各論を避けて、きょうは総論に終始していきたい、このように思っております。それだけに、両大臣の生の声をぜひお聞かせいただきたい、このように思う次第でございします。

今申しましたように、今日大変な不況下であるわけではございしますが、たまたま私は先日テレビを見ておりましたら、終戦直後のニュース、日本ニュースでございしますが、それが放映されておりました。一九四六年、七年、八年、そういう時代のニュースがあのままに放映をされておりました。そこには映し出されております我々国民の姿、また子供たちの姿、本当に戦後の瓦礫の中で大変貧しかった、こんな感じを深くしておるところでございします。ちょうど、私は終戦の年は小学校一年でございします。通産大臣とは同じ世代ではないかと思いますが、学校に行くにははだしで通っておったというふうなことでございした。が、それから見ますと、今日のこの平和で豊かな社会といえますものは、まさに隔世の感があるわけではございします。

今日そういう不況下といえども、日本の今日の経済的豊かさは、我々日本人があの太平洋戦争という大変不幸で過酷な経験をしたが、私が常々考えますに、そこには国としての大変な意味では幸運と、またその後の日本の政治を担った政治家の政治的判断また決断がすばらしいものがあつたんではないかな、このように思っております。

確かに、昭和二十年八月十五日、日本はポツダム宣言を受諾して全面降伏をしたわけではございしますが、確かにあの戦争といえますのは不幸せなものでありましたが、幸運といえますのは、この日本国土がいわゆる自由主義の国のアメリカに占領されたということが一つの幸運であった、このように思っております。それと同時に、ドイツや朝鮮半島のように分断されずにはば一〇〇%自由主

義の国のアメリカに占領されたということ、これは大変な幸運であったと私は思っております。

もちろん、御存じのように北方領土、これは本来日本の領土でございしますが、これは余談になりますが、八月十五日以降の八月十八日にソ連軍が千島列島の最北端に南下してまいりまして、九月五日までずっと南下してきたというところでございします。したがって、本来ならば日本固有の領土であるわけではございしますが、それ以外はほぼアメリカに占領されたということでございします。北方領土の問題は直接この委員会と関係ございしません。これはまた別の面で論じさせていただきます。アメリカは、そういうことで自由主義の国のアメリカにはば占領された、そして分断国家にならずに済んだということではございします。

そして戦後、瓦礫の中からいろいろと苦勞をしてきたわけではございしますが、昭和二十六年に時の吉田総理がサンフランシスコにおきまして単独講和、いわゆる自由主義陣営との講和条約を結びまして、ああいう中で日本を自由主義陣営の中に位置づけました。あの当時単独講和反対、そういう世論もたくさんあつたわけではございしますが、端然として吉田さんは日本という国を自由主義陣営の中に位置づけをした。

そしてそれと同時に、もちろんその当時は米ソ両大国を中心にして東西対立した時代でございしますから、日本国民の生命と財産を守らなければならぬということでアメリカとの安保条約を結び、国民の生命と財産、安寧をまず確保したわけではございします。そして、その後日本はまさに日米安保条約のもと、アメリカの核のもとで、ある意味では防衛というものにその氣を使わずに、またお金を使わずに経済一本で進んでいくことができた。その延長線上に今の日本の平和と豊かさがあると思っております。時の吉田さんの政治的判断、決断といえますもの、まさに政治家の判断、決断といえますもの、このように思う次第でございします。

そういう一つの幸運と、また幾つかの政治的な判断、所得増進政策、また日本列島改造論、いろいろなことがあるわけですが、いずれにしてもその延長線上に今日の日本の社会といえますもの、平和と繁栄といえますものは位置づけられている、このように思う次第でございます。

そういう中で、三十八年間自民党は日本の政治をお預かりをいたしました。何も私が、自民党がよかった、このようにここで言うわけではございませんが、自民党が政治を担当し、そして折々にその路線上で打ち出しました政策に国民の方々が大変協力をいただいたおかげで、このように思う次第でございます。そして、三十八年間の自民党政権に終止符を打ちまして、新しく細川政権が誕生をした次第でございます。

もちろん、細川総理もこの自民党政権を継承するということを言われておるわけでございますが、そういう中で今歴史を振り返りまして、サンフランシスコ講和条約からそして安保体制といえますもの、それと今日の平和と繁栄といえますもの、こういうものについて通産大臣はどう評価をし、どうお考えになっておるか、大臣の言葉でぜひ答弁をいただきたい、このように思う次第でございます。

○国務大臣(熊谷弘君) 戦後日本の発展の来し方を考えれば、その礎石に一方で政治的枠組みとしての日米安保体制というものがはかり知れぬ日本の平和と安全と繁栄の基礎にあったということ、私は、私も委員と同じ考え方でございます。また、同時に日本は西側に所属することになったわけでございます。そういう中で社会主義が資本主義かという選択の中で資本主義の道を選んだわけでございます。そしてそれとまた、その後の日本の繁栄、発展にはかり知れぬ影響があったというふうに私は考えます。

ただいま現在、冷戦は終結を見たわけでございますけれども、この冷戦構造下に経済繁栄をつくり出す政治の体制ができた。私自身もかつて自民

党に所属をいたしました、この三十八年間の自民党というものは大きな役割を担ってきたと考えるわけでありますが、冷戦の終結後、我々はおのずからまた新しい課題に直面したのではないかと、それが細川内閣の歴史的な使命である、こういうふうに私は考えているところであります。

○吉村剛太郎君 まさに今、大臣がお答えになりました、ある意味ではかつて我々は同志でございまして、基本的な考え方において異なるものは何もない、このように思っております。

ソ連が崩壊し、東西ドイツが統一をしました。そういうものを見るにつけても、やはり国家運営といえますものがまさに社会主義では運営できないという一つの歴史の証明であった、このように思う次第でございます。そしてまさにソ連の崩壊といえますものはある意味では財政的な崩壊があいいう形になった。あれだけの膨大ないわゆる国防費といえますが、軍事費といえますものを負担できないというところから来ているであろうということを考えますときに、本当に経済一本で進んでこれた日本の社会といえますもの、そういうものの方向づけをした政治的判断といえますもの、そして三十八年間自民党が政権を担当したということ、いろいろと今言われていることもありますが、私は必ず歴史の中で評価をされるもの、このように思う次第でございます。

そういう中で企画庁長官、大喪失礼でございますが、かつて社会党さんは、サンフランシスコ条約締結、また安保につきましては一貫して反対の立場を貫いてこられたわけでございます。しかし、今通産大臣がおっしゃいましたように、厳然としてその路線上に今日の日本の社会があり、細川政権もその路線を引き継いでこれから政治を運営していくという立場であるわけでございます。が、逆に、かつての社会党さんが主張されましたそういう反対論、講和条約反対、安保反対、しかしながら歴史がもうこういう形のものを証明しておるといふことについて、長官はどうお考えになっておるか、よろしくお願いします。

○国務大臣(久保田真苗君) 日本の戦後のこの発展につきましては、やはり敗戦後アメリカの経済援助というものが、また自由主義の貿易体制の中で日本が活路を見出して、国民の教育も進みましてよい労働力がこれを支え、ここに至ったことについては私は評価しております。

ただ、おっしゃいますこの日米安保体制でございますけれども、これにつきまして、一緒に連合側で戦ってきた米ソというものが戦争の後非常に対決の姿勢になりまして、その関係で日本が分断されずにアメリカの側の占領を受けたということに私は私も幸せだと思っております。それにつけても、日本にかわって分断された朝鮮半島の状況が今日に至っても解決していないということを非常に気の毒に思うものでございます。

そして、そのように進んできたのですけれども、世界的な冷戦の中で、途上国をも巻き込むようなさまざまな軍事的な対決の中で、日本がもしかしてアメリカの核基地というようなことになった、そしてそれが日本の安全に脅威をもたらすということを国民が非常に心配し、安保条約に反対した国民が極めて多かったということも私は理解できるものでございます。ただ、その後、非核三原則というものをとともかく編み出して、これを防いだこと、そうした内閣もあつたということは私も評価しておりますし、あるいは武器輸出三原則といったようなこと、あるいは兵器輸出三原則、そして今や冷戦の構造というものが崩壊したということとはまことによかったことだと思えます。

しかし、私どもは、冷戦崩壊後の日本あるいは世界というものは平和、軍縮という方向へ当然向かうべきだと思っておりますし、こうした原則を堅持してきた日本といまして最も世界に貢献でき、その観点から細川内閣は新たな手法を編み出していくべき内閣だといふふうに考えております。

○吉村剛太郎君 日本が自由主義国でありますアメリカに占領された、そして分断されずに済んだ

ということとはまことに幸運であつたという面、長官と私は全く意見が一致するわけでございますが、一貫して講和条約、安保に反対をしてこられた社会党の当時の主張は、安保を結ばず戦争に巻き込まれる、徴兵制がかけられるというような主張であつた、このように思う次第でございます。それはその当時、長官おっしゃいましたように大変な世論の喚起にはなつただろう、このように思っております。

しかしながら、それが結果としましては、もう今日の歴史が証明しますように、この四十八年間、日本はおかげさまで戦争に全く巻き込まれることなく、そして今日のこの繁栄を満喫しておるというわけでございます。ずっと社会党さんがそういう主張をしてこられた、党大会でもいろいろなものでそういう主張を変えておられませんが、しかし、現にそういう自由主義体制というのが堅持され、そして安保体制といふものも今日なお堅持されておる、それを細川内閣は継承していくという、その細川内閣に長官は入閣をされたわけでございます。そして、基本的な面ですと反対されておつたものの政権に入閣をされた。

その辺の矛盾といえますが、例えばこの間も予算委員会ではいろいろと質疑がありました自衛隊の問題につきまして、ここは商工委員会ですら余り深く突っ込む気持ちはございませぬが、しかし閣僚は内閣の一員として全体の責任を負わなければならないと思ひますし、その防衛といえますものは、これは国民の生命、財産を守る大変重要なことでございまして、経済閣僚といえどもこれは十分にお考えのことだ、このように思っております。

そして、自衛隊についてはずっと一貫して違憲であるという社会党さんの御意見でございますが、どうもよくわからないのは、閣僚として、政権としてはこの政策合意の中で認めるというようなことでございまして、だけれども、違憲というのは、そのまま違憲という主張をお持ちなんです。しかし、閣僚としては現実を注視して認めていく

というふうなことであろうか、このように思いますが、私はなかなか理解ができないものですから、ちょっとその辺をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○国務大臣(久保田真苗君) 自身の気持ちの中ではそれは余り矛盾していないんです。なぜかといいますが、仮にもし社会党が単独政権になったとしても、その場合に日米安保条約を廃棄するかといった、それはそうしないと思うんです。対外的な条約でございますから、それを一切を引き継ぐというのは当然でございます。しかしその先、時代とともに変わっていく中でどうするかというところが新たな課題になると思うんです。ですから私は、細川政権に入って日米安保条約を継承していくという基調から始まるということに何ら矛盾は感じていないのでございます。しかし、私としては、せっかく政権がかわったのですから、やはり今までは、この冷戦構造の中でずっとやってこられたその政権とは違う観点があつてしかるべきだと思つてゐるのでございます。

また、自衛隊の問題に関しまして一貫して自衛隊は違憲だと、自衛隊は違憲か合憲かという御質問は極めて大ざっぱな御質問だと思ふんです。私は、憲法に九条がある以上、自衛隊がいかに大きくなくても、どんな装備をしても、またどんな行動をとつても、それが憲法の精神に適合しているとは言いがたいものがあると思ふんです。したがって、閣僚あるいは公務員というそういう立場に立ちますと、やはり絶えずこれが憲法の精神に合致しているのかしていないか、私も公務員の場合、そのところを常に目を配つて心を戒めていくということは絶対に必要だと思つてゐるのでございます。

○吉村剛太郎君 通産大臣、今の質問に一言。安保の問題については先ほどお答えを聞きました。が、自衛隊について所見があれば一言。
○国務大臣(熊谷弘君) 少し私のさきのお答えが舌足らずだったのかもしれないけれども、私が

細川内閣の歴史的使命と言わんとする意味は、冷戦が終結いたしました、その冷戦の終結後、日本の政治もまた変わらなければならぬ、好むと好まざるとにかかわらず変わらざるを得ない、その変わる道筋をつけていこうというのが細川内閣の歴史的使命である、これは経済についても同じことが言えるのではないかと思ふのでございます。

安全保障の問題につきましては、私は、日米安保条約というもの、今後見通せる限りの将来を展望いたしまして、この国日本の平和と安全な体制をつくる上に欠かせぬ最も大事なものだ、こういうふうな考えでおります。

○吉村剛太郎君 若干といひますか、長官と通産大臣のニュアンスの違いを感じるわけでございませうが、これは商工委員会ですから、深くこれ以上のことは申すつもりはございません。

ただ、いづれにしても、国防といひますものは大変大切なことでございまして、万一のことを考へて常々最小限の自衛力というものは持つべきだ、このように思ひますし、その万一のことから起らないようにするのがまさに国防の真髄だ、このように思ひます。

それと同時に、今日の細川内閣は幾つか大変フアジーな点がございませう。その一つが国防、自衛隊の問題だろう、このように思ふわけでございませう。政権といひますものは確かに結果的には幾つかの仕事をやる、この細川政権というのは政治改革、景気対策、幾つかをして恐らく終わられるだろう、このように思ひます。そういうことをやつた内閣だということの結果として出てくるのは当然だと思ひますが、しかし政権を担当している間はすべてにおいて責任を持たねばならないのが内閣であり政権だ、私はこのように思ふときに、国民は我々も含めまして、国防についてどうもフアジーでどうあるんだらうかという不安感を持つておることは認識いたしたい。国防について不安感を持たせないというのがやはり内閣の政治の責任であらう、このように思ふ次第でございませうから、これはそのように申し上げまして次の

質問に移りたい、このように思つております。

一九八〇年代後半から一九九〇年代初頭、九一年の春か秋ぐらいまでですか、大変な好景気が続いたわけでございませう。五十数カ月というわけでございまして、先ほど査掛委員もおっしゃいましたその間の土地価格といひますものの暴騰、私はちょっと株価を調べてみましたら、一九八六年が一万三千円、それから一九八九年、最高値が三万九千円まで暴騰した経緯を持っております。このように、株資産額や土地資産額が国内総生産額を上回つておつた。まさにその分が私はバブルと言われる、実態を上回つた分がバブルであらう、このように思ふわけでございませう。

こういう現象というのは世界的にも幾つかあるようございませう。特に有名なのが、十七世紀、オランダでチューリップの球根が投機の対象になつてどんどん暴騰しまして、オランダ国民が家屋敷を売つて払つても球根を買い求めた。しかし、チューリップの球根といひますものは何も価値がないわけでございまして、それが暴騰して投機の対象になつた。それが一朝にして暴落して大変な社会的混乱を招いたわけでございませう。

この間の日本の経済といひますものは、実態から遊離された、そういうバブルの面を大変多く含んだままにバブル経済、バブル景気といひますか、神武景気とか岩戸景気とかありますが、どういふ命名をされるのかわかりませんが、私はこれは結果だから言えることかもしれませんが、やはり政策的にどうも若干後手後手を踏んだんではないかなという感じがしてゐるわけでございませう。それで、ちょうどバブルが出てまいりました一九八八年ごろ、多くの人が土地を買つたり株を買つたりした、あのときはやっぱり引き締めるべきではなかったかな、こんな感じを持っております。それから、これが下り坂になりまして、不況かなという感じが抱かれ始めたときの一九九一年の春ごろにちょっと今度は緩めておれば、このようなバブルもなければ今日の不況といひますものも避け得たのではないかな、こんな感じを私は個人的に持つておるところでございませう。

これは、経済の当事者、政策の当事者といひますはなかなかわかりづらい面があると思ひます。結果論だから言えることかもしれないが、そういう経緯について、通産大臣の、自分だったらどうしたなという御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 私は、今委員が描写された経済の推移の当時は自民党に身を置いておりましたので、固有名詞を挙げると若干機械的に触れますので差し控えますけれども、タイミングについての誤認というのは委員の御指摘のとおりだといふふうに思ひます。

とりわけ私の記憶が鮮やかなのは、先ほど査掛委員が大変的確な資料を出されておりましたけれども、あの時点で、一昨年のたしか八月から九月にかけて、我々がこの国会の周りにいても一瞬にして景気が冷え込んでくるというのが見えるわかつたというふうな状況でございまして、このあたりのタクシースは突然空車が目立ち始めまして、サラリーマンたちは千円札を握り締めながらつき合ひ酒を飲むということがびんびん耳に入つてくる時期に、極めて能天気な判断をしていた人たちがいることは私は事実だと思ひます。

また、宮澤内閣が誕生いたしました、景気の問題について宮澤総理も認識され、いろいろ努力をされました。私は党におりまして、当時綿貫幹事長のもとで副幹事長を務めておつたわけであります。当時株価は二万六千円、ここで頑張らないと景気回復のコストは大変なことになると思ふ、大変だ。これは自民党の中でもわんわん議論がございまして、当時の幹事長も非常に頑張られたわけでありませう。

しかしながら、その当時、政府の役人たちが新聞記者を使って自民党経企首脳などと、これは新聞記事に出ていますから、私は今でも持つておるんですけれども、実に慨嘆にたえない。それなら固有名詞で自分で名乗れと、そういうことを言うなら名乗りなさいと言つておいたんですけれども

も、そういうのは今口をぬぐって知らぬ顔しておるわけでありませう。私はその固有な名詞もみんわかつておるんですけれども。

したがって、私もあんな懸念の努力をいたしました。そういう意味で、政治が政治の機能を果たさなければならぬということを経済の推移を見ながら考えてきたところでございませう。委員は私の一期先輩、委員が小学校二年になったとき私は入学したのでありますが、委員が志を立てて衆議院に回っておれば、今ごろは私のかわりにここに座って逆の立場をやっておったんではないか、こう思うんですけれども、私はそういう意味で、今度の経済の危機に至る道筋というのが何よりも示しているのは政治の復興ということではないかと考えているところでございませう。

○吉村剛太郎君 大變的確な判断をされておたし、すばらしい御答弁をいただいた、このように思っております。もう少し早く通産大臣に就任をしていただければ、このバブル景気も、またこの不況も避け得たのではないかな、このように思う次第でございませう。

今回の不況を見てみますと、かつてオイルショックとか、それからプラザ合意以後の円高によりまして、あのときは不況とまではいかないわけでございます、大變な経済危機を国民全員が感じた次第でございませう。そういうことで、オイルショックだ、それから円高だ、そういうのはっきりした要因といえますものがなかった経済危機といえますか、ああいう時代であった。ところが、今回の景気といえますのは、もちろん円高とかいろいろ絡んでおりますが、なかなか焦点が絞りにくいんじゃないかなと感じておることでございませう。

そういうオイルショック、円高のときは日本の企業が本当に合理化に努めまして、まさに省力化、ロボットなんか各工場に出てまいりましたのもあの期間だった、このように思います。日本企業はもう努力に努力を重ね、合理化に合理化を重ね、ある意味ではもう限界にきているのではない

いか、こんな感じを私は持っているわけでございませう。まさに乾いたタオルを絞って絞って絞るまくったのが今日の企業の実態ではないかな、このように思いますが、そういう中でこの不況をどう脱却していくかということが最大の課題である、このように思うわけでございませう。

特に、ことしの新春も含めましてホワイトカラーの採用あたりが大変少なくなっている、ある意味では採用中止というような企業も出てきておるわけでございませう。今日までの企業の合理化といえますのは、生産現場で人員整理とかそういう面での合理化をやってきたわけですが、まだ数字の上で雇用の面では出てきておりませんけれども、いよいよホワイトカラーまで何とかしなければならぬ時代になってきつつある。

大臣がいろいろと判断をされた、しかし残念ながら結果として大臣の思うようにならなかった、そしてこの不況を迎えた。その不況の要因といえますのは今申しましたようなことではないかなと私は思いますが、その辺の大臣の御見解と、これをどう脱却していくかという点について大臣の御所見をぜひお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(熊谷弘君) 今回の不況が極めて複雑な要因といえますが、単純な景気循環的要因だけではなくて、さまざまな構造的な要因が重なったものであるということだろうと私は思ひます。

ただ、例えば円高が理由で不景気になった、景気が悪い、こう言うんですけれども、冗談じゃないんで、この景気対策の路線を間違えれば円高になるのはわかり切っていたんです。昨年の政府見通し案を見て我々は愕然としたんです。これは当時自民党政調にいた人もおりまして、激論を交わしておったんですけれども、このナイーブさのなさ。千三百五十億ドルの貿易黒字を政府経済見通しに出したら、これは世界に対して円高でいい、責めていい、こう言わねばかりの、これはだれが見ても、私のような素人が見ても、こんな見通しを出して恬として恥じないというのを見て愕然といたしました。これは日本にとって大變なことに

なる、私は人災だったと思っておるのであります。

ただ、おっしゃられるように、例えば先ほど御指摘がありましたけれども、今よく言われる政府の景気見通し観の中には遠景としてばんやりとか書かれてないんですが、土地市場と金融市場におけるバブル崩壊の影響というのは私はこれは実は大變なことだというふうに思ひます。

したがって、それこれ皆構造問題として一くくりにして申し上げますと、構造問題にチャレンジしない限りこの経済危機を打開することはできない。この構造危機というのは、先ほど経済企画庁長官が御指摘になられている点でございませうけれども、平岩研究会を初めとして、トータルにこれを打開するための道筋を明らかにして、そしてこの打開の道というのは容易なことではないと思ひます。当然のことではありますけれども、既得権益とぶつかってくるわけでございませうので大變痛みの伴う道であります。そこを直さない限り、良薬は口に苦しと申しましてなかなか大變だと思ひますけれども、それをやり切っていくということが肝要であろうと考えているところでございませう。

○吉村剛太郎君 大臣がおっしゃいましたように大變複合的な不況でございませう。その当時は自民党政権でございまして、ちょうど船田さんが経企庁長官でございまして、その当時たしか景気の見通しを三・三％、これは宮澤総理もそうおっしゃっておったんですが、私も当委員会ではそれはちょっと見込みとしては高過ぎるんじゃないかな、このように意見を言ったこともあるわけでございませう。その当時の認識としては、初期の段階ではまだ循環的な不況であるというふうな見方が非常に強かったのではないかな、こんな感じもしておったわけでございませうが、今おっしゃいましたように現実がそういうものではない、非常に複合的な不況だ、こういうことはもう明らかでございませう。

景気の見通しについておっしゃいましたが、最近の数字が何かありますか、事務局。あればちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(土志田征一君) 委員お尋ねのその数字というのはどういふ点か、ちょっと判然としたしませんが、最近私も出しておりますのは、足元を示しておりますDIというものがございまして、景気動向指数でございませうけれども、三カ月五〇を超えた後三カ月五〇を下回りましたけれども八月は五〇に戻っております。したがって全体として底ばい、一進一退であるという認識を示したところでございませう。

○吉村剛太郎君 そういうことで、経企庁はある意味では大變苦しいところでございませうから、非常に経済というものは心理作用が大きいものですから余り悲観的なことは言えないという面もあるかと思ひますが、いずれにしましても、こういう不況の中で言われておりますのが、どうやって大きな経常黒字を減らしていくか、特に日米の貿易アンバランスをどう解消していくかというふうなことが大きな課題でございませう。

そういう中で、先ほどから審判委員も触れられました、所得税減税でございませう。確かにかつては、一般家庭の奥様が近くにパートの仕事があるから働かなくてもいいけれども働いてみようかと。そして、パートに出まして何がしかの収入を得て、臨時収入だから子供に服の一つでも買ってやろうかというふうな、基本的なベースの収入とは別にそういう余分の収入があったのがあのバブル時代であったと思ひます。そういう収入でじゃ旅行しようかとか、そういうことが消費の拡大につながったわけですが、今日そういうものがびたりととまってしまひまして、まさに消費が冷え込んでおるわけでございませう。

そういう中で、やはり消費を拡大するためには、賃金を上げればまたそれはそれでいいんですが、可処分所得をふやすということで、所得税減税ということでございます。ただ、今政府税調もいろいろと論じておるわけでございませうが、課税

最低限はこれは国際比較をしますとかなり日本は高いところにあります。しかし、所得税減税は、税金を払わないという人たちは余り対象にならないわけですね。恩恵を受けないわけですから、その辺どういう施策をとるべきか。

これは税調は税調で話があつて議論しておりますが、経済関係として、経済通として通産大臣、アイデアでもあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 減税問題、所得税、法人税も合せての話でございますが、私も産業界を所管するものとして、極めて重大な関心を持っております。ただ、現実に政府税調におきまして、抜本大改革になるかどうかわかりませんが、多方面から今議論を進めているところでございまして、かねてから総理が予算委員会等におきましてその姿勢をお示ししているように、この調査会の審議の過程に影響を与えるような、予断を与えるような発言を今我々がするのはいかがかと。ただ、調査会の意見がまとまった段階でさまざまな形、どういう形になるかわかりませんが、その上で我々は今度は政治として適切な判断をしていかなければならないと考えているところであります。

○吉村剛太郎君 政府税調との関連がございまして、はつきりしたことはなかなか言えないだろうな、このように思つて、それは十分理解できるところでございますが、私の個人的な所見といたしましては、これだけ冷え込んでおります消費を喚起するためには、少々の所得税減税では追いつかないんじゃないか、やはりかなり大きな所得税減税をしなければならぬんじゃないか、このように思つております。

そういう経済対策としての所得税減税と同時に、中長期的には、先ほどから出ておりました直間比率のアンバランスを是正するためにもこの所得減税をし、消費税といふものの、税率問題それから形はいろいろと思ひますがやはり必要な点ではないか、このように私は思つて

おります。

ところで、平成四年度税収の中で消費税収入が特別会計を含めまして六兆五千億程度、今日税収不足と言われている中でこれだけの税収があるというところは、これは今日大変助かっておるわけですね。竹下内閣のときに大変な苦勞をいたしまして消費税を導入いたしました。まさに内閣の命運をかけて導入したのがこの消費税であつたわけでございます。それで竹下内閣はつづいた次第でございますが、結果として今日の不況の中で六兆を超す消費税の収入があるというところは、これはその当時の竹下内閣の大変な判断ではなかつたかな、このように私は考えておるところでございます。

その消費税のことについて今日の姿と竹下内閣のあのときを思い起こして、通産大臣はこれをどう評価されるかお聞かせいただければと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 私は、今とはとても悪名高くなつたんですが、国会対策委員会というところにそのころ所属いたしておりました。自由民主党国会対策委員長といたしましてこの消費税の法案の処理に全力を挙げておりました。今、委員に改めてそのころを思い出させていただいて感慨深いわけでありまして、私は適切な時期にこの消費税制度は導入をされたというふうに考えております。

○吉村剛太郎君 企画庁長官、大変皮肉な質問になるかもしれませんが、その当時また体を張つて社会党さんは消費税法案に反対をされたわけでございます。しかし、現実においてこの不況の中で、財政苦しい中で、消費税といふものが六兆を超す税収を与えてくれているおかげでいろいろな福祉を初め政策を敢行することができているわけでございます。そういう中で、今通産大臣は非常に評価をするというお答えをございましたが、企画庁長官はその当時を思い出して、そして今日の姿と関連させて、どうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(久保田真直君) 当時反対いたしました。それはやはり消費税というものが逆進性が強いということ、それからその当時のやり方が不公平税制の是正という手法には余りなかつたという言ひ方で表現しておりますけれども、物価から見ても例えば庶民の実感として食料が高い、住宅が高い、こういう声が非常に強かつたで、また今の年寄りでそんなにいい年金を得ていない方がまだまだたくさんいるわけであつて、そういう方たちから必死の叫びが上がつてくるというやうなことで、私もこれは非常に強引に導入されたということに、以前も後も強く反対して、そのときは大変選挙で勝たせていただいたわけでございます。したがって、私は消費税というのは、今の日本のいろいろな規制の残りがらめの中にあつて、物価が割高であるというこの庶民感情を無視した、前回はそういう意味での反発がありまして、私も今後は戒心すべきことじやなからうかという感じは持っております。

○吉村剛太郎君 余り時間が無いのでこれ以上は申しませんが、いづれにしましても、今日消費税の六兆円というのが財政に大変大きな寄与をして、おる。それから将来高齢化社会でございまして、そういう中でやはり一つの制度としては十分に検討をしないかなければならぬではないか、私はこのように思つております。細川内閣の閣僚、特に経済関係の一人としてどうか前向きに考えていただきたい、このように思ひます。

もう時間も余りございませんので、最後にガット・ウルグアイ・ラウンドについて若干お聞きをしたいと思ひますが、十二月十五日の期限に向けて大詰めの交渉が始まつておるところでございまして、自由貿易といふものは、これは日本が貿易立国という観点からどうしても堅持しなければならぬ一つの大きな大原則であることは私は言をまたない、このように思つておるところでございます。ただ、農産品十品目ぐらいを今日日本は除外品目にしておるところでございしますが、その

中で、米がどうなるかというところで例外なき関税化、ひいてはこれが輸入自由化につながるであろう、我々はこの見でおるところでございまして、米といふものは、これは多くの場所、また多くの人々がおっしゃっているわけでございます。まさに日本人の主食であり、また稲作からくる精神的な伝統、文化、宗教、そういうものまでつながつておりますし、また水田が持ちます治水能力といふものは、それから水田が持ちます景観といふものは日本人とは切つても切り離せない大変重要なものである、このように思ひます。まさに一物質ではない、そういうある意味では物資を超越した精神的なものまで含んだものが米だ、このように思つておられます。

本年は御存じのように長雨、冷夏、大変大きな被害を受け、作柄指数ももう八〇を割つておるといふやうな話があるわけでございます。そういう中で今十二月十五日に向けてガット・ウルグアイ・ラウンドが最終局面に達しておるといふ中で、自由貿易といふものは、これはもう必要不可欠なことであるわけでございますが、この米に關してどうしても守つていかなければならない、私はこのように思ひます。

特に、地方に行きますと、地方経済といふものは農村経済によつて大変大きく支えられておる。ウエートはいろいろありますが、例えば私の地元、福岡県なんか、農業粗生産の約六割は米なんです。そういうことで、米によつて支えられているのが地方経済だ。地方の商店街などはそういう農村経済によつて支えられているという面が大変大きくあるわけでございます。何とか包括関税化といふものを避けて、これだけは守つていかなければならない。確かに、関税化によりまして、外的刺激によりまして米づくりの合理化、大型化、そういうことがありますが、いづれにしましても日本の狭い国土でございまして、百倍とか百五十倍大きな耕地面積を持つております諸外国とはとても合理化の

面で五分に太刀打ちができない中で何とかこの米
というものを守らなければならない、このように
思っております。

先ほど申しましたように、米といいますが、日
本人にとっては大變精神面に大きなものがあるわ
けでございますが、先ほどの話に戻りますが、昭
和二十年八月十五日、無条件降伏をした。しか
し、無条件降伏の中にもただ一つ天皇制だけを
守った。連合国は理解をしてくれたわけござい
ます。それがその後の日本の団結と平和と繁栄に
どれだけ大きな精神的な意味を持ったかという
ときに、米もまた一つ同じような意味を持ってい
るのではないかなと、全部自由化でもいい、しか
し米だけはという考えを私は持つておるわけでござ
います。

そういう中で、通産行政のトップに立つておら
れます大臣、確かに自由貿易によって日本の工
業、通産業界といいますがは大變大きくこれだけ
になったわけでございますが、私が申しましたよ
うなことも含めまして、ガット・ウルグアイ・ラ
ウンド、その中の米についてどういうお考えを
お持ちか、最後にちょっと御答弁をいただきたい
と思います。

○国務大臣(熊谷弘君) ウルグアイ・ラウンドは
最終段階を迎えつつあるわけでございますが、米
が日本にとってどれほどの意味を持つているか
ということは、私も委員の御指摘をまつまでもなく
十分に承知いたしているつもりでございます。

包括関税化につきましても、基本方針についま
しては総理が再三御発言をされておられるところ
でございますが、これらの基本方針のもとでウル
グアイ・ラウンドを成功させていく中で、それぞ
れ各国いろいろ問題を抱えておりまして、そうし
た抱えている問題をともに解決していきたいと思
っているところであります。

○吉村剛太郎君 ぜび、よろしくお願ひしたいと
思います。

いづれにしましても、今回の不況によりまして
緊急的に米を輸入せざるを得なくなった。国際市

場といいますがもう二割から三割上がっておる
わけですね。輸入量がふえればまだまだ上がって
いく。食糧ですから、待ったなしの物資ですから、
そういう面では大變大きな意味を持った物資だ、
このように思っております。

世界には大變貧しい国があるわけでございま
し、少ない外貨の中から米を輸入している貧しい
国もたくさんあるわけでございします。もちろん、
日本は金持ちですから、米が少なくなれば買え
ない。しかし、国際価格というものは必ず高い方
に寄っていく、このように思っております。だか
ら、これが全量日本が米を輸入するようなこと
になれば、さき内外価格差という話がありました
が、必ず高い方について、内外価格差がなくなる
のは高い方でなくなるという結果になるのではな
いか、私はこのように思っております。豊かな日
本が発展途上国、またいろいろな国に援助をする
わけでございますが、まさに日本がみずからの米
を自分らの手で作るということが、これは間接
的な海外に対する大きな援助にもなるか、この
ように思います。

米の問題について、最後に長官、一言お願ひし
ます。それで質問を終わります。

○国務大臣(久保田真苗君) 再三国会の決議も
ございしますし、私も与党の中でもこうしたことが
公約として出てきております。国内産で自給する
という基本方針を踏まえていくべきだと思つてお
ります。

○吉村剛太郎君 終わります。

○委員長(中曾根弘文君) 午前の質疑はこの程度
にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから商工委員
会を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業貿易及び経済計画等
に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○谷畑孝君 私が国会へ送っていただいてもう四
年近くになるわけでありましても、その間政
界は本当に歴史が目まぐるしく速いスピードで進
んでまいりました。私も参議院に通ったとき
には参議院で与野党が逆転をする、そういうよう
なことでもございましたし、また過日の衆議院選
挙では連立政権ができる、本当に大きな歴史の出
来事であった、このように思っております。三十八
年ぶりに自民党政権から政権が移行をした、その
中で私どもの選挙民の皆さんも初めて政治がドラ
マになった、おもしろい、そういうことでござい
ます。

そういう意味では、やはり民主主義の基礎は常
に政権が移行できるという、そういうことが政権
に対して緊張感もございしますし、お互いが努力し
て政策を勉強しながらその政策で争って、そして
国民に信頼をされる政治をやっていく、こうい
うことになっていくかと思ひます。

三十八年ぶりに政権が移行をされてその大臣に
なりました通産大臣と企画庁長官、初めての与
質問ということで、それぞれの決意をひとつお伺
いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員の御指摘のとおり、
この細川内閣が七党八会派の連立によって成立を
いたしましたわけでございますが、私はこの内閣は歴
史的な使命を持った内閣だと思っております。

私自身、自由民主党の議員として長く政治の道
におったわけでありましても、この冷戦の終
結後の世界の大きな変化、それはとりもなおよさ
ず日本自身も従来のやり方、従来の手法、そういう
ものを変えさせるものであったと思っております。
そういう中で、我々も苦しみ抜きながら一つ
の決断をし、新しい道を歩み出したわけござい
ますけれども、この細川内閣は政治の改革、行政
の改革、経済の改革、この三つの改革を標榜して
成立いたしましたわけございまして、私たちはこの
改革の道を揺るがぬものにするという使命を負っ
ていると思っております。文字どおり一身を

ささげてこの内閣の大事業を遂行してまいりたい
と考えているところでございます。

○国務大臣(久保田真苗君) 私も、今まで本当に
政権の交代が行われなかったということがここで
破られたことに、一つまず第一歩の大きな意味を
感じております。権力者は腐敗すると言われます
けれども、それはどのような権力でも恐らくその
ようになっていきやすいという真実があると思ひ
ます。

その中で、私も政治改革というまず国民の
期待する第一の使命にこたえていかなければなり
ませんし、また今世界が、そして我が国の経済構
造といったものが非常に大きな転換点に差しか
かっているところに、比較的しがらみの少ない今
度の新政権がこの仕事に携わり、規制緩和、内外
価格差、そして貿易の不均衡、それから生活者重
視の経済構造への転換、これを図っていくのにな
ことになさわしいと思ひます。しかし、油断はし
ておられないわけございまして、本当に私も
がこのことを実現するためにこの歴史的な事業に
参加できることを大變幸せに思っております。

○谷畑孝君 ただいま両大臣から歴史における新
しい任務である、こういうふうな決意をいただい
たわけでありまします。確かに三十八年間、午前中も
議論ございました焼け野原の日本から今日の経済
大国を含めて本当に生活を豊かにしてきた大きな
功績もございましたし、またこの末期になります
とロッキード、リクルート、佐川、さまざまな問
題を含めて、政治家と金の関係だとか含めて国民
に本当に大きな政治不信をつくってしまった。そ
ういうことの中で、また日本の経済も大きくなっ
ていく中で、大きな経済の仕組みそのものも変革
をしなきゃならない、政治の仕組みも変革をしな
きゃならない、こういう大きな変革の時代に來
た。そういうことにおいては、この新政権は偶然
的な問題じゃなくてそういう歴史観に基づいた、
必然的にやはり起こり得たものである、そういう
ふうに私は思っております。

そのためには、この政権がただ単に政治改革だ

けをして終わりというんでは、これは余りにも国民の期待を裏切るものではないか。そういう意味では、この新政権が本格的な政権の序盤のスタートを切っていく、そういうものでなければならぬんじゃないか、そう思うわけであります。

そういう意味では、午前中も議論されましたが、大変な不況ということになってまいりました。私も地元の方々と対話するときに言うんですけれども、連立政権ができてから不況になっておるんじゃないんです。連立政権がいろいろあって不況でと、こういうふうな事をおおたり、またそんな実感を受けたりする場合がありますけれども、これは言っているんです。これは景気そのものがずっと流れの中で来ておって、そして不況の二番底に入っていくところにある。

そういう意味では、当委員会はもう本当に与野党を超えて国民のために通商産業政策をやってきた伝統があるわけでありまして、ぜひひとつこの新政権の二人の大臣におきましては、この景気を回復する非常に大事な任務を持った衝にある、私はこういうふうに思っているわけであります。

それで、次の質問でございませうけれども、今日のこの景気は単なる循環型の不況ではなくて、やはりバブルの崩壊によって金融システムそのものがあやふやになってきた、たかさんの不良債権を抱えておりまして、あるいは土地を担保にして大金融資本は成り立っているものがその土地自身がデフレで半額に落ちてしまふ、そういうことではなかなか脱出できない。しかも、この間数回にわたる総合経済対策を打ってきたにもかかわらず、今日のこの状況は、確かに偶然の状況もありま

す、冷夏の問題とかさまざまな問題もありましかれども、非常に出口が見つけ出しにくいという状況になってきておる。そこに一つの深刻な状況があると私は思います。

そこで、非常に簡単に結構でございませうけれども、もう一度景気についての認識をひとつ両大臣からいただきたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員御指摘のとおり、日本の経済、景気の現状はまさに厳しいものがあり、また将来、先行き予断を許さない状況にあるというふうな認識をいたしております。この景気は不況というふうな言葉を使う以上に経済の危機だと言葉を使いたいくらいだということをさきの衆議院の商工委員会でも私はお答えをしたんですが、それぐらいの気持ちを持つぐらいに厳しい状況ではないか。そして、その背景にはさまざまな要因が積み重なっておりますけれども、単なる景気循環的な問題ではなくて中長期的な、構造的な問題が起因して現在の事態が起きているのではないかとこのように思うわけでありま

す。とりわけ、とかういたしますと政府のこの分析の中には明示的には出ておりませんが、委員が御指摘になりました金融システムあるいは土地市場や金融市場における痛みの大きさ、深さというものは今度の経済の危機の根底に大きく横たわっているというふうに考えるものでござい

ます。○国務大臣(久保田眞苗君) 簡単に申し上げますと、住宅投資というものが堅調に引き続いていることが一つの救いではございますけれども、一番大きい比重を占めております個人消費あるいは設備投資、こういったものは非常に低迷しております。総じて低迷の基調が続いている、そして今後の本格的な回復については予断を許さないという状況でござい

ます。これにつきましては、午前中にもお答えいたしましたバブル崩壊の後遺症による長期化あるいは累積した経常収支の黒字といったようなものが円高を招き、この円高がなおさら企業家のマインドを萎縮させているという複雑な要因がござい

ますので、私どもはこれに対応する適切な処置を今いろいろ行っているところでござい

ます。大きな心理的なものもございませうから、そういうことによつて景気というものは上向いていくという要素が多分にある、こう思うんです。

この間ずっと見ておりましたならば、九一年からこの不況が始まってきたにもかかわらず、対策を打ち出したのは九二年、一年おくれになってしまった。そして、その九二年の八月に十兆七千億円の総合経済対策を決定した。そしてまた、四月におくれで補正予算が組まれていくと、そのときに私もシャドーキャピネットの副委員長をやっております。北海道と東北の経済界の皆さんと初めて懇談をさせていただきまして、そのときに言っておいたのは、八月のこの景気対策の場合に、どうしても北海道、東北は雪を見てくると、そんなことでこの景気対策は一年おくれの中でさらにまた一年おくれになっていくということ、その当時も非常に経済界の皆さんにとってみたらおくれしてしまった、こういうような発言が多かったと思

います。そういう意味では私は、連立政権ですからさうだということですが、連立政権ですからもなかなか難しい問題も確かにあると思

います。しかし、経済はきちとよくわかっておられる通産大臣です。それから、その点の点をひとつ機械に手打っていくことが大事じゃないかと思

います。○国務大臣(熊谷弘君) 細川内閣が発足すると同時に取りかかったのは、経済の情勢をどのように判断するかという点についての検討でござい

ました。これは内閣の最初の閣議におきまして議論がなされて、その後直ちに分析のための関係閣僚会議を開き、そして従来の景気判断を乗り越えて、そして事態はなかなか厳しいぞという共通の認識をもとにして緊急対策を去る九月十六日に講

じたところでござい

ます。しかも、この緊急対策は、中長期的な構造問題に取り組む第一歩、ファーストステップにするんだということ、もっと根本的な今後の政策を講じていくことを前提にして組まれたものでござい

ます。私は、現下の日本の経済状況というのは、もはや従来型の手法の政策を逐次投入方式でやっていくということ

を許さない状況にあるのではないかと。もっと骨太の正攻法の政策をやっていく以外には道はない。何か一つ言えばたちどころにこの病

気は治るのかのようなものではないというふうな考えをわけでござい

ます。そのために平岩研究会も今後の経済改革のシナリオづくりをすることに

なっているわけでありまして、今後税調あるいは予算編成というものの一つ一つの判断の中で、我々は経済改革の道筋を国民に明確に示していくという

ことが大事ではな

いなかろうかと考えるわけであり

うんです。だから、そういう意味では非常にタイミングよくそのあたりがきちんと連綿と一つのリズムが合った形の中でそういうものを断行していく必要がある、私はそのように実は思っているわけであります。

そのことにおいてまた議論されておるのが、消費税を上げるのか、こういう話なのです。これはもう午前中議論がございましたように、やはり今購買力を高めていくということでございますから、いろいろと消費税自身は食料品を含めての非課税という議論もあつたにもかかわらず、そのまま継続されたような状況もございまして。そういう点について、私もいろいろ危惧する問題でございますけれども、通産大臣の方から、消費税を直ちに上げるのか上げないのかという議論がございまして、そこらに対する大幅減税との関連の中で所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 所得税減税を含めたいわゆる抜本的な税制改革につきましては、景気はむしろ今のところ、経済の先行きを考えた場合に極めて重要な役割を持つものでございまして、産業所管大臣として私も重大な関心を持っておりまして、ただ、委員御案内のとおり、去る九月三日に細川総理大臣がみずから出席をいたしました、政府税制調査会におきまして実質諮問を行ったわけでございまして、今いろいろな観点から調査会におきまして将来のあり方について議論をしていただいております。

私どもは、総理もたびたび申し上げておりますように、この政府税制調査会の議論に予断を与えないようなことがあってはいけないのではないかと、そういう観点に立ちまして今かたずをのんで注視をいたしておるということでございまして。もちろん、政府税調で一つの方向が示された場合、これを自動的に丸ごとのむかのまにかというふうな問題ではございませんで、そこには当然政治のサイドの政治判断というものがあつてしかるべきだと思ひますけれども、現在は冷静な多方面にわたる周到な調査が行われているところでございまして、

ので、我々はこれを見守つていきたいと考えているところでございまして。

○谷畑孝君 私人人としては、消費税反対の中で国会へ送つていただいたという関係があります。しかし、私も四年間それなりに勉強させていた。だいて、社会党の方もこれから税制についてはプロジェクトがつくられて議論が始まっていくというふうな思ふんですけれども、私個人としましては、初めから反対だということに議論を封殺するといふのは余りいいことじゃない、そういうふうな考へております。

そういう意味では、私は三つぐらいの段階をもつと議論すべきじゃないかなと。一つは内外価格差をなくすことによって物価をどう下げていくかというところが一つの大きなかぎになるだろうし、もう一つはやはり高齢化社会に向かつてゴールドプラン、これは十年間でホームヘルパーをふやしていくというんですけれども、私はぜひこれを前倒しすべきだと。今日、高齢化社会に向けてさまざまな状況の中で、私は、今まだ社会に余力がある中でそういう新しい社会の構造をつくり上げなきゃならない、そのためには前倒しをする必要があるんじゃないか。それと、これは与野党越えて、自民党さんの場合もそうでございましてけれども、生鮮食料品は非課税にしなきゃならぬという議論がございました。

そこを率直に議論しながら、国との信頼関係がございまして、そういう状況の中でどうなのかというところの議論を私はしてしかるべきだと。そういう中で国民の皆さんも、よっしゃ、この後こういう社会になるんだつたらいいじゃないかという議論にもなるだろうし、いや信用できない、やっぱりこれは反対だという議論にもなるだろうし、そういうプロセスの中で議論があつてしかるべきだ、こういうことを今私自身としては考へていくわけで、初めから反対だということに議論を封殺するといふのは間違ひだ、こういうのが私の持論でございまして。

上げた方がいいという考へ方もいかなものか、こういうことを申し上げたわけでございます。

次に、それでは景気を回復していこうとすれば、これは通産省だけではどうにもなりません。結局、日本の全体の財政、予算をやっている大蔵省を含めて各省の関係が心を一つにして大きなうねりをつくつていかなくならぬと思ふんです。そのときに、私も思ふんですけれども、従来の長い政権の中で、あるいは一つ一つの慣習の中で概算要求のシーリングがあるし、それともう一つは財政再建ということの中でこれをどう償還していくかという、この二つはどうしてもある。同時に、不況ということの中で税収が落ち込んでくる。

そんなことで、どうも財政そのものが硬直化して、言葉悪く言えばばあなになつてしまつたり、従来のどおりちょっと何を何%上げたらいという横並びになつてしまつたり、そんなことで景気の刺激を中心とした財政の組みかえにならないんじゃないか。時にはシーリングも飛び越え、財政再建も飛び越えて、やはり景気を浮揚させるためにはこういうことを一回やるんだという大胆なる一つの方向を打ち出す必要があるんじゃないか。大蔵省と四つに組んでも私はやる必要があるんじゃないか。そういう一つの切り込み隊長といひましようか、一番若いかわりか知れませんが、谷通産大臣はどう考へておられますか、よろしくお願ひします。

○国務大臣(熊谷弘君) 内需主導型の経済成長をしていくために、財政のあり方があるいは財政政策のあり方が非常に大きな比重を占めるということと、まさにそのとおりだろうと思ひます。そして、現在の予算の進め方というものがシーリングの設定を初めいろいろ問題があることも、これもまた私は委員と同じ意見を持つていたわけでありまして。委員のような御議論をこうした形で展開をしていただくことが今後の予算のあり方に対し

ては大きな刺激となると思ひますし、またこれに基づいてディスカッションを進める、談話風発というところが非常に私は好ましいことだと思ひます。

内閣といたしましては、これは細川内閣として今のような議論を踏まえて決断を迫られる時期が来るだろうというふうには思ひますけれども、他方またいろいろな議論があり得るわけでございまして、今の時期は議論を進めていただくということが最もいいことではないかと思ひます。

○谷畑孝君 それで、大臣にその続きでもう一つの区切りとして聞いておきたいと思ふんですが、通産省が一番最初に新社会資本整備、こういう言葉を使って発言し、各界から非常に大きな関心を持たれたわけですね。それは従来の公営型、いわゆる道路をつくつたりあるいは建物の外枠をつくつたり、そういうことじゃなくて、これから高齢化社会になつてくる、そういう形の中で駅にエレベーターをつけることとかスロープをつけることとか、あるいは学校の研究施設にさらに力を入れていくんだとか、あるいはその中に研究施設の機材をもつと入れていくんだとか、そういう新しい発想という状況があつたわけなんです。最近どうも新社会資本整備というものがいつの間にか消えてしまつたような感じがしてならぬわけでありまして、私は今日の中では非常に大事なことであらうと思ひます。

特にこの間、十月二十六日に通産省の熊野事務次官も、平岩会長の経済改革研究会で議論されている中で公共投資の拡大ということがあるんだけれども、高齢化社会のことを配慮した、そういうような観点のあり方が大事だというふうな記者会見が出ております。こちら、ちょっと時間の関係ありますので、少し簡単に結構ですからお願ひいたします。

○国務大臣(熊谷弘君) 新社会資本という考え方につきましては正當に評価をしていただいて、我々も大変ありがたいと思ふわけでございまして。

御引用のありました熊野次官は、私などは日ごろ熊野節と云って、新社会資本という祝詞のよういろいろなその重要性を説き来たり説き去るという姿を見ておるわけでありませうけれども、一般的に言ひまして高齢化とか情報化等の社会経済情勢の変化に応じて社会資本という概念が拡充されていくべきだというふうには私も考えているわけでありませう。具体的に言ひますと、今委員が御指摘の高齢者、あるいは女性の社会参加への支援とか、都市における居住、通勤の利便の向上でありますとか、教育、研究開発といった将来の発展基盤の形成でありますとか、あるいは環境、それから先ほども言ひました情報化といったたぐいの、どこから見ても社会資本であるというもののについて整備していくということは、これはもう時代の要請でございまして、私どもはこのような考え方に立ちまして積極的な整備の努力をしていくべきだと考えております。

今般の九月十六日の緊急経済対策も実はそういう考え方を色濃くにじませたものとなっておりますわけでございます。委員が御心配になつておられるに、新社会資本というものは政府として考え方を薄めているのではないかと御心配でございまして、我々は来年度の予算編成におきましてもこうした考え方を強く打ち出していきたいと考えているところでございます。

○谷畑孝君 ぜび新社会資本整備というものを国民世論として大きくしていただいて、そしてこれからの公共事業の配分のあり方を、高齢化社会だとかあるいは障害者の車いすのエレベーターの問題とか、さまざまそういう観点に立ったような町づくりができるようなものをぜひ私は実現していただきたい、こういうふうに強くもう一度要請をしておきたいと思ひます。

時間の関係で、次に移っていききたいと思ひます。次に、久保田経済企画庁長官の方に質問をした

いと思ひます。時間の関係で、幾つか準備をしておつたんですけれども、少し省きながらPL法の問題で少し議論をしておきたい、こう思ひます。きょうは皆さんにイラストの漫画をお渡ししておりますので、これを少し見ていただきたいと思います。うんですけれども、私の友人の眞面の女性市議員が発行している「声・あなだ発」というニュースなんですけれども、亀山慶子さんという四十一歳の主婦の方で、住民運動も全く参加してないし、御主人はサラリーマンで全く平凡な主婦なんです。その方が四月に家を改装するというところで、家の防水、外壁塗装工事を業者に頼んでやつたわけです。

家もすっきりになって楽しいということの漫画なんですけれども、この漫画をずっと見ていってほしいんですが、そうするうちに頭痛がどんどんしてきて、吐き気がしてきて、それでお医者さんに行きますと、このまま吸い続けると呼吸麻痺を起して大変なことになる、すぐに自宅を離れなさいということ、そういうことで借家住まいをいや応なしに一月月やりましてやつと症状がおさまつた。その間業者との折衝をしておつたわけなんです。そういう業者は、うちは関係ありません、こういうふうには言われている。業者が認めない以上被害者側が過失の立証をするしかない、臭気の検出が過失立証のポイントだ、こういうことで初めて眞面市の消費生活ルームに行つて相談をした、こういうことなんですね。

そして、消費生活ルームで紹介された検出機関を幾つか回っていくんだけど、できませんと、こういうことなんです。このできませんと言ふには、自分たちが検出してもめいごとに入つても嫌だと、またその本人が訴訟を起してそういうごたごたの中に巻き込まれるのも嫌だという、そんなこともどうもあつたらしいんです。いずれにしても、できませんということになっておつたんです。

そういうことで、次は国の出先機関の環境局大気課の紹介でやつと見つかった検出機関、ここで

もできなくて、結局そこで紹介されたところでようやく検出をしたというんですね。その検出した結果が今ここに書いてあるトルエンだとか毒性が強いものですね、俗にいわれるシンナーですけれども。そういうものが検出されて、その中でやつと請負業者と話し合いになって、それで最初関係ないと言つていた者がようやく借家住まいと医者にかかったお金だけは払いましよう、こういうようにこの経過を経てやつとこへ来たということですね。

そういうことの中で、次の防水メーカー、これも毒性のそういう塗料ですね、このつくつている会社、これも同時にやつとおつたわけですから、これが社には関係がございませぬ、あなたが我が社の過失を証明しなさい、こんなことで全く門前払になつてゐる、今でもそういう状況になつておるんですね。そしてその中で、この亀山さんというのは、先ほども言ひましたように住民運動も経験なければ本当にまさしく平凡な主婦なんですけれども、今でもなお臭気がとれなくて結局は借家住まいをやつておるわけですね。

こういうことを考えますと、この人はようやく、製造物責任法という今大きく問題になつてきましたこの法案、この法案がこの問題を解決するのではないかと、こういうふうなこの亀山さん自身がそこへたどり着つてきた。この一人の主婦がこういうプロセスの中で来たというのは、私は今回のPL法の性格を物語つておるのではないかと思ふんです。

つきましては、久保田企画庁長官、私の今の説明に基づいた中で、PL法の必要性についてひとつ意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(久保田眞苗君) この例というのは、生活者の身体、生命にかかわるようなもので、しかもそれがやつと手に入れた自宅に關係する塗装であつたということで、PL法の今到達している時点において、これがまことに喫緊の課題であるということをお話しているような事例であると思

います。消費者は大変こういうたい回しで苦労をいたしまして、こうした欠陥商品による事故を防止し、あるいは被害者の被害を救済していくということが必要だということでございます。

私どももいたしましては、本当に今このPL制度の審議が国民生活審議会では大詰めに來ておりまして、昨年から御答申の結果を受けまして、今本当に關係の省庁が一生懸命に自分のところに関連のある製品についての検討を急いでおられまして、来月にももうその審議会の方へ御報告が出るようになっております。その結果を受けて、国民生活審議会が実りのある検討結果を出してくださるものと私は今期待している、そういう大事な時期でございます。

○谷畑孝君 確かに、PL法というのは通産から見ても、大企業あるいは中小企業の立場で見るとまた消費者の立場だけではない、不況の中でコストがかかってくるというふうな状況があるうかと思ひます。そのあたりもこれから調整をしながらつくっていく法案だな、そんなことを私自身も自覚しております。もう時間がございませぬので、回答は結構でございます。

次に、ずっとこの間中小企業で頑張つてこられた和政務次官にお聞きをしたいわけでありませうけれども、通称中小企業大臣と私どもがニックネームをつけておるわけでありませうけれども、和政務次官にひとつ御質問をしたいと思ひます。

最近、不況の中でどうしても大きな企業、余力のある企業におきましてはリストラをどんどん進めていくわけがございまして、ところが、このリストラというのは結局結論は、本来はもう少し合理的なところで企業もつと収益を上げて、そして新しい産業に進出して活性化ということになるんですけれども、どうもそれへ行くと間に、結局人員の整理であつたり、あるいはコストをさらに下請、孫請のところに落としていくことであつたり、受注を突然として半分に減らしてしまつたりという、どうもそういうこと

の中で中小企業がある、だから中小企業というのは非常に厳しい状況がある。

そういうことで、これから出てまいりますリス
トラ支援法というものもあるわけなんですけれども、ぜひ私はそこへ行くまでの間に、下請取引の
適正化をきちっとしていくことが非常に大事なこ
とではないかな、そんなことを実は思っています。

それと同時に、下請代金法の問題ですね。最近
ゼネコンの問題が起ったりして、親企業の方か
ら下請企業に対して、賄賂はもうおれが直接行っ
たんではいが悪いからおまえのところ行けとい
うようなことで、下請のところはそのときには
行かせるといふような話もございまして、どうし
ても下請、下請へという状況が出てくる。そうい
うようなこともあって、やはり下請代金法の問題
もさらにこれを対象範囲を広げたり、そんなこと
の視点も非常に大事だと思えますね。この不況の
中で中小企業が大変な状況にあるわけでありま
すけれども、和田政務次官におきましてはこのこ
とについてはどう考えておられるのか、少し質問を
しておきたいと思えます。

○政府委員(和田政務次官) 今委員が御指摘になり
ましたようなこと、ちらほら私たちも耳にするこ
とでございまして、九月十六日に閣議決定いた
しました緊急経済対策を受けまして、中小企業
といたしましては約一万社の下請企業を対象とい
たしまして来月早々に調査に入る、こういう計画
を立てております。これは、公正取引委員会は別
に調査されますが、それとは別に中小企業庁とし
てやりたい、早急にこの取りまとめをやる、遅く
とも十二月の初旬ごろにはその取りまとめをやり
たい、その結果によって今後の対応を進めてまい
りたい、こういうように考えておるところでござ
います。

○谷畑孝君 十一月の緊急調査というのは非常に
大事なことでございます。例えば、私の地元の東
大阪でも金型屋さんなどは三年前に比べて仕事が
半分減った上に、四〇%もの値下げを要求され

てとうとう転業を余儀なくされた、こういう事例
というのはもうたくさんあるわけでございますか
ら、ぜひその調査に基づいていわれる下請取引の
適正化、それと下請代金法、こういう問題に對し
て真剣にひとつ取り組んでいただきたい、こうい
うことを再度要請をしておきます。

次に、もう一つ政務次官の方からお聞きをして
おきます。

民間が冷え込んでしまっているときには、やは
り頼みは何と申ししても官公需の受注というこ
とになります。官公需の受注というのは、もちろ
ん建設関係とかそういう公共事業もさることな
がら、官公庁にはたくさんあるさまざまな分野が
ございまして、制服であつてみたり、あるいは機材で
あつてみたりたくさんあります。そういうときに
中小企業の枠と受注ニーズにあわせるように、
中小企業はもつと受注ニーズにあわせるように、
いわゆる中小企業分野法じゃないですけども、
ここは中小企業の分野だ、こういうようなことは
考えられないかどうか、こういうことを思ひます
ので、ひとつこのあたりについての政務次官の所
感を伺いをしておきます。

民間が冷え込んでしまっているときには、やは
り頼みは何と申ししても官公需の受注というこ
とになります。官公需の受注というのは、もちろ
ん建設関係とかそういう公共事業もさることな
がら、官公庁にはたくさんあるさまざまな分野が
ございまして、制服であつてみたり、あるいは機材で
あつてみたりたくさんあります。そういうときに
中小企業の枠と受注ニーズにあわせるように、
中小企業はもつと受注ニーズにあわせるように、
いわゆる中小企業分野法じゃないですけども、
ここは中小企業の分野だ、こういうようなことは
考えられないかどうか、こういうことを思ひます
ので、ひとつこのあたりについての政務次官の所
感を伺いをしておきます。

○政府委員(和田政務次官) 昨年度の中小企業向け
の国の実績というのは大体三七・七%を占めてお
るわけですが、本年度は三九・九%を目標に立て
て中小企業の官公需の発注を確保したいというよ
うに努力をしているわけでございまして。なお、官
公需につきましては、これは委員御理解のとおり
り、法律に基づいて毎年閣議で中小企業向けの発
注をするように決めて、そして各省庁にお願いを
しておるところであります。

また、よく議論になります担保の問題がござい
ますが、担保の問題につきましても実は貸し付け
のかんりの部分、例えば金額でいっても約七割ぐ
らいは国民金融公庫は無担保で金を貸しているわ
けなんです。このような実態にあるわけ
でございまして、先生御指摘のように私どもは、
こういう不況な時期ですから、政府系金融機関が
頑張るように再三にわたって通達を発しまして、適
切な貸し付けが行われるようにこれからもまた頑
張ってまいります、そういうふうな思いをします。

○谷畑孝君 十一月の緊急調査というのは非常に
大事なことでございます。例えば、私の地元の東
大阪でも金型屋さんなどは三年前に比べて仕事が
半分減った上に、四〇%もの値下げを要求され

○谷畑孝君 ありがとうございます。終わります。

○横尾和伸君 公明党の横尾和伸でございます。
私からは、限られた時間でございまして、地球
環境、資源エネルギーという分野についてお尋ね
したいと思ひます。

大量生産、消費、廃棄、この世の中の風潮の反
省として省エネルギー、ごみ減量化、資源の有効
利用、そういったことなどが大きく取り上げられ
ているわけですが、これらの問題に適切
に対処する新しい社会の仕組みをつくること、こ
れが大きな課題であるとともに、あわせて国民一
人一人のライフスタイルの変更が求められており
ます。これを大きな問題としてとらえ、今の文明
の問題だ、こう指摘する方も少なくありません。
これを変えていかなければならないと危機感を抱
いている人がふえております。

例えば、私の知人の一人であります、つい最近
まで官僚の中心者だった方が退職をされて、文明
を見直すんだということに今後生涯をかけるとい
うことで研究所をつくられたということもござい
ますし、また市民運動として、私の知る限りでも
ごみの減量化、省エネ、古紙の利用といったこと
に一生懸命取り組んでいらっしゃる方も多いわけ
でございまして。

生産から始まって消費、廃棄、この流れの特に
一次産業を除く生産部門、また消費の部門を担当
されるのが通産省だと思ひます。通産省は、そう
いった意味でライフスタイルの変換といったこと
に對して中心になるべきだと思ひます。ですから
も、通産大臣のその点に對する考えをまずお伺
いしたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 人類共通の課題である地
球環境問題、これを克服し、かけがえのない地球
を将来の世代に引き継いでいくということは、委
員御指摘のとおり我々のまさに責務だと思ひので
ございまして。

御指摘のとおり、環境問題は、地球環境問題や
あるいは廃棄物問題等の都市型生活型環境問題と
いったように、国民の日常生活や事業活動一般に
広く起因するものでございまして、したがって企

業、国民の自主的積極的行動を通じて経済社会システムのあり方や生活スタイル等の行動様式を見直していくことが必要だろうと思ひます。

私は、ことしの四月にワシントンに参りましたときに、これは十数年前に行ったときにはワシントンではノースモーキングといひますか、禁煙というのがキーワードで、禁煙と言へば人間がびくりと動くというくらい徹底ぶりだったんですが、今ワシントンではリサイクルと言つてみんないや、それにわつと殺到するということだそうでございます。アメリカのあり方というのまた徹底し過ぎるような気がしますけれども、それくらい意識の改革というものが大事だろうというふうに思ひます。

通産省としましては、さまざまなそうした方向へ向けての誘導措置といひますか、努力をいたしてるところでございます。リサイクルにつきましましてはリサイクル推進月間でありまして、あるいはリサイクル功労者等の表彰といったいわゆる啓発活動を実施いたしております。また省エネルギーについても広報対策の拡充を図りまして省エネ意識の高揚に努めてるところでございます。

さらに、当省といたしましては、平成三年に制定されたリサイクル法、それから前通常国会で成立させていただきました省エネ・リサイクル支援法に基づいて、省エネルギー、リサイクル、フロン対策等に関して格段の努力を行う事業者に対し金融、税制上の支援措置を用意してるところであります。しかし、ひつきようするところこれは誘導措置でございます。要は、委員もまさに御指摘のとおり国民の意識が変わるということが大事でございます。その方向へ向けてさらに努力をしてまいりたいというふうに思ひます。

○横尾和伸君 それぞれ持ち場は持ち場で、これはそれぞれが頑張らなければいけない問題だと思ひますが、特に通産省の置かれた立場は大変重要でございますので、どうか今後とも頑張っていたきたいと思ひます。

次に、地球温暖化防止の関係でお尋ねします。が、国連中心で進められてきたわけですが、気候変動枠組条約、これが近々発効する予定だと思つておりますけれども、これまでの経緯と今後の発効までのスケジュールについて、外務省来ていらつしやいますか、ごく手短かに御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(隈丸優次君) 御提起の条約でございますが、平成二年十二月に国連総会によって成立されました政府間交渉委員会におきまして交渉を経まして、昨年の五月九日にニューヨークにおいて作成されております。昨年の六月、ブラジルのリオデジャネイロで開催されました国連環境開発会議において主要な成果として署名のために開放されたということでございます。我が国につきましましては、昨年の六月十三日にこの条約に署名しております。また、国会の承認につきましても、本年の五月二十八日にこの条約を受諾したということでございます。

これからの条約の発効の見通しでございますが、本年の十月七日現在、この交渉委員会の事務局によりますれば三十六カ国がこの条約を締結しているという状況でございます。条約の二十三条の規定によりまして、この条約は五十カ国による批准が行われまして後九十日目の日に効力を発するということでございます。

今後の各国の批准につきましては、確たる見通しを申し上げるのには非常に困難でございますが、昨年の七月に行われましたミュンヘン・サミットにおきましても、各国に対しこの条約を本年末までにぜひ批准するようにという、努力するようにということが要請されている次第でございます。

○横尾和伸君 近々発効するということでございますが、アメリカでも最近地球温暖化防止のための行動計画が発表されたそうでございますが、我が国の場合はもう既に地球温暖化防止行動計画ができておりますが、特にこの実効を上げることが今後の国際的なリーダーシップ、そう言うところちょっと大げさかもしれませんが、国際的

な信頼感の確立あるいはさらに進んで国際貢献の一つの道を開くということ、そういう観点から大切なことだと思ひます。

そういう意味で地球温暖化防止計画がこの枠組条約に基づく日本のとるべき行動の柱となるわけですが、その具体的な推進も含めてリーダーシップを発揮していくことが重要だと考えるわけですが、通産省の今後の取り組みについてお尋ねします。

○政府委員(高島章君) 今御指摘ございました地球温暖化の防止行動計画でございますが、我々としてはこの計画の中身をいかに厚くしていくかということに今一生懸命努力をしているところでございます。

もう委員よく御高承のとおりでございますけれども、これからの地球温暖化問題というのは単に環境保全という観点からだけでなく、むしろそのコストを埋めるにはいかにして経済成長を図っていくか、あるいはいかにしてエネルギーの有効な利用を図っていくかという観点も必要でございます。まして、経済成長とエネルギーと環境保全といった三つの点を総合的に頭に入れまして、幅広く政策を進めていくことが必要であります。すなわち、経済成長と経済発展と環境保全の両立を図っていくということが最も肝要であろうと我々は思っているわけでございます。

また、温暖化問題を抜本的に解決するためにはどうしても、例えば今C.O.の固定化技術というものも確立されておられませんので、そういった技術的な技術開発、革新的な技術開発を進めることと、それから既に開発された技術をいかにして発展途上国に移転するかということが重要であります。なぜならば、地球温暖化問題というのは日常生活あるいは一般の企業産業活動から生まれるものであります。アジアで発生したものは即日本にも影響を与えるわけでございますから、特定の国だけの解決というものは無意味なわけでございます。

こういったような観点から、通産省といたしましては総合的かつ長期的な視野に立ちまして、まず一つはエネルギーの需給構造をいかにして改革していくかというの一点。それから第二点は、現在の経済社会の構造そのものをいかに環境調和型にしていくかということが二つ目。それから、さつき申し上げましたように技術革新につきましまして革新的なものを開発していく。そして最後には、そこで生まれた技術、現に生まれております技術を途上国へいかにしてうまく技術移転をしていくかということでございます。そういったことがこの地球温暖化の防止行動計画のまさに中身になっていくであろうと思ひます。

具体的には、先ほど大臣の御答弁にもございましたけれども、さきの通常国会において成立させていたいただきました省エネ・リサイクル支援法、さらにはエネルギー需給構造高度化法といった法律に盛り込まれております諸施策を十二分に活用いたしまして、エネルギー需給の高度化さらには環境調和型の経済社会をいかにしてつくっていくかということに政策の中心を置いてまいりたいと思ひます。

なお、つけ加えますと、革新的な技術革新というのは実は我が国だけではなかなか難しいと思ひます。国際的な協力が必要でございます。ちょうど今、きょう現在でございますが、先進国によりまして環境エネルギー技術の国際共同開発をいかにして進めていくかという国際会議を通産省内の会議室で開いております。

そういったことも含めまして、今後、中期、短期、さらにはあらゆる分野につきましてこの防止行動計画の中身を厚くしていきたいと思っております。

○横尾和伸君 頑張っていたきたいと思ひます。次に、フロンの回収、再利用の問題についてお尋ねしますが、フロンの問題は終わったという誤ったムードが現在日本の多くの人たちに漂っているかと思ひます。

一九九五年には特定フロンが全廃される、ある

いはスプレーにはもう全く使っておりません、こういった歯切れの一見よきような言葉がそのムードの原因だと思えますけれども、フロン対策はむしろこれから始まったばかりと考えなければならぬと思います。

ある学者の説をかりますと、四十六億年前に地球ができた、四億年前に初めて海から生物が陸地に上がってきた、このころにオゾン層が実は大抵今のレベルまででき上がって、今からすると八割方だという表現ですけれども、今のレベルにまでオゾン層が地球を取り巻いたんだと。それが有害な紫外線を遮った。有害な紫外線は生物の組織を壊す強い力がある。これを遮るオゾン層の働きも大きく作用して地球上に、陸上に動植物が繁栄した、こういうことでございまして、これをひっくり返すと、オゾン層が破壊されると動植物の細胞は壊される。人の場合にはまず皮膚がんが発生する、これはよく言われておりますけれども、また生物や植物が、もちろん植物といえは農産物も入りますけれども、大変な被害を受ける。つまり、細胞が破壊される、できなくなる。これは食糧危機にもつながるわけでございまして。

そういった意味でフロン層の問題は大変恐ろしい問題だと思ふんですけれども、最近特に地球のオゾン層破壊が予想外に速く進んでいるという報道が目立つわけなんですけれども、その実態について通産省はどのようにとらえているのかまずお尋ねいたします。

○政府委員(細川恒君) お尋ねのオゾン層の破壊でございますが、国際的観測網によりますと、熱帯域を除きましてほぼ全球的に減少傾向が確認されております。一九八〇年代は七〇年代に比べまして減少傾向が進んでおるといことが明らかになっております。特に南極でございまして、一九八九年から本年まで五年連続して大規模なオゾンホールが観測をされておまして、我が国の気象庁の観測によりますと、本年のオゾンホールは過去最大であった昨年とほぼ同規模になっておるといふように理解いたしております。

○横尾和伸君 特定フロンですけれども、一九四〇年から五〇年ごろに使い始められたと言われておりまして、一九六〇年から急激に伸びている。累積の生産量の推測はなかなか難しいところでございしますが、ある説によると二千七百万トンという計算もあります。その量というのはちょっと実感はできないんですけれども、ただ申し上げたいのは、全生産量の割合が多く見積もっても二割程度のもので、既に生産されたものが使われそして廃棄されてオゾン層に今現在で到達している。つまり、現在のオゾン層の破壊はその全生産量のせいぜい一割ないし二割だろうという試算もございします。

もしそれが本当だとすると、細かい数字はともかく、これからさらに何倍かのフロンが現在出回っていて、そしてそれが何らかの形で廃棄されるということを考えますと、九五年に全廃されるあるいは今すぐに全廃されたとしても、現在使われている量がそれだけありますので、その使われているものがさらにオゾン層に働きかけてオゾン層を破壊するということを考えると、とてもない問題だと思われるわけでございまして。私は、そういう意味でフロンの回収、再利用という問題はこれから急務であり、大変大きな問題だと思っております。

昨年の十一月のモントリオール議定書第四回締約国会議で初めて特定フロンの回収、再利用の推進が決議されたところでございまして。恐らくこれは、今申し上げたような厳しい認識のもとに四回目に初めて回収、再利用の問題が決議されたと思われるんですけれども、そういった決議について通産省はどのようにとらえているのか、お尋ねいたします。

○政府委員(細川恒君) 昨年十一月に、今お話ございましたようにモントリオール議定書第四回締約国会合が開かれまして、同会合におきましてオゾン層破壊の一層の進展などを踏まえまして、特定フロンの生産全廃時期、これは二〇〇〇年から一九九六年に前倒しになっております、それとも

う一つは規制物質の追加といったようなこともございまして、いわば生産数量規制が大幅に強化をされたわけでございまして。同時に、今お話ございました既存の特定フロンなどの回収を促進すべき旨の決議も採択されたわけでございまして。

この決議につきましては、一つはオゾン層破壊の一層の進展を踏まえ、特定フロン等の排出を抑制してオゾン層の破壊を軽減する必要が高まってきたという認識がございまして。もう一つは、生産が全廃される一九九六年以降も必要となります補充用の特定フロン、それを確保することは不可欠だ、こういったようなことの国際的認識のもとで先ほど申し上げました決議が行われたわけでございします。

○横尾和伸君 いずれにしても、大変厳しい問題だと思ひますが、この厳しい問題に対して、特定フロンガスの回収、再利用を何とか進めようという市民団体あるいは地方公共団体の活動が少ないですけれども、つい最近目立ち始めました。私の知っている限りでも、群馬県内でフロンガス回収をすすめる会が大変活発に活動しております。また青森県内では青森アップル会、こういった市民団体の方たちが本当に献身的な活動を展開しているわけでございまして。目に見えないもの、あるいは結果の確認が大変難しい問題であるにもかかわらず献身的に一生懸命やっているその姿から、むしろ庶民の声として政治あるいは行政に携わる者が耳を傾けなければならぬ問題だと思っております。

私はそう思うんですけれども、こういった活動をどのように通産省は評価されているのか、またこれを踏まえて今後どのように取り組んでいくのか、特にこの問題については大臣の御決意、考え方を伺いして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 自治体とか市民団体におきまして、最近特定フロンの回収、再利用への取り組みが行われてきていることは、我が国においてもオゾン層保護の意識が広く国民に浸透してき

ていることを示しております、高く評価すべきものだと思っております。また、このようなことは特定フロンの排出を抑制し、オゾン層の破壊を軽減する観点、それから生産が全廃される一九九六年以降も必要となる補充用の特定フロンを確保する観点から大変望ましいことだと評価しているわけでございします。

こうした特定フロンの回収の動向を踏まえまして、通産省としては本年十月から化学品審議会オゾン層保護対策部会、これは通産大臣の諮問機関でございますが、そのもとに回収再利用等対策分科会を設置いたしまして、他の関係省庁の参加を得て、我が国における望ましい特定フロンの回収、再利用等のあり方について審議検討を進めているところでございします。

○横尾和伸君 終わります。

○山下栄一君 公明党の山下でございます。午前中からさまざまな重要な課題の議論が行われたわけでございしますけれども、内外ともにさまざまな大きな課題を抱えながら、また前政権からの負の遺産もしっかり受け継いで新しい政権が誕生したわけでございします。大変かじ取りが大変だと思ひますけれども、国民の皆さんの期待が大変大きい中での政権でございますので、どうか二大臣頑張っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず私の方から、第一点、規制緩和の問題につきましてお伺ひしたいと思います。

昨日、第三次行革審の最終答申が提出されました。その答申の最大のテーマの一つが公的規制の緩和である、このように位置づけられておるわけでございします。また九月の政府の緊急経済対策の中でも規制緩和が重要な施策の中に位置づけられておるわけでございします。緊急経済対策の中の規制緩和九十四項目、このうち通産省の分が十六、七十七あったと思ひます。

それに関連しての質問でございしますけれども、その一つが分散型電源からの買電メニューの一層の整備促進、こういうことが掲げられておるわけ

でございますが、この項目の具体的な内容と実現の見通し、時期につきましてお伺いしたいと思います。

○政府委員(堤富男君) お答えを申し上げます。分散型電源からの買電をする場合には、具体的に電力会社からどのような電力を幾らぐらいの価格で買ってもらえるか、そうすれば自分たちのそういう予測が可能でございますので、それで分散型電源の設置あるいはそういう買電に努力をするということができるわけでございます。そういう意味から、この九月に決められました緊急経済対策の中で買電メニューを決めたわけでございます。

現在、実は太陽光発電ではどういう値段で、風力発電ではどういう値段で、あるいはそれが昼間である場合、夜である場合というように分けてメニューをつくっておるわけでございます。ただ、自家発電につきますとまだ一部の電力会社で全部のメニューができておりませんので、これを本年度以内を目途にいたしまして完全に整備をさせていただくという方向で努力をしている次第であります。

○山下栄一君 ということは、残された三電力の買電の体制を今年度中にとると、これが今回の規制緩和の内容であるということですね。

この分散型電源の規制緩和、これは省エネ、環境保全の観点のみならず、我が国の今後の長期的な電気供給の確保という観点からもさらに一層進めていくべきである、このようにも考えておるわけでございます。特に、電事連が昨年発表いたしました買電メニュー、特にごみ発電とかコジェネ型自家発電の買い取り価格の見直しの問題なんですけれども、通産省として特に今後見直しを検討課題として取り上げる可能性があるかどうかにかんづきましてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(堤富男君) 現在、先ほど申し上げましたように幾つかの電源種類ごとによっておるわけでございますが、例えば太陽光発電を幾らで買っているかというように比較しますと、日本の場合には売っている値段そのもので買って

いただける、いわば電力会社の売っている値段と同じ購入価格でやっている。世界的に見ますと、ドイツでも大変太陽光発電なんかは熱心によっておりますが、実際に買うときにやはり九〇%の価格で買うというようにおることをしておりますし、アメリカの場合には回避コスト、アボイデッドコストと言っておりますが、その値段でございますので、これも一〇〇%ではございません。

そういう意味では、日本の買電メニューで出しておりますのは、優遇という言葉を使うかどうかは別として、世界的な比較では割合高い値段で買っておるということでございます。そういう意味では、まず我々の努力は、買電メニューを完全にするということを目ざしたいと思っております。

○山下栄一君 例えば、夏のピーク時につきましてはエネルギーの確保が大変だと思います。その場合に買電価格を季節価格という形で変動性にして引き上げるとか、そのような可能性はどうかでしようか。

○政府委員(堤富男君) 現在でもこの余剰電力の購入、例えばコジェネレーションの場合の余剰電力につきましては、そういうピーク時で使います火力発電、例えば石油とかLNGが多いと思いますが、そういうもののコンビネーションの価格を前提として設定されておりますので、これ以上高い価格というのはやや自分で発電するよりも高いコストで買うということになるのではないかと、思う次第であります。

○山下栄一君 特定供給の問題でございすけれども、自家発電業者が電力十社以外に売電、いわゆる特定供給でなければ、これも緩和する方向で検討すべきではないかと思うんですけれども、この点はいかがでしようか。

○政府委員(堤富男君) 特定供給を含めまして、まず申し上げたい点の一つは、現在も日本で使っております電力の一・八%は既に外部からの自家発電等の電力を実は使っておるわけでございす。今後、長期的な確保という意味では大変重要な

なことでございます。

一方、特定供給といえますのを現在購入する場合同じ限定を置いております。ただ、この限定をどこまで外すかというのは大変難しい議論がございまして、どういふことかといえますと、特定供給をする人は電気事業法上の供給義務を課されておられないので、もし例えば石油の値段が急騰したというような場合には、一斉に発電をみずからやめて電力会社の電力を使うというふうなことで、あるときに突然戻ってくるということがあられるわけでございます。そういう場合には、電力会社は供給義務というものが課されておりますから、電力会社といたしましてはそういう人たちのためのバックアップ電源、いつ戻ってきていただけるかわからないけれども、供給義務を課されているという観点からそういう予備電力を用意しておくということがございます。

これはだれが負担しているかというところ、ある程度は特定供給の人が戻ってくることも想定はして、その人たちに値段を高くしているというふうなことはございす。そういうものが一斉に戻ってきたというふうな場合のことを考えますと、そういう自家発電をできない人たちの負担でいわばバックアップ電源をつくっていきないうかぬということになるわけでございまして、公平性という観点から本当によろしいのであろうかという議論が一つございす。

それから、ちょっと長くなって申しわけございせんが、もう一つは、電力会社といえますのは、どんな山間僻地における電力の値段も、東京都で非常に需要が密集している地区の値段も実は均一にしておるわけでございす。そういう場合には、非常に需要が密集している地区のところでは、もし特定供給あるいは自家発電を行って他人に供給しますと非常に安く供給できることがあり得るわけでございす。そういう非常にいわば収益の上がりやすい場所のところを集中してやりますと、電力の採算というものがだんだん悪くなる。

そうすると、山間僻地の人たちに對して都会の人たちと同じ電力料金でというところが非常にやりにくくなるといふようなこともございまして、特定供給の方向といたしましては、いろんな意味での余剰電力の買電促進ということも考えてまいりたいと思ひます。全体的な検討の一環として今検討させていただいておることは事実でございますが、一定の制約もあるということは御理解を賜りたいと思ひ次第であります。

○山下栄一君 いろいろ難しい問題があると思うんですが、方向性としては、やはり分散型電源の促進というのは冒頭申しました観点からさらに拡大普及させていくべきであるということが基本でなかならないと思うわけでございす。この問題につきまして、分散型電源の規制緩和につきまして大臣の御所見を簡単に伺したいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員が幾つかの御質問の中で既に示唆されておりますように、この分散型電源の導入促進というものは非常に重要なことだと私も思っております。このような観点から、現在総合エネルギー調査会におきましてエネルギー供給体制の全般的な検討を行う中で、効率的な電力供給システムを構築する上で分散型電源をいかに組み入れていくかということにつきまして検討がなされているところでございす。今後、この委員会の検討結果を踏まえまして、分散型電源活用のための具体的な方策につきまして、もちろん規制緩和もそうございすけれども、システムというところになりますから、さまざまな方策につきまして積極的に検討してまいりたいと考えております。

○山下栄一君 どうもありがとうございます。続きまして化学兵器禁止条約の問題、特に国内の適切な対応という観点からお聞きしたいと思うわけでございす。軍縮平和の観点から重大な歴史的意義があるかというところはもう申すまでもないと思うわけでございす。もうこの条約の発効も迫っているという事です。ただ、この条約

の与える影響、これは化学工業全般にわたりました。医薬品とか化粧品その他染料、印刷、さまざまな化学工業の分野に影響を与えます。もともと化学工業の分野には非常に中小企業が多いということ、また査察の問題、申告の問題、さまざまな問題を抱えているわけでございます。

この条約の国内実施体制につきまして通産省の方で御検討をいただいていると思うわけでございますが、検討状況につきまして簡潔にお願いしたいと思います。

○政府委員(細川恒吉) 化学兵器禁止条約上の義務を的確に履行いたしますために、条約実施法の制定を中心といたします国内の条約実施体制を整備、確立することが必要だというふうに認識をいたしておりますが、今お話ございましたように、この実施体制の確立に当たりましては、関係者の理解と適切な対応を得つつ、企業秘密の保護と過剰な企業負担の回避などに配慮する必要がありますというふうに考えております。このような観点から、化学品審議会に新たに部会を設置いたしました。条約実施法の制定を中心といたします国内施策のあり方につきまして目下鋭意検討をお願いいたしております。

また、当省といたしましては、既に企業関係者などにさまざまな場を通じて条約内容や国内の対応の方向につきまして周知徹底を図ってまいっているわけでございますが、条約実施に向けての体制整備を図るために平成六年度に所要の予算、税制などの措置を現在要求中でございます。今後、審議会におきまして検討などを踏まえまして国会での条約の批准手続が進められることを前提といたしまして、次期通常国会に新法を中心とします総合的施策の御検討をお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

○山下栄一君 今も局長が触れたんでございませうけれども、いざにしまして条約の規制対象となる企業、工場、これが三千とか四千とか言われておりますが、非常に広範囲にわたる影響を与えるということ。それと企業秘密の保護の問題、製造目的とか製造量とか、どこに販売したかということ等も報告しなければならぬというデータ申告の問題。また、国際機関による査察が日本の小さい工場にも入ってくるというふうなことで、査察の体制についても非常に不安感がいろいろあると思うんです。

そういう観点から考えますと、今も少し触れたわけでございますけれども、中小企業の方々の不安感をなくしていくための具体的な体制が非常に重要ではないかと思っております。特に申告の問題、査察の問題につきましてどのような配慮をされておられるのかということをお願いたします。

○政府委員(細川恒吉) 御指摘のように、条約上の義務を履行するに当たりまして、中小企業などに過度な負担がかかるとすることのないような配慮をする必要があるかというふうに考えておるわけでございます。この観点から、御質問がございましたように、査察や申告の際に関連企業が適切な対応が行えますように平成六年度の要求におきまして、一つには各都道府県別に中小企業を対象とした査察対応などのセミナーの開催、あるいは査察対応指導員の各中小企業への派遣を通じて査察対応のきめ細かな指導の実施、こういったことにつきまして中小企業対策費として総額約二億円を要求中でございまして、遺漏なきよう進めたいと思っております。

○山下栄一君 しっかりよろしく願いたいと思います。最後に、APECへの対応の問題でございますが、来月十七日から二十日までですか、APECの閣僚会議、また非公式の首脳会議が行われると。国際社会からも、アジア・太平洋というGNP五割を超える国が参加する、米、中、日本も入っておるということで、大変大きな関心が集まっておるわけでございませうけれども、これには熊谷通産大臣も大変厳しい政治日程の中参加されるとお聞きしておるわけでございませう。一週間前の当委員会における所信表明の中でも大臣おっ

しゃっているわけですが、APECの枠組みを活用してアジア・太平洋地域の貿易、投資の自由化等に向けて貢献してまいります。このように述べておられるわけでございませう。

今回のAPEC最大のテーマはアジア・太平洋域内の貿易の自由化と投資の促進ということを伺っておるわけでございますが、APECに臨む我が国の方針につきまして大臣にお尋ねしたい、御決意も含めてひとつお願いしたいと思います。○国務大臣(熊谷弘君) まず、話の前提といたしましてアジア・太平洋地域というものが、特にアジア地域は世界の成長センターで、現にそうでありまして、今後とも成長センターであり続けるだろうというふうに思うわけであります。そういう意味で、アジア・太平洋経済協力、つまりAPECが開かれた地域協力の一つのモデルを目指して着実に進行していくということが望ましいわけでございませう。これは日本だけではなくて、アジア地域の人たちにとって、アメリカ、カナダ、オーストラリア、それからメンバーそれぞれに全部共通のことでございます。

とりわけ、アメリカがAPECという枠組みを今後の新しいポスト冷戦の新秩序といいますが、経済面における新秩序として重要な位置づけをしていることは、既にクリントン大統領初めアメリカ政府の各般の発言から明らかでございます。そういう意味で、今後このAPECが非常に重要な役割を果たしていくだろうと私も思っております。

委員御指摘になりましたように、本年十一月にシアトルで開かれますAPECの閣僚会議におきましては、地域貿易自由化問題が最大のテーマになっておりまして、アジア・太平洋地域の貿易投資の自由化についての議論が行われる予定でございます。我が国としても、この地域を長期的には障壁のない貿易投資市場とすることにより域内の貿易投資の拡大を図っていくため、参加国・地域と協調しつつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下栄一君 十一月中旬は国会も大きな山場を迎える中で、また別の意味で重要な国際会議ということでAPECですが、どうか大臣、体調を整えられて、日本国民の大きな負担がかかっておりますので、責務を果たされますよう祈っております。

以上で質問を終わります。○市川正一君 私は最初に、電力業界やガス業界が広告費とか会費の名目で莫大な事実上の政治献金を行っていた問題について、今国会の中心課題である政治改革ともかかわって、まずたしたいと思っております。

公益事業である電力会社やガス会社は、一九七四年当時、その企業行動に国民的な批判と抗議が集中して、以後政治献金を廃したことになります。しかし、実はそれ以降も、自民党の出版物への広告費という名目で事実上の巨額な政治献金を行ってきたことが明らかになりました。報道によりますと、電気事業連合会は九〇、九一、九二年度の三年度で合計二十五億円を支出しております。これは支出後各電力会社に配分されることになっているので、電力会社の責任で広告を出していたということになります。また日本ガス協会は、一九八〇年以降、経団連の外郭団体である経済広報センターを通じて、通常会費とは別に特別賛助会費の名目で広告掲載料二十一億七千万円支出した、こうなっております。

通産省は、これらの広告料が余りにも高額であるために、公益事業のあり方として適切かどうか調べる、こう述べておりましたが、その調査の内容と結果について報告を求めます。

○政府委員(堤富男君) 当省で報告を受けましたところでは、電事連では、自民党関係の出版物でございまして自由新報等につきまして、五十八年度から平成四年度までの十年間で五十五・五億円の広告料を支出しているところであります。またガス協会は、一般広報費、活動強化の趣旨から、経済広報センターに会費といたしまして、先生御指摘の特別賛助会費も含めて十三年間で二十五・

三億円を支出しているところでありました。ただ、いずれも最近、社会的な批判、誤解等を招かないようにという観点から、自民党に支払われていた広告費につきまして廃止をする、あるいはまたはその方向で検討するということを表明したと報告を受けております。

○市川正一君 今の答弁を聞いていますと、既に新聞その他報道をされていることの追認の域を超えておりません。何か新しい事実が明らかになつたんですか。

○政府委員(堤富男君) この問題につきましては、政治献金であるかどうか、これは電気事業法の法令上の問題というよりは政治資金規正法等の他法令の問題でもございまして、我々としては法的権限に基づきます報告は求められないということも頭に置きながらの報告聴取でございまして。

○市川正一君 電力業界もガス業界も会費を出したということになっているようですが、これは結局形を変えた政治献金であるということとは明白です。私も何回かこの問題を取り上げてきました。国民的な指導の中でついに中止せざるを得なくなつたわけですね。

ところで、伺いたいのは、こういう経費は電気事業法やガス事業法に基づく料金認可の際の審査に当たって、当然料金算定の根拠になる総括原価の中に含まれていると思いますが、いかがですか。

○政府委員(堤富男君) 料金査定の場合におきましては、特定の支出項目、どこかの会社から燃料を買ふとか、原油はどこから買ふとか、その支出先について一つ一つ具体的に考へていくわけではございません。それぞれの項目につきましてその項目ごとの総額が過去の実績あるいは全体の比率、それからそういうことを総合的に勘案して総額としてのレベルを料金算定で折り込んでいくわけでございます。通常の予算、国の予算のようにどこどこに支出することを認めた上での個別認可ということにはなっていないということでござい

○市川正一君 それじゃ、あなた、何をチェックしているんですか。電力、ガス業界の七四年の政治献金廃止宣言以来、たびたび料金改定が実施されてきていますよ。その際に、こういう費目についてはその内容が適切なものかどうか、はっきり言えば政治献金が含まれているかどうか、それは調べないんですか。

○国務大臣(熊谷弘君) 過去のことでのんびりしているわけではなくて、しっかり承っておたわけでございます。

こういう形を変えた政治献金が行われているんじゃないか、公益事業である電力やあるいはガス事業においてこうなっている、企業活動に問題があるということをも具体的に指摘したんです。そして、その問題について通産省も前向きに調査し検討することをおっしゃっていたが今まで放置されていた、これはやっぱり怠慢としか言いようがないんです。

大臣、後でお聞きしますが、これは済んだことちやというののんびりせぬように、ひとつよく聞いておいてください。

○政府委員(堤富男君) 政治献金であるかどうかという観点、もちろん電気事業法上の法令ではチェックできないわけでございます。今回のように、例えば事業団体への支出という形で出る場合には、一般管理費の諸費の中の事業団体費ということとで考えられるわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、料金査定の際には特定の個別団体への支出についていいか悪いかということ

今回の事件をきっかけにして明らかにしたガス業界の場合、個人献金ではありませんが会社が報酬から天引きしていたということも明らかにしました。これは公益事業としての社会的責任にかかわるだけではないに憲法にも違反する、そういう重大な疑いも含まれます。

を個別にチェックしているわけではございませんで、事業団体費あるいは会費、分担金等が、過去の実績、全体の比率、最近の動向等を総合的に勘案して、総額として適正になるように厳正なチェックをしているわけでございます。そういう意味で、料金のあり方と今の個別の支出についての問題は、すぐには料金の問題という形にはならないわけでございます。

ただ、実態としてそのかくかくしかじかの方面で出した金額が社会的常識からすると御批判を受けた、社会的常識というのはそのときどきに変わりますものであります。そういうものを踏まえて電力、ガス業界が今度の決定をしたものだといふうに私は理解をしているわけでありまして。

私は、この際電気、ガス料金の算定基準や料金体系について抜本的に見直し、経理をもっとガラス張りをする必要があると思つております。例えば、料金算定の根拠になる各費目についてその内容を明確にするとか、チェックの体制を強化するとか、あるいは国民生活に高く大企業に安い今の料金体系を、生活者重視政権を言葉どおり理解するならばそれにふさわしい仕組みに逆転するとか、思い切った対策が必要になると思つて

○市川正一君 厳正という言葉はこういうときに使うべき言葉じゃありませんよ。

○市川正一君 これは今回初めて突然出てきた問題じゃないんです。私自身が本委員会でも何度か取り上げてまいりました。ここに会議録を持ってきたんですが、例えば一九八〇年三月には、電力会社が通産省の口きまで政治家のパーティー券を購入した問題を取り上げました。また、八五年の十一月には、個人献金と言いつつ実は役職のランクごとに金額を決めて組織的に献金している事実も指摘いたしました。

○市川正一君 私は、あえて言葉を遣はずに言うならば、そういう姿勢ではまた共犯者になるおそれがあるといふうに言わざるを得ぬのです。

あなた、広告宣伝費が政治献金の隠れみのに使われていたことはもう業界の常識じゃないですか、あなたも調べてさうでしょう。こういう事実上の政治献金の資金は、そうすると電気料金として消費者が全額負担せられるということになるんじゃないですか。大臣、こういう十分なチェックをしていなかったという政府、通産省の責任はやっぱり国民の立場からいって免れ得ないものだと思うんですが、過去のことではあつても、今の大臣はいかがですか。

○市川正一君 厳正という言葉はこういうときに使うべき言葉じゃありませんよ。

○市川正一君 私は、あえて言葉を遣はずに言うならば、そういう姿勢ではまた共犯者になるおそれがあるといふうに言わざるを得ぬのです。

が、通産大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(熊谷弘君) 私は、それぞれの査定時におきましてできるだけ資料をプレス発表時に公開してきたというふうに理解をしておりますけれども、しかし一般的にできるだけ国民にわかりやすい発表の仕方があってしかるべきだということとは全く委員と同じ意見でございます。ただ、技術面その他ございまして、今までの努力を継続していきたいというふうに思います。

ただ、この電気料金の個々のあり方につきましては、当面我々は今の電気料金の体系を変える状況にはないというふうに思っております。

○市川正一君 こういういわばやみ献金みたいなものが含まれている、そういうことを基礎にした料金体系というのはいずれにしても見直さなければならぬということは、これは大臣お認めと思うんですが、そうでしょうか。

○国務大臣(熊谷弘君) やみ献金と言われたんですけれども、やみであれ表であれ政治献金であれば、これは政治資金規正法に基づいて処断されるべきものであらうと思っております。我々としては、電気料金の査定という立場から厳正な判断をしていきたいと思っております。

○市川正一君 先ほど来御答弁の中に厳正という言葉がたびたび使われるので、言葉の正しい意味における厳正さを要望いたします。

あわせて、その問題とかかわって今回の緊急経済対策の目玉の一つになっている電気、ガス料金の為替差益還元の問題であります。政府は先般、円高差益の還元と称して電気、ガス料金の若干の引き下げを行われましたが、その算定の根拠をお示し願います。

○政府委員(堤富男君) 最近の円高傾向を考慮しまして、これが電力あるいはガス企業にとって差益という形で残っている、あるいはできることになるということが判明したわけでございます。

具体的に申しますと、平成元年のときの料金算定のときには円レートは百二十四円と設定されていたわけですが、最近では御承知のとおり

大変円高が進んでおりまして、その円高を三カ月平均ということで百四円になるという機械的な計算をさせていただいた上で、百二十四円と百四円の差額を円高差益還元ということでお返しした次第でございます。

○市川正一君 久保田長官にお伺いしたいんですが、経済企画庁はことしの五月当時に、電力業界は九三年三月期決算を前提にすれば今年度は二十四百六十億円の為替差益が出る、そして当該業界に為替差益の還元を要求されておりました。今の通産省の説明をお聞きになっていかがお思いでございますでしょうか。

○政府委員(坂本導郎君) 円高差益の算定に当たっての基準のとり方というのは、これはいろいろな考え方がございまして、今御指摘のような九三年三月期決算をベースとしてということで企画庁が差益還元額を算定したことはございません。

ただいま通産省のお話にございましたように、今回の円高差益還元に当たっては直前の三カ月間の為替レート百四円ということを採用され、また油の方もバレル当たり十六・五ドルということでございますので、私どもはそれは適正な数字であらう、また現在の為替、油の状況から見ると、電力会社にとってはかなり厳しい諸元になっているというふうに考えております。

○市川正一君 実は、我が党もことしの五月に、当時の森通産大臣に試算の根拠を示して、電気、ガス料金の差益の還元を要求いたしました。この中で、私どもは九三年度も原油価格十九・三ドル、バレル当たりでありましたが、為替は百十円で推移すると仮定して、六千七百億円の差益が生ずるというところを指摘いたしました。これは我が党の試算ですよ。経企庁は、さっき基準時点を九三年三月にした覚えはないとおっしゃるけれども、ちゃんと出てきますが。

我々は九〇年度を基準にしています。というのは、九〇年度という時点は、八九年四月の料金改定以降、年度で見て一番原価が高く、そして為替が一番安い時期です。その当時でも十分電力、ガ

スとも利益を上げて、設備投資も行って、内部留保も行ってある。だから、こういう基準時点は、私どもと経企庁の場合、時点の違いはありますが考え方は同じです。

そこから推移して、一体どれぐらいの差益が出てくるかという、方法的には同じ考え方で作業を進めているわけですが。私どもの試算によれば、九一、九二年の二年間で九千億円以上の巨大な差益を既にため込んでいます。だから、今度の差益還元二千六百五十億にとどまらずに国民に還元ができるはずだというのが、私どものいわば試算の結論であります。

この点、もう一度通産省並びに経企庁の方で差益の実態について調査をやり直していただきたい、要望いたします。

○政府委員(堤富男君) 原価に関係いたしますのは、燃料費の円レートと燃料価格だけではございません。平成元年に決めましたときの百二十四円、十六・五ドルというのは、確かにその後おっしゃるような意味で、むしろ差益ではなくて差損が生じた事態になっておたわけでございます。

ただ、その時期に委員御指摘のような収益が、上げてなかったかというところであつたわけでございます。その原因を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、要因といえますのは燃料費だけではないです。燃料費というのは一六％ぐらいいに、最近非常に少ないウエートになっております。

実は、料金の査定をいたしました平成元年当時の、例えば電力につきましては、需要は四％ぐらいいしか伸びないと考えていたわけでございますが、平成元年、二年、三年、四年と、かなりこの予想を上回る、例えば平成元年でございまして六・六％の需要の伸び、あるいは平成二年でございまして七・四％の伸びというふうになるわけでございます。

これはどういふことになりましかつといえますと、非常に設備の稼働率がよくなるといふことがある反面、いわば需要に設備がなかなか追いつかなくなるというふうな事態になっ

てきたわけでございます。ちょうどバブル時代における大変急激な需要の伸びというのが原価を下げる効果があったということで、その差損の部分がある意味ではコンペンセートするような形で推移したわけでございます。

そういう意味では、そういう異常な時期をベースにレートを考えるということではございませんで、やはり今回の場合におきましても、為替レートの問題と油の値段を考えて、その部分について差益が生ずるであらうということを平成元年の査定に戻った形で計算をさせていただいた次第であります。

○市川正一君 経企庁はまた適当な時期にお伺いしますが、この問題の締めくくりとして私は提案をし、両大臣の所見を伺いたいのではありませんが、結局のところ、電気、ガス料金を公共料金として政府が審査し認可しておきながら、その具体的内容は、今の差益の問題もそうでありますし、全く国民には知らされていない。だから、先ほど来おっしゃるように、我々が厳正に審査して認可した、だから正しいんだという、そういう役所の結論だけの押しつけであつてはならぬと思うんです。

私は重ねて提起いたします。政府が料金の算定の根拠をガラス張りにして、国民にわかるようにするとともに、料金体系も家庭用が高く、そして産業用に安い今の現行料金体系を、国民生活を豊かにする方向で改定すべきじゃないか。生活者重視という、そういう観点で両大臣がこの問題に取り組んでいただくことを重ねて提起し、所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 電力、ガス業界におきましては、価格に政府が介入しているわけでありまして、我々ができるだけ公正でかつ国民にわかりやすい料金設定をし、またそれを国民にわからしめる、知らしめるということは大変だということに思っております。

ただ、委員御指摘のように、現在の電気、ガス料金につきまして直ちに変更をするということ

考えているわけではありませんが、我々の目指すところは、常にそのときどきの情勢判断をしながら、社会的に公正な価格設定をする努力を続けなければならぬと考えているところであります。

○国務大臣(久保田真苗君) 今回の円高差益還元は、私は比較的早く組み入れたというふうに評価しているわけでございます。もちろん、地域独占事業的な事業でございますから、政府が今後もこの経営というものに十分注意を払い、国民生活として物価、そういったものを勘案しながら適正な料金を決めていくために早く手を打っていく、そういう姿勢は持ち続けていきたいと思っております。

○市川正一君 次に、両大臣がそれぞれ所信表明の中でもお触れになった消費者被害の救済、特にいわゆるPL法の制定問題についてお伺いをいたします。

国民生活審議会を所管する経企庁、産業構造審議会を所管する通産省、両省庁からPL法制定に関する取り組みの現状がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) PL法問題につきましては、委員が質問の中で御示唆いただいておりますように、産業構造審議会におきまして議論を開始しているところでございます。正直申し上げていろいろな議論がございます。特に、中小企業の方々からは大変不安といえますが、心配といえますか、というような議論も出されているわけでございます。これからさらに結論をまとめるべく努力を続けているプロセスでございます。ただいまの時点におきましては審議会としての一つの合意ができています。この議論を引き続き続けたいと思っております。

○国務大臣(久保田真苗君) 製造物に係る総合的な消費者の被害の防止、救済のあり方について、非常に大事な問題でございます。昨年十一月の国民生活審議会答申をいただいております。その趣旨を踏まえて今年度も審議を継続していただいておりますけれども、政府といたしましても製品特性等を考えながら精力的に検討を進めているところでございます。これに關係する省庁がそれぞれ所管の製品についての検討を続けております。間もなくその成果を国民生活審議会の方にお出しいただくというのを期待しております。その得ました後に審議会において実りのある検討結果を御審議いただくよう、私どもも期待しているところでございます。

○市川正一君 今月に入ってから立て続けに報道各社が、ごらんになったようにここにも持ってきてまいりましたが、国生審及び産構審の各部会の報告案というものを報道しておりますけれども、審議はここに伝えられているような方向で進んでいるのかどうか、その内容を明らかにしていただきたい。

○政府委員(川田洋輝君) 産業構造審議会におきましては、ただいま大臣からも御答弁申し上げましたように幅広い議論を今進めておるところでございます。九月の末から取りまとめに向けた議論を開始いたしております。でございますが、その途中のペーパーなどが新聞紙上などに残念ながら出てくるものと存じます。

ただ、大臣も先ほど申しましたように、製造物責任の内容とかあるいは経済活動への影響といったような問題につきましてはさまざまな議論がございます。現時点ではコンセンサスが形成されているとは言えない状況でございます。私どもとしては、引き続き産業構造審議会において精力的な審議を進めてまいりたい、その結果を踏まえた適切な対応ということで今後進めてまいりたい、こういうことでございます。

○政府委員(加藤雅彦君) お答えいたします。国民生活審議会におきましても、現在消費者被害に係る民事責任のあり方について精力的に検討を行っているところでございますけれども、例えば読売新聞に出ております国民生活審議会報告案というふうなものは現在まだ全くできていないわけでございます。

ただ、ここに出ております内容を見ますと、民事責任ルールのあり方について開発危険の抗弁は認めるべきだ、あるいは証明責任に関して推定規定は適当でないというような報道がされてございます。これは恐らく、十月八日に第五回の部会を開催したわけでございますが、その席で川井創樹大学教授からその問題について御報告をちょうだいしたわけでございます。川井先生の御報告はそういう方向で御報告をいただいたわけでございます。国民生活審議会としては、恐らくそのような御報告を踏まえて議論を今後ともされるということになると思っております。

○市川正一君 新聞が勝手な報道をしようたんや、関知せぬというのでは、それは国民は納得しません。今、くしくも火のないところに煙は立たずの一端をお述べになったけれども、実際そういう方向での議論が進んでいるというこの反映じゃないですか。今までの例を見ても、報道機関に事前に政府が考えている政策方向をリークして世論の誘導を行うというのは常套の手段です。

報告案の報道されるに至った経過がどうであれ、世間に与えた影響は、制定されるであろうPL法の内容があたかもそういう方向で今進んでいるように思い込ませる結果になっておるんです。私は事態は重大だと思ふんです。うんとおすんとも政府は言わぬじゃないですか。これはもう根拠のないことだと言ふようなことを、私が今聞いたからそんなことちよと言ふだけのことで、国民に対してはこういう事実はないんだと言っているが、言うておらぬじゃないですか。

そこで、私はまず通産省に伺いたいんです。報道された産構審の総合製品安全部会報告案を見ますと、その内容は消費者の立場を無視して産業界の立場に立ったものになっております。特に、二点について私はただしたいんです。一つは、報告案は責任要件を過失から欠陥に転換することが望ましいというふうな言い切っているわけですね。一方で、製造者に損害賠償を請求するのであれば、事故の原因となった製品に製造者由来する欠陥があることが必要とした上で、原告は製造者の責任を求める以上、基本的には製品のどこに欠陥があるかを明らかにすることが必要だ、こう言うております。

そうするとこれでは、過失から欠陥への転換やということとは言葉だけで、実際は現行法体系どおり被害者である消費者が製造者の過失を証明しなければならず、消費者に過重な負担を強いことになるのは明らかです。例えば、テレビから火が出た家が焼けてしまった。実際にそういう事件があります。火事になるくらいですから、テレビは丸焼けになってしまい、テレビのどこに欠陥があったかは製品に関する知識も情報も十分な消費者が証明せんならぬことになるわけですね。それは不可能です。

ところが、報告案の趣旨からすると、結局だれの不注意でどういう欠陥を生じたのかを被害者である消費者が証明せよというのと同じことになるじゃないですか。審議会の審議は、これはあなた方はノータッチやおっしゃるならば、一応それはそうしよう。それは横へ置いておいても、通産省としてはこういう考え方が消費者被害の救済に役立つ、こうお考えになるんでしょ、うか、いかがですか。

○政府委員(川田洋輝君) 産業構造審議会におきまして審議の状況は、繰り返しになりますけれども、先ほど申し述べたとおりでございます。現在まさに取りまとめの非常に重要な時期に差し加かっておるところでございます。今、るるお述べになりましたような重要な問題につきましても、まさにそういうことを今議論をいたしております。ところでございます。この審議会では、お話しするような産業界という立場だけではなくて、消費者代表の方々、それから産業界でも中小企業代表の方々、それから弁護士、日弁連の方々などにも広く御参加をいただいております。ただいまお述べになりましたような問題につきましましていろいろ議論をいたしております。でございます。

私どもは、全体として申し上げます、製品事故か

ら消費者を守るということは大変大切なことだ、製品の事故が起らないこと、再発を防止すること、それから被害が起った場合には迅速かつ確実に救済をされる、そういうことを基本的に踏まえながらこれから議論を進めてまいりたい、こういうことを思っておるところでございます。

○市川正一君 今審議会がやっているから云々じゃないに、通産省としては今のような問題についてどういふようなことで一体消費者の被害救済に役立つのかどうかという問題を問いただしているんです。だから、その点にはっきりお答え願いたいのと、あわせて、もう時間がありませんから、もう一つの大事な問題はあなたもおわかりのように開発危険の抗弁を認めることです。この問題です。

報告案によりますと、マスコミが発表したやつによりますと、開発危険の抗弁を認めないと研究開発、技術革新が阻害される、こう述べて、あたかも世の中の不便をこのためにもたらすというふうな口ぶりであります。しかし、今の社会で万全の安全研究を尽くすならばリスクの回避は可能です。その上で被害が発生したとすれば、それは企業の社会的責任として損害賠償を行うのは当然じゃないですか。もし製造者が訴訟の中でこの抗弁を行えば、被害者である消費者はそのときの科学技術の水準をもってすれば製造者は欠陥が防ぎ得たということを反論しなければならぬ、そういう責任を負わされるんです。これは消費者にとつて重過ぎる負担じゃないですか。

私は、こういう問題一つをとってみても、産業界がこれまで何と云うてきましたか、我が国の製品の品質管理は世界一や、安全にも十分配慮されておる、だからPL法など必要はない、こう言うて反対してきたのが筋通らぬことになり、自己矛盾になると思う。だからこういう点で、消費者被害の救済に今指摘したような開発危険の抗弁を認めるという立場が役立つという認識なのかどうか、その問題を聞きたいんです。今審議会がどうなっているというふうな話やおまかせな。

○政府委員(川田洋輝君) 先ほど基本的な立場については私どもの考え方を述べさせていただいたわけでございますが、現在まさに御指摘のような問題について、関係者に非常にさまざまな影響もあるし、それからどういふ中身のものにするかというところでせつかく御議論をいただいております。その中でございます。私も、そのコンセンサスの形成を待って通産省として施策を適切に進めていきたいというところでございまして、いましばらく結論の出るのをひとつ見守っていただければというところで、恐縮でございますが、繰り返しの答弁にさせていただきますと存じます。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員の御指摘は、今の審議会制度といひますか審議会の枠組みを精神を守ろうとすると、なかなか実はお答えといひますか対応できないものではないかと思つております。私自身は、今の審議会というものが本場にこういう形でいいのかどうかというのがあるんです。国務大臣として、政治家としてはささか疑問に思つておられることといたしまして、先ほど来委員がお話しておられるように、大体やたらとリンクするといふやり方というのがないとは言えないと私は思つておるんです。少し度が過ぎた役人がいるといふことも、私はそのとおりだと思つておるんです。これから、政治改革が終わった後、まさに政治が政治の機能を回復するといふのは、与野党全員の連帯責任において努力をしていかなきゃならぬと私は思つておるんです。

しかし、今審議会がやっている最中に通産省がこの方針だといふなら審議会なんか要らないわけでございます。やはり我々としては、せつかくここまで議論が煮詰まっていまいまして山場に差し加つたといふことでございまして、ただそれを踏まえて通産省としてどういふふうな判断をするか、また内閣としてどういふふうな判断をするかといふのはまたおのずから違つたところでありまして、ぜひまた方針が決まるときに市川先生の御批判を我々はしっかり受けながら議論させていただきます。

○市川正一君 そのときはもう遅いんです。だから今こうして声を大にしてやっているとあるんで、そのときにはもう遅過ぎたといふことになるんです。だから今、国民の世論をここに反映して、そしてあなた方がやっぱり所管官庁としてその責任を果たすべきだ。それで、今通産大臣がかなりそれなりの発言をなさつたんで、久保田長官にも、これは意地悪質問やおまかせなんです、本場に大事な瀬戸際なんで声を聞かせてほしいんです。

久保田長官は、一言申させていただくと社会党の御出身です、今でも籍があるわけですから。その社会党はPL法を出しておられました。それでその賛同者でもございまして。社会党の議員立法は、欠陥及び因果関係の推定を規定しておりますし、そして明文化していないという点で開発危険の抗弁も認めていらつしやしません。当然、今私が指摘したような立場に立っていらつしやると思ふんですが、通産省とのやりとりや産権審の部会報告案の立場をお聞きになってどういふふうな考へていらつしやるのか、ひとつ勇気ある御所見を承りたい。

○国務大臣(久保田真苗君) まず社会党案でございましてけれども、連立政権の中では公明党案もございまして。こうした社会党案につきましては、今までの国民生活審議会の議論の中でこうしたものも参考にしながら審議をしていただいていると思ひます。

そして、先ほど読売新聞の記事というのが出ましたんですけれども、あれは国民生活局長がお答えしましたように、本場は一つは試案として御開陳いただいたものでございまして、私もとしましては、この国民生活審議会にかかわつて消費者被害の防止、救済に努める官庁は幾つもございまして、そうしたところからまだ正式に御報告が審議会に出ておらない、そういう段階でございまして。でございまして、今通産省の方もこの審議会の御議論に対して大臣としてあるいは内閣としてどう対処するかといふことはこれからのお話

だつて言つておられますことを、本場にそのままいただきます。私も審議会に一定の御報告をいただいた上で審議会とともに考えていくという立場に立ちたいといふことでございまして。

もとより経済企画庁といひましては、消費者行政を預かつておるところでございまして、消費者のこれまでにありました弱い立場から出てくる欠陥については十分注目してまいりたいと思つております。

○市川正一君 久保田長官は御存じだと思ひますが、第十三次国生審は、通産省からの圧力でPL法導入を見送つたといふことを森脇部会長があの中で明らかにされております。

私は、消費者行政を預かる久保田長官が、まさに消費者が泥まみれ汗まみれで草の根から取り組んで、そしてPL法制定の、そしてそれは中身もきつちりしたもの、そういうものをつくらうといふこの世論と運動に対してどういふ態度をおとりになるかといふことを非常に期待し、また注目もしているといふことだけをこの機会に申し述べておきたいと思ひます。

時間が参りましたので、本来ならばここで不況、景気対策についてそちらの方から拍手が起る質問をするつもりだったんですが、残念ながら時間が迫つてまいりましたので、大店法問題についてお聞きいたします。

実は、政府の規制緩和の中で大店法の見直しについていろいろ議論が出ておるやに聞いております。読売新聞は大店法の五年後の廃止を報道いたしておりましたが、通産省はどういう検討なさつておるんですか。

○政府委員(川田洋輝君) 大規模小売店舗法、いわゆる大店法につきましては、平成四年一月末から改正大店法が施行されておりますが、その附則の第二条におきまして、改正法の施行から二年以内、すなわち平成六年一月までということに相なりますが、その二年以内に改正法の実施状況の検討を踏まえた見直しを行うということに相なっております。こういうことでございまして、私と

もいたしましては、今後産業構造審議会あるいは中小企業政策審議会の合同会議といったような場を開催させていただきまして、関係者の意見も十分踏まえながら見直しのための検討を進めてまいりたいというように思っております。

○市川正一君 附則第二条のことはよう承知しております。問題は、新法による出店調整の期間はすべて一年以内に終了しているということに報告を私は承っております。だとすれば、なお見直しの対象になる実施状況が存在しているというふうに通産省はお考えなんですか。

○政府委員(川田洋輝君) 大店法の趣旨につきましては、消費者の利益の保護に配慮しつつ、周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、もって小売業の正常な発達を図るということにあるわけでございます。こういう趣旨から申しますと、調整処理が一年以内で処理されているということは、こういう調整にかかる負担を少なくするなどの見地から、また消費者、小売業者等の関係者にとっても便益をもたらすものではないかというように思っております。

そのほか、大店法をめぐる議論につきましてはいろいろな関係者の方々が問題意識その他を持っておっしゃっておりますので、先ほども申しましたように、広く関係者の意見をお伺いをしながら、法律の定めに沿って見直しの検討を進めてまいりたい、こういうことでございます。

○市川正一君 その見直しという中に、読売新聞が報道したような大店法の言うならば廃止ということが含まれているのかどうか。きょうのNHKのお昼のニュースによると、平岩委員会ではこの廃止論は挿入しないという報道をいたしておりますが、私はその詳細の経緯は知りませんが、けれども、したがってそういうことは今考えてはいないということですね、そういうことというのは廃止ということ。

○政府委員(川田洋輝君) 先ほどから申し上げておりますように、いろいろな論議があるところがございますので、法律の規定に則して検討した

ということでございます。

○市川正一君 きちんと答えるところはきちんと答えないと、これは大臣がかん立てるのは私よくわかると思う。

そこで、最前あなたは本店法の目的を引用したけれども、もともとこの日本の歴史的、社会的存在である中小小売業を守ることとは、これは高齢者社会やあるいは消費者の選択の利便を保障することややら等々で、大型店の巨大な資本力による勝手な営業活動を規制して、大型店と中小小売店の共存共栄を図るということやと思うんです。こういう立場に立ちますと、大店審での審査の一番の中心は、大型店の進出による中小小売店の影響について十分な審査を尽くすことやと思うんです。それがそうなっているかどうかということが新法との関係で今問われていると思うんです。

実は、新潟県の上越市に進出する上越ウイングマーケットセンターというのに対して、この上越市内の商店会や町内会など五十団体で組織された上越の新しい流通を考える会が一月間に集めた署名運動、出店面積を五百一平米に削減することを求める署名ですが、これが一万七千に上っております。そして、上越市議会でも大幅削減を求める意見書が全会一致で超党派で決議されているんです。そしてまた、近辺の新井市などの市町村六十三の商工会や商店街の声を超党派の世論となつて、この国会にも恐らく商工委員の諸先生のところにも届いているやに私聞いております。送られてきております。

この世論を無視して、十月十九日に大店審は、店舗面積を一八・四％は削減したのであります。結局結果をいたしました。そして、地元の上越市のこの会は、大店審での再審を通産大臣に要請いたしております。恐らく届いていると思えます。この再審要請に対して通産大臣はどうお答えになるのか、承りたいと思えます。

○国務大臣(熊谷弘君) 最初に、雄弁なものですから言われ放しなんで、最初の方の質問に私の

方から申し上げたいんですが、大店法の問題につきましては、私も心平らかにいたしましてすべての可能性を含めて見直しをしたいと。せっかく、先ほども委員は消費者の味方、黄金バットのように振る舞っておったんですが、大店法になった途端に消費者がきれいになくなってしまったんですけれども、私は大店法の問題はやっぱり消費者というものを十分考えて見直ししていくべきものだ、しかしあらゆる可能性を通じて見直しをしていきたい、こう考えておるわけでございます。

次に、具体的に上越ウイングマーケットの出店案件につきましては、私はわざわざ委員からも御指摘をいただきました。早速勉強をさせていただきます。この案件につきましては、本年三月の届け出以来、いわゆる大店審におきまして大店法に基づき消費者等からの意見聴取、それから地元商工会議所の意見集約、それから審議会メンバーによる現地調査を行うなど、すべての手続を丁寧に慎重かつ厳正に行いまして、その上で諸般の要素を総合的に判断した上で、去る十九日に委員御指摘のとおり出店者の店舗面積の削減等を含みます答申が出されたところでございます。

以上のように、今回の答申は大店法上も適正な手続に従った慎重審議の結果として出されたものでございまして、私としてはこれを尊重すべきであると考えておまして、再審議の必要はないのではないかと考えておるところであります。

○市川正一君 大臣の方からは審査は尽くされたというお答えでありますけれども、実態はとんでもないんです。例えば、大店法第七条の二項に基づく意見の申し立て者が三百三十名に上っておりますが、そのうち直接意見を聞いたのは十名だけです。また、カウボーイなど上越ウイングマーケットセンターの申請面積四万五千平米で年間売上高百二十三億ということになっておりますが、売上高が非常に過小評価であるということはこれは歴然たる事実であるのに、それを見逃して結果

をいたしております。具体的数字を申し述べるとまがございませんが、こういう一つ一つの事実を突き詰めていきますと、明らかに大店審の審査は不十分であり、尽くしていない。

私は、先に結論ありきでなしに、大臣の最終決裁を前にして再審議を行うべきであるということをお先直接に地元代表と一緒に、大臣やうど御都合でありませんでしたので、申し上げましたが、十分にその状況も聞いて検討されることを重ねて要請をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(熊谷弘君) さきにお答えしたとおりでございます。

私も、委員の御意見もございましてさらにいろいろ検討してみたいわけでありましても、所定の手続に従いまして十分審議されたものという判断に立っているわけでございまして、この考え方を今変える理由は見当たらないと考えているところであります。

○市川正一君 そうかたくなな御答弁じゃなしに、やっぱり要はもう一遍調べてみようというぐらいたるところに行くはずですね。

というのは、何もこれだけおやめんのや。本委員会では四月に、佐賀県の上峰町の二チイの出店についても、大店審の佐賀審査部会の委員を賛成者にする工作だとか、あるいはテナントとして入居する商業者が意見の集約聴取の代表になっていてとか、大店審の審議のあり方自身が不正、不透明になっているということとを具体的事実を挙げて指摘いたしました。これは担当官は御存じのとおりです。思い出ししましたか。そうでしょう。

だから、今回の上越の問題、佐賀の問題、この大店審の結審について、地元の関係者が道理と根拠のある要求に基づいて再審査を求めているんです。いわば、新規法案ではその救済方法がないんです。私はあの改正のときに指摘いたしました。だから、透明性、公正性が確保されるというならば、大店法改悪で実施したのは結局迅速性だ

そこで、経企庁長官にまずお尋ねをいたすところでございます。

かつて金利引き下げに逡巡をした三重野日銀総裁が昨日、この景気回復は来年度にずれ込むかも知

ただ、私も、これに対する緊急経済対策というものをとりまして、これが中長期的な課題にも適合できるようなそうした差益還元、規制緩和、そして生活関連の社会資本整備ということとできる限りの手を最近打ったわけでございます。これに前内閣から引き継いでおります累次の経済対策、こうしたものの前倒しに懸命になっておりまして、それは好調にしているわけでございまして、そのようなことの積み重ね、そして切れ目なしに来年度予算にもつないでいくという、

対策、もちろん前々からの前倒し、十三兆二千亿、それに今度の五兆九千億ですか、合わせればそれだけでも十九兆円余、こういう大型な補正を組み、しかも公共投資七十二兆三千億の平成五年度の予算、それを積極的にぶち込んで景気浮揚に

公共投資、特に住宅という要因がございますし、また新しい社会資本の整備というのは、今回の緊急経済対策の中ではそれほど大きい事業規模では

ございませんけれども、しかしこれは次の予算にもつないでいく、そういう新しい芽でございませう。私はここで企業家に、また生活者である国民に、先にある希望というのを見てひとつマインドを奮い立たせてもらいたいものだと思っております。今のこのマインドの冷え込みという精神的な要素を解決するにはそれが極めて必要なものだと思っております。

また、訂正の件でございしますけれども、私どもはまだ本年の三カ月分の成長しか総合的な指数を得ておりません。そういったと、私どもは月例報告という形で、あるいは時々刻々のさまざまな指標の発表によってこれを補ってございしますけれども、七・九月期の二期目の数字を見てからこれについて見直してまいりたいと思うわけでございします。なぜなら、この数字は非常に多くの数字が寄りかかっているものでございまして、ここでそこな見直しということは禁物であろうと思っております。

○斎藤文夫君 まだ実は長官にいろいろお尋ねしたいんですけれども、衆議院との約束がありますから、どうぞ御退席ください。そのかわり、かわりの方から御答弁をお願いします。

経済企画庁の今までの、特に不況に入りつつある段階からのGNPの見通しが極めてずさんであり甘かった、私どもはたびたび今までも指摘をしてきたところでございします。元来、三・三％を目標としたのは、要するに税収見込みを六％に見込まなければいけぬ年間予算が組めない、それだから名目成長を四・九、五％ぐらいに置ける、その計算から三・三％が類推されてくる、こういうように私たちは見ておるところでございします。あるいはまた欧米に対する内需拡大の配慮とか、そういう政治的な配慮の中での三・三％は決まった。

これだけで議論していると終わっちゃいますから、これはあえて答弁を求めてもしょうがありませんが、ところがそのときに、これは去年の十二月、IMFは日本の経済成長をどう見ておった

か、知っていますか。二・四％と見ている。日本じゃ三・三％なんて大きな旗を上げています。ところが、外国はそのときですら既に二・四％と見ている。一生活者は、もう既に絶望的でマイナスだと今言っている。こういう状況を本場に経企庁は真剣に考えてもらいたい。いや、当たるも八卦、当たらずも八卦だと。私はかつて大変な勢いで経企庁の幹部の人に迫ったことがある。だから思い出ししていると思うんですよ。そういうときにだれも責任をとらない。

今長官がおっしゃられたように、無責任な、早計な判断はできない、まだまだ三カ月の一期分しか見ていない、そういうようなことをおっしゃられるけれども、昨年の実績を考慮してございします。当初三・五％、下方修正して一・六％。そのときだって私どもは厳しくこの数字にはならないと言っておいたら、実際は〇・八％だったわけですよ。

これは当たらないから、あなたたちけしからぬといつて穴をまくって怒ることではない。しかし、それによって企業の設備投資その他、とりわけ中小企業等は、経済成長三％、じゃ何とかするかなと思っていれば現実がぐんぐんと落ちてくるから、どうしたって設備投資に対してこれはもう各企業はマインド的に冷えてしまう。消費者だって、経済企画庁の言うこと当てにならず、こういう考えになるんじゃないですか。毎回毎回、今回も希望観測ということでは私は済まされない。本場にそれならば打てば響くように下方修正されたらどうですか。

最近出た一般の民間のリサーチ、約四十七社です。それを見たらもうほとんどが二％以下ですよ。あるいはまた、今の落ち込みから見ればマイナスが予想されるとささやかれています。あなたたちは依然として、まだまだ数字が足りません、多くのものを分析しなければ下方修正もできません。下方修正しないうちに来年度のGNPの予想を発表しなきゃならなくなる。こういうことを続けておるといふところに景気判断を見誤っ

たと、私たちは強く憤りを持って指摘をさせてもらわなければならぬ。

これは我々自民党内閣のときの問題で、随分私たちは内輪でこの問題を大きく声高に指摘をしたんです。でも、このままいけば、これはだれの内閣になるかと、一番景気が落ち込んで嘆くのは国民なんです。だからこそ、あえて、重ねて経企庁に強く私は指摘をしたいと思っております。したがって、大臣がおられませんが、言うなら経企庁というのはいま景気の、経済の動向に敏感に対応していただくような努力をしなきゃいけない。

臨時行革審で出ましたね、この後大臣にも所見を一言お尋ねしようと思っておりますが、二十一省庁あるのを六省にしようというんですよ。そして細川総理は、私の考えに似ている、だからぜひ実行あるのみ、調子いいですよ。だけれども、本場にそのときの経済企画庁なんというのは財政ポツです。その下に経済なんというのがくっついてきて、もう本場に込みやられちゃうんじゃないですか。なぜ経済企画庁ができたのか。私がかつて仕えた藤山愛一郎先生は、経済企画庁長官として経済企画庁の役割の重さというものを認識されたんです。皆さんの今のやり方だったら、ああそれは大蔵のポツになってもやむを得ない、こういうことすら考えられる状況なんですね。

ですから、日本経済のリードオフマンとして大きな自覚と自信を持って堂々と日本のかじ取りを経済企画庁が命にかけてもやるんだ、こういう気持ちであなたたち大臣を輔弼しなきゃならぬだろうと思っております。いかがですか。

○政府委員(小林博君) ただいまの委員の御指摘、大変しるべき御指摘であるというふうな考えでおります。特に成長率の、例えば平成四年度につきましても当初三・五という数字を出し、それが四年度の実績見込み、これは昨年の暮れでございましたけれども、それが一・六になり、実績は〇・八だったというふうな経緯をお示しいただいたわけでご

ざいます。本年につきましても大変厳しい数字がございまして、三・三の当初の数字に対して、先ほど大臣からも御説明申したように、年度の第一・四半期はマイナス成長であるということ、年度の三・三という数字が非常に厳しくなっております。それから、委員御指摘でございましたけれども、民間経済調査機関あるいは新聞報道によりますと、これは暦年の数字でございしますけれども、IMFが数字を出してございしますけれども、そういうのも非常に厳しいものがあるというふうな十分承知しておるわけでございします。

したがって、私どももいたしましては、経済の実勢あるいは先行きについてできる限りの努力をいたしまして、大臣を輔弼してまいりたいというふうな考えでおります。

○斎藤文夫君 それでは、時間の関係がありますので、熊谷通産大臣に質問をさせていただきます。不況下の中小企業問題、中小企業はこれはもうまさに千差万別です。ですから、そういう本場に小さい企業が日本の大企業を支えた、この二重構造の中で世界に冠たる経済大国日本ができた、これは明らかなる事実でございします。ところが、中小企業の持つ脆弱性というものはこれはもう枚挙にいとまがありませんし、今時間の関係でそれを一々指摘しているようなことはできません。

しかし、それらの中小企業の持っている本質的な問題、加えて今日の不況という、言うなら社会の流れの中で今中小企業はダブルパンチを食らって深刻な状況下に陥っていると私は考えておりますが、大臣、中小企業の現況に対する御所見をまずお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 日本における中小企業の役割というものがどんなに大きかったか、また今後とも大きいというのは、私は全く委員と同じ意見でございします。しかしながら、その中小企業が戦後、幾多の不況がございましたけれども、今回の景気後退局面におきましてとりわけ厳しい試練

にさらされているというふうに私は思います。従来の不況を見ますと、まずこんなに長く続いたこともありませんし、回復局面においては、まだ全体としては低迷していても、まず中堅中小企業が機軸として動き出し、金融もそれにずつついてくるというようなことがあるんではないかと、今は逆でございまして、中小企業は呻吟しているというのが私は実態ではないだろうか。

そういう考え方に立ちまして、委員から先ほど来民主党政権におきましても累次の経済対策を講じたという御指摘がございました。そのとおりでございまして、昨年の八月に十兆円、この四月に十三兆円ということで、今回の六兆円と合わせますと、三十兆円近い景気対策が講じられたわけでありまして、今回の一兆円を合わせましてそのうちの四兆円が中小企業対策として講じられているところと、我々もそういう施策に明らかにいたしますように中小企業の危機というものを十分認識しているつもりであります。

○斎藤文夫君 特に中小企業対応という点、今までの通産省はいろいろ技術的な指導とかあるいは補助、助成、そしてまたいろいろなアクセスの整備、そしてまた資金等々の調達、いろいろやってきているところではありますが、私はそれなりに今までの通産行政というものは、地方、都道府県あるいは商工会議所等々とのタイアップの中で機能を果たしてはきていると思えます。

しかし、それはあくまでも通常のときにそういう今までの通産行政の方針で十分対応ができた、しかしこの二年半に続く深刻な不況は、まさに中小企業が本場に死活をかけた大問題にまで追い込まれています。こういうときに在来の通産行政の中小企業対策で本当にやっていけるのかなど。もっと何か画期的な、要するにおおきな手だてで、中小企業の経営基盤強化のためにどういうような手だてで中小企業に一番いいのかなど。例えばリストラ法もありますよ、こうおっしゃられる。しかし、そのリストラの目するところ

ろ、新規事業に進出をするお手伝い、これは結構です。また一方産業の空洞化懸念があるわけでありまして、円高その他を背景として外国へ大手企業が出ていけば、その部品製造として海外への進出はどうだ、こういうような援助もしよう、お題目はいいんだけれども、果たしてそれに意欲を持って進出できる中小企業というものがあるか。

私は特に神奈川県でありますから、横浜、川崎を中心にして中小企業日本一の地域に住んでいる。いろんな人に聞いてみても、今新しい企業の開拓となれば、例えばその技術的な問題、設備の問題、そしてまた製品をいかなる方面に売るのがか、販路の問題、大変なリスクをしょわなきゃならない、とてもできることじゃないですよ。

ましてや、例えば自動車産業がいよいよ外国へ行く、あるいは地元ではレイオフをする、工場の配置転換は行われる厳しい状況下に置かれたときに、部品メーカーの業者は、じゃ海外へすぐ行ってなれぬところ、言葉の通じぬところ、本場にすぐ製造ができるか。それは三年、五年、十年先の果実をとるならいけれども、今の時点ではとても、せっかく通産省が中小企業の景気浮揚の一環でもあるし、将来的に構造改革にもなるからいいとおっしゃられても、そうそう喜んでそういうものに期待をするというものは全国でも非常に少ない中小企業、優秀な体質の極めて丈夫な中小企業だと私は思っているところでございます。

重ねて、中小企業のお生きいきのための積極的な施策というものを大臣にお聞かせいただきたい。

○国務大臣(熊谷弘君) 日銀の統計資料によりまして、最近のいわゆる企業に対する新規貸し出し、これは政府、民間合わせての新規貸し出しの中で政府系金融機関が半分を超えるということが出てきているわけでございます。私は、この緊急な事態について中小企業施策は有効に機能をしていっているように思っています。

他方で、逆に言いますと、民間金融機関の方に

いささか問題があるのではないかと。私がまたこれ以上発言しますと、また日銀いじめとか大蔵いじめと言われますから、もうこの間から言っているんですが、与野党の委員がもっとなぜこれじゃないやらないんだという気持ちで私は実はあるのではありません。債却前利益空前という、この数年にわたって都市銀行全体がそうですよ。しかも、短資市場は依然として下がったというけれども、そこは比較によりまして法定歩合がこれまで下がっているにもかかわらず本当にうまく下がっているかどうか、真の自由な市場になっているかどうか、こういうものについて私はもっと与野党を通じて厳しく審査し、議論をし、ディスクロージャーしていかなければならないと思うのであります。そうすればこのメカニズムが明らかに、私はそう確信しております。

私は専門家がありませんので、さまざまな議論がある、何か思い当たることが幾つもあるわけでございます。そういうこともあわせながら中小企業の行く先を考えていかなきゃならぬと思っております。

今委員が鋭く御指摘になられて、我々もちょっととぎとぎとするんですが、リストラ法案がすべてじゃないよと、確かにそのとおりでありますけれども、またリストラ法案が一つの方向を示す機能を持てると思っております。これはぜひ早期に成立をお取り計らい願いたいと思っております。しかしおっしゃるとおり、それだけで十分であるとは思っておりません。

とりわけ、私どもがこれからやらなければならぬと思うのは、今委員が生きて描き出しましたけれども、全体としての、大企業も含めて、自動車、電機を含めて大変な状況になってきておりまして、そういう中で中小企業も対応していかなきゃならぬ。ところが、自分たちが食べていく新しいチャンスというものを、正直に言いまして我々もまだ描き切っていないわけでございます。そういうものを早く描き出すと同時に、その描き

出した絵図面に到達できるようにあらゆる努力を払っていかねばならない。

私は、平岩研究会のありようも、それから私も通産省が今、担当局長も来ておりますけれども、鋭意作業を進めております産業構造審議会の検討作業も実はその方向に向けて努力をしているところでございますので、絵ばかりかいていながら、こうまたおしかりいただくかもしれません。我々は八月に内閣に入ってから、今全速力で走っているところでありまして、御支援を賜りたいと思っております。

○斎藤文夫君 大臣が非常に認識をいただいていること、さすが通産御出身と心から敬意を表するものであります。ぜひ、ひとつ中小企業問題についてはさらに御努力をいただくことをお願いしたいと思っております。

今お話がございましたが、日銀の三重野さんの話ばかりするわけじゃありませんが、これも新聞で、ああよく言ったなと思いましたが、大臣御指摘のように民間金融機関が融資に慎重になり過ぎている、もっと積極的に対応したらどうだ。日銀の三重野さんが言うんですから、よほど現実はそのような状況に立ち至っているなと思っております。ところでございまして。

しかしながら、これは民間にも私たちは要求をしてまいりますが、政府の、とりわけ中小企業の金融機関においては、従来の貸し付け規模の拡大とか、あるいは貸し付け条件の緩和、とりわけ無担保、無保証、これは非常にリスクが高いと言われればそれまでですけれども、そういうものにもこの際は特別に御配慮をいただかなきゃならぬ。それがやはり経済安定、景気対策に私はつながっていく道だと。それから、既往の借入れがありましてなかなか新規借入れが制限をされる。こういう際は、既往の分についての償還は弾力的に運用していただく、そういう緊急避難的な対策も必要ではないかと思っておりますので、ぜひひとつ御認識をいただきたいと思います。それから、製造物責任制度と中小企業の問題で

すが、これからPL論議がされるところでございます。十一月五日に産業構造審の小委員会答申がなされるようでありまして、従来からいろいろ論議もありましたが、これからはいいよいということと製造者責任が明確になっていくのかなと思っております。その意味では消費者保護とか、あるいは救済、そしてまた国際的な制度のバランスから見ても私はまことにいいことであろうと思っております。しかし、今まで通産省には製造安全関連法などいろいろ製造物に対する安全の責任を問う法律がございまして、それらとの関連は一体今後どうなるのか。

かつて私は委員会でも指摘してきまして、電気用品取締法というのがあるとして、ソケット一つ外国から輸入してくるのに検査に一月も二月もかかる、輸入障壁だ、こういう話をしたことがあるんです。そういうのはこれからは当然規制緩和の対象になっていくと思うわけでありまして、いずれにしても従来あった製造関係に対する法律との関連というものはどう整理をされようかとされますか。

○国務大臣(熊谷弘君) 細部にわたりましては、担当審議官もおりますのでまた補足の説明をしていただきたいと思います。基本的には、仮に製造物責任制度が大方のコンセンサスを獲得して足すということになりますと、当然のことでありまして、安全の問題でありますとか消費者保護という名において行われたさまざまな規制は整理統合されるということになるのは、これは当然だと思っております。細部について詰めたわけでありまして、ざっと数えますと百近い規制が統合される、この制度の中に組み込まれていくというふうに考えられます。

○政府委員(川田洋輝君) PL法と申しますのは、端的に申しますと、事故が起こった後の被害救済についての裁判規範でございます。一方、ただいま御指摘の電気用品取締法などの製造物安全関連の法律は、消費者が事故に遭わないようにするために、事故の未然防止あるいは再発防止を図るというものでございます。

私も、事故の未然防止及び再発防止と迅速かつ確実な被害の救済というのは、全体として総合的な製品安全対策を構成していくものというふうに考えておるわけでございまして、安全規制につきましても、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、大きな流れというのは規制緩和の流れにあるわけでございまして、経済情勢の変化、技術進歩、事故の実態などを踏まえて、常に見直し、基準・認証制度の合理化といった、めり張りのきいた体系としていくことが重要ではないかというように思っております。

なお、事故が発生いたしました場合に、事故の製品が行政上の安全基準に適合しているかどうかという問題と、民事責任の、先ほど言いました裁判における判断基準としての最終的な裁判実務ということは法律論としては切り離した問題であるわけでございまして、実際の問題につきましましては、やはりその安全基準に適合しているかどうかというようにすることが重要な一つの判断基準となる、裁判実務におきましてもそういう関係に相なろうかと存じます。

○斎藤文夫君 そこで、PL法が仮に近い将来施行されますと、やはりそれだけ中小企業にも責任がかかるわけであります。中小企業の自家製品は直接責任が問われる、これはもう当然なことになりまして、大企業の下請で部品をつくら、いろいろやってみたら、その部品が大企業的设计としてまた指導によってつくったにもかかわらず欠陥であった、おまえのところでつくったんだから、中小企業おまえの責任だ、こういうような問題も、私は素人なりに今懸念を持っております。学問、法曹界、相当厳しい意見を持っておりますから、それだけにこの問題については慎重にやはり対応をしていただきたい。

それに、谷畑先生も先ほど中小企業等に及ぼす影響も懸念をされると、お時間がなくて十分お触れになれなかったようですが、実はその谷畑先生の御質問でいただいた資料、これはいい資料だ、なるほどこういうことがあるのかな、この思いでした。

ただ私は、塗装業界の顧問としてふと思ひましたのは、ここに書かれているこの亀山さんの命にまでかかる重要な影響をもたらした有機溶剤、これは一体どういう使われ方を塗装業界でしているのかな。ここにいてちょっと情報を収集した程度でありますから十分とは言えませんが、その調査によると実業務用の六〇%をこれらのものは占めている。言うならば、塗装業界で通常こういう溶剤を使わなければ塗装ができない、こういうものなんです。その普通の溶剤を使つて事故が起きたときに、それはペンキ屋、おまえの責任だ、こうなるともう塗装もできない。そして、この溶剤は、国の関係で言えば住都公団、JR、どこでもみんなこういう溶剤を通常使っている。

そういう状況のものであるとすると、この亀山さんは大変それに弱い方で、こういう御被害に遭つて明確になったから、なるほどすばらしい御努力をされた。一面敬意を表するんですけど、これを通常の日本全体で押しなべて、これでペナルティーをかけられたら、特に零細の塗装業者なんというものは塗装の仕事をするようになって、そういう気がしたんですが、この辺について所見があればお聞かせいただきたい。

○政府委員(川田洋輝君) 先ほど来いろいろ申し上げておりますように、現在まさにいろいろな議論をいたしておるところでございますので、これに直接ということとは現時点では差し控えていただければと思うわけでございます。

ただ、先生今御指摘の点は、まさに欠陥とはどういうものであるのか。経済社会の中で有用な品物、例えば自動車についても非常に有用な品物ですが、場合によればこれによって死亡事故が発生するということ。今この事例でも、どうしても使わなければならない、そういう有用性があるということ、それによって消費者が被害を受ける、こいらをどういう関係で考えていけばいい

のか、まさに欠陥をどういうものとしてとらえて、責任を関係者間でどう分担し合っていくかという基本問題であるかと思ひます。まさにそういったことについて答えができるように、鋭意今検討を進めさせていただいている、こういうことでございます。

○斎藤文夫君 したがいまして、PL法と中小企業という問題設定の中で、中小企業の製造者責任も例外ではありませんけれども、十分配慮されるように特に要望しておきます。

景気浮揚対策で、九月十六日、細川内閣の緊急経済対策が発表された。片や、前内閣の宮澤内閣当時、四月に総合経済対策が打ち出された。先ほどもちょっと触れたところであります。

そこで、宮澤内閣のときの対策の中には、従来即効性の高い公共事業、これはいわゆるハード面、そういうものに力点が置かれておった、それを新社会資本整備と銘打って新たな展開を期待させた。私は、先ほども申し上げましたように非常に高く評価しておった。とりわけ、通産省の皆さんの努力で、元来だったとしてもそういうところに登場しなかつたであろう教育用パソコンとか研究機関の充実、情報通信基盤整備あるいは病院、福祉施設等々に新社会資本充実と称している高い重層的な、しかも即効性のある、波及効果の高い、例えばこれによって電気メーターといいますが、コンピュータメーター等にも相当な刺激を与えられたろう。これは、言うならば通産省の主張が大きく景気浮揚対策の中に反映されておる。私は本当に喜んでた。

○國務大臣(熊谷弘君) 私どもの認識は、この新社会資本として建設国債の財源にすることが認められた、支出が認められたものというのはいはれたものではななくて、もはや新とつけないでもいいところに座り込んだ、こういうふうな考えでいるわけでありました。ただ、とかくいたしますと、これからの予算編成に向けて我々が油断をいたしますと、この事務方にもその出身者がおりますが、大蔵省などというものは、お互い経験済みのおと、どこかへまことに込み合ってしまう人種でございまして、通産省といたしましてはさらに勉強を重ねまして、各省ともどもにこの新しい概念の拡充強化に努めてまいりたいと思っております。

○斎藤文夫君 実は、私が非常に通産省に肩を持っていろいろその理由があるんだけれども、結局財政事情でそういうものの具体的な名前を外された、これは私のうち過ぎた見方でしょうか。例えば、コンピュータは償却期間が十年、ところが建設国債六十年、そういうものでそういう十年の償却のものを予算手当てはできないよ、これは大蔵の今までの財政方針が新内閣になったらまかり通ったんじゃないですか。今大臣は、いやそれはもう明記しなくてもいいですよ、こうおっしゃいますけれども。

この細川内閣の社会資本充実に当たっては、細川総理は一兆円後で肉づけをいたします、具体的な何ものなし、こういう経済政策の重要な分野に対する発表はかつてなかった。自民党時代、それぞれできるできない、いろいろおしかりはあっても、一生懸命具体的に事業の明記をしてやってきました。ところが、細川内閣は重要なところでばかした。それは後で後で、いつもそういうような体制でこられたということは、裏を返せば通産省は大蔵省にしてやられちゃった、こうとてよろしいでしょうか。

○國務大臣(熊谷弘君) 私は、今あのとときの対策のあの項目を手元に持っておりませんので正確に繰り返せませんが、ただ一兆円の使用目的といえますか項目というのは、まさに斎藤委員が御指摘

された方向へ向けての支出を目指したものであると私は理解しております。決してなごりたしものではなくて、細川内閣は斎藤委員の考えている方向へ向かって前進をしていると私は理解しております。

○斎藤文夫君 ちょうど久保田長官お帰りでございますから、ちょっとお聞きをいたします。今話題にしております新社会資本整備が「生活者・消費者の視点に立った社会資本整備」、こう置きかえられた。具体的な施策は何なんですか。○政府委員(小林博君) 去る九月の緊急経済対策において「生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進」ということが取り上げられたわけでございますけれども、中身は具体的に、文化の薫り豊かな質の高い生活にかかると社会資本整備、あるいは豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備等になってございます。

この九月十六日の対策に先立ちまして、総理から企画庁長官に對しまして経済対策の取りまとめの指示がございましたけれども、その際には、事業規模一兆円の社会資本整備につきましては、今回の緊急経済対策で取り上げられまして円高差益の還元、あるいは規制緩和に直接関連する社会資本整備が一つの項目。それから第二としては、小中学校等の地域開放に必要な施設、あるいは博物館、美術館の施設整備等の文化の薫り豊かな質の高い生活にかかると社会資本整備。それから第三には、高齢者や身障者に優しい町づくりのための公的施設へのスロープ等の設置、あるいは主要な道路の段差解消、街路樹の植栽といった豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備というような、大きく三つの項目に分けて指示があったものでございます。

○斎藤文夫君 時間がなくて残念ですが、今お話ししたような施策は、今それぞれ都道府県あるいは各都市で一生懸命やっていることなんでしょう。しかも、文化の薫り高い施設、美術館や博物館があたりでできますか、五十年かかる。となると、やっぱり即効的なものということには

なかなかならない。確かに、お年寄りのため、あるいは身障者のために階段等を改良してスロープをつくる、あるいは街路樹を植栽する、当然いいことです。いいことですけれども、そういうことは地方がやっているんです。国があえてお題目を唱えて、何回も言うようでは地方へ大きな予算をうけることに對してそれで地方へ大きな予算をつけてくれたか、つけてないんだから。ただ一兆円、これからやりますと言っただけでございまして、生活者とかそういうことだけの言葉でもって本当に波及効果の高かった新社会資本整備を捨てたというところは、いかにも細川内閣の景気浮揚に對する大きなミスであった、こう私は指摘をしておきます。

そこで、時間がないものですから、次は日米経済関係について入らせていただきます。実は、細川・クリントン会談によって新しい時代の幕あけというふうなことになるのかどうか。特に、アメリカは戦後日本を育ててきた、こうかつてアメリカの財界や政界の人たちは思っておつた。ところが今時代が変わりまして、そういう人がいなくなった。クリントン政権は若い人たちが多い政権だということも言われておるところであります。同時に、従来日本とアメリカの貿易摩擦というものは、繊維、鉄鋼、自動車、半導体、数えれば切りがない。いろんな険悪な時期もございました。しかし、日本に日米安保条約という形のものがあったからそういうものを抑止してくれました。これは私の持論なんです。

要するに、日本はアメリカとの同盟国よ、いろいろ経済的に問題があるけれども、安保条約でまあお互いが兄弟で手を握っているんだからひとつ目をつぶってやろうや。こういう気持ちがあったから、日本のいわゆる経済摩擦についても最後はアメリカも妥協をしてくれました。ところが、世界の趨勢は、安保条約のいわゆる重要さというものがあつた点とは違つた意味合いのものになりつつある。となりますと、日米経済問題がもめたときに果たして本当にそれを抑えてくれるようなものが

両国の間にあるのかどうか、私は極めて懸念をいたしております。しかも、日米の貿易インバランスはもう突出している、五百億ドル。幾ら円高になつても五百億ドル。しかも一流経済大国というか、経済国の中で日本がひとり勝ちの黒字国、本年度は千四百億ドルを超えるかもしれない、こう言われているわけでしょう。

こういう状況の中で、もしも日本が今の自由貿易体制を堅持していくとするならば、相当な犠牲と努力、痛みを分かたないといけないんじゃないか。こういうときに十二月十五日、延期、延期して、ウルグアイ・ラウンドのもうこれが最後、いよいよその時期が来る。幸い昨年は、アメリカとECとの農業問題の陰に隠れて日本はそれほど風圧を受けなかった。しかし、今回はいよいよもって大変な風圧が来つた。こういう状況を踏まえて、大臣、日米関係、日米経済問題、どうおとらえになっておられますか。

○國務大臣(熊谷弘君) 戦後の日本の繁栄の基礎が日米安保体制の上に築かれていたということ、まさにそれとつながると思ひます。そして、この日米安保体制というものは重要性がなくなつたということではなくて、日米双方にとつてますますこの日米安保体制というものが、これからの両国の発展と、また両国を組み込んだアジア・太平洋地域の平和と繁栄のために欠かせぬものだということを、私はまず第一に委員に申し上げたいこととさせていただきます。

その上で、しかしながら委員御指摘のとおり、日米の間に実は大きな問題が生じていることも事実でございます。これが何といひましても日本にとつては突出した黒字、アメリカにとつては突出した赤字という形で出ておるわけでございます。去る七月のクリントン大統領と宮澤前総理の共同声明におきましてフレームワーク協議の合意がとり行われたわけでございます。その基本認識は、まずこの日米間の日本にとつては黒字の存

在、アメリカにとっては赤字の存在、ギャップをいかにして解消するかということが最大の問題である、ハイリー・シグニフィカント・ディクリース、十分意味のある削減ということで合意をいたしておるわけであります。

要はこれをどう具体的にこれからつくり上げていくかということでございまして、来年の一月を一つの中間的なめどにいたしましてマクロの経済調整、それから第二は部門別の問題、それから三番目は、双方協力してむしろ技術開発でありますとか環境問題でありますといった共同作業でできる分野、この三つに分けて協議が始まっているところでございます。

現在ただいまの時点は事務方で議論がとり行われているわけでありまして、やがて委員御指摘のように政治判断をいたしまして日米を揺るぎのない関係にしていかなければならない、これは今後の我々にとって非常に重大な政治判断を要求される問題も入っております。したがって、細川総理のもとで我々もその基本をゆるがせにしないように、事柄を成功裏に終結させたいと願っているところであります。

○斎藤文夫君 通産大臣として経企庁長官のあいさつの中にもウルグアイ・ラウンドは成功させなければならぬ、こうお述べになっておられるところがあります。なるほど、今の日本の自由貿易体制堅持方針というものが当たって努力してこういう日本ができた、思えばその一番のメリットは日本が享受したと、世界はそう言っているわけですが、ところが、いろいろそれには問題があつて、果たして我々の米問題等要求されるものをねのけて成功に導けるのか、これは我々としては非常に心配をいたしておるところであり、先ほども御質問があつたわけであります。

この時期にサザード事務局長が何で訪日したのか、この意味はどういうところにあるのか、ただ我々の反対反対、国会決議でお米関税化反対、これ聞いて慌てて帰ったのか、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。やっぱり内部的には

政府といういろいろ包括問題等、関税化問題等の話が出たんじゃないですか。

○国務大臣(熊谷弘君) サザード事務局長は日本にだけ来たわけではございませんで、実は世界各国を歴訪いたしております。私が去る十月九日にシンガポールに参りましてASEAN諸国の経済閣僚との会談を行ったわけですが、その行く先々でサザードさんが事前に行つて、これは我々と話の内容は違ふんだけれども、やっております。彼の話を聞きますと、アメリカにも行き、カナダも回り、オーストラリアの諸国等も回り、またヨーロッパ各国とも全部精力的に話し合っているわけでございます。つまり、今ウルグアイ・ラウンドの交渉はいよいよ最後の段階を迎えているわけでありまして、決して御心配のように日本に圧力をかけるだけのために来たわけではないというふうに思っております。

○斎藤文夫君 それでは最後に、このウルグアイ・ラウンドを成功させる御自信がありますか。そして、もしも農業で日本が突っ張って譲らない、そのときにはそれにかわる代償のカードを通産大臣はお持ちになっていらっしゃいますか。私は、このウルグアイ・ラウンドが万一成功しない、と、日米間というのは、細川新内閣に規制緩和だ、内需拡大だと言合つたことで大きな期待を寄せている、その反動が大変なものになってきやせぬか。私はそれを懸念するために、ウルグアイ・ラウンドの成功についての自信を最後にお尋ねして終わります。

○国務大臣(熊谷弘君) 最初に申し上げておかなければならないのは、ウルグアイ・ラウンド交渉は成功させなければならないということであり、それは単に細川内閣の問題ではなくて、世界経済にとつてこのウルグアイ・ラウンドの交渉は、日本だけじゃありません、アメリカにとつてもヨーロッパにとつても、すべての国にとつて責任だというふうには私は思っております。アジアの国々も、私がそれぞれお目にかかった首脳は全部そういう危機意識を持っております。

もちろん非常に難しい問題がたくさんございすけれども、これから我々は成功に向けて全力で努力をしていきたいと考えているところであります。

○斎藤文夫君 ありがとうございます。

○委員長(中曾根弘文君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

十月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願(第一二九号)(第一四六号)(第一五〇号)

第一二九号 平成五年十月八日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願

請願者 青森県三戸郡三戸町大字同心町字同心町平三ノ二 宇藤功外一万九百十九名

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四六号 平成五年十月十二日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願

請願者 札幌市白石区中央三条三ノ一ノ四 堀内正義外一万五千六百五十三名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五〇号 平成五年十月十三日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡東串良町池之原九一八ノ三 内西達也外一万五千五百七十一名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

十月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

に資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、商工組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

3 この法律において「特定中小企業者」とは、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化、情報化及び技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他の近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるもの（以下「特定業種」という。）に属する事業を営む中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであつて、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいう。

（新分野進出等計画の承認）

第三条 特定中小企業者は新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは

は拡大（特定業種その他の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が前条第一項第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行うものを、同項第四号から第六号までに掲げる者であつて特定中小企業者であるものが協業組合、事業協同組合又は商工組合に組織を変更しようとする場合にあっては、その協業組合、事業協同組合又は商工組合が行うものを含む。）以下「新分野進出等」という。）に関する計画を、組合等は、その構成員たる特定中小企業者が行おうとする新分野進出等（当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる特定中小企業者が行う新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を含む。）に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 前項に規定する新分野進出等に関する計画（以下「新分野進出等計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 新分野進出等の目標
- 二 新分野進出等の内容
- 三 新分野進出等の実施時期
- 四 新分野進出等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 新分野進出等に伴う労務に関する事項
- 六 組合等がその構成員の新分野進出等の円滑化を図るため次の事業を行おうとする場合にあっては、その事業に関する事項

イ 新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓その他の事業

ロ 新分野進出等を行うその構成員たる特定中小企業者であつて政令で定める要件に該当するもの（これらの特定中小企業者が合併して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）を）に対しその事業活動に必要な資金を貸し付ける事業

七 組合等が新分野進出等に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

併して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）を）に対しその事業活動に必要な資金を貸し付ける事業

七 組合等が新分野進出等に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 その新分野進出等計画に係る新分野進出等が当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。
- 二 その新分野進出等計画が当該新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。
- 三 前項第七号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

（新分野進出等計画の変更等）

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者又は組合等は、当該承認に係る新分野進出等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の承認に係る新分野進出等計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。）以下「承認新分野進出等計画」という。）に従つて新分野進出等が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第五条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金（以下「近代化資金貸付金」という。）であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等（その新分野進出等を行う特定中小企業者が第三条第二項第六号の政令で定める要件に該当するものであるときは、その特定中小企業者（これらの特定中小企業者が合併して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）を含む。）以下「特例中小企業者」という。）が行うその他の事業活動を含む。）に必要な設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 近代化資金貸付金であつて、特例中小企業者に対しこの法律の施行の日前に貸し付けられたもの（中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第二号の貸付金）が当該特例中小企業者に対しその事業の用に供する設備を同日前に譲り渡し、又は貸し付けられた場合にあっては、当該設備の譲渡又は貸付けを行うのに必要な資金として当該貸付金と機械に対し貸し付けられたものを含む。）については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

（中小企業信用保険法の特例）

第六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、新分野進出等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等（特例中小企業者が行うものを除く。）又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定中小企業者の新分野進出等による経済的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第六條第一項に規定する新分野進出等関連保証(以下「新分野進出等関連保証」という。)に係る保険価額の合計額とその他の他の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、 第三条の三第一項	保険価額の合計額が	新分野進出等関連保証に係る保険価額の合計額とその他の他の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、 第三条の三第二項	当該保証をした	新分野進出等関連保証及びその他の保証(以下「新分野進出等関連保証」という。)に係る保険価額の合計額とその他の他の保証(以下「新分野進出等関連保証」という。)に係る保険価額の合計額とがそれぞれ
	当該債務者	新分野進出等関連保証及びその他の保証(以下「新分野進出等関連保証」という。)に係る保険価額の合計額とその他の他の保証(以下「新分野進出等関連保証」という。)に係る保険価額の合計額とがそれぞれ

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証を受けた特例中小企業者に係るものについての同法第三條第一項、第三條の二第一項及び第三項並びに第三條の三第一項及び第一項の規定の適用については、同法第三條第一項中「二億円」とあるのは「四億円」と、「四億円」とあるのは「八億円」と、同法第三條の二第一項及び第三項中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、同法第三條の三第一項及び第二項中「五百万円」とあるのは「一千万円」とする。

3 中小企業信用保険法第三條の六第一項に規定する海外投資関係保険(以下「海外投資関係保険」という。)の保険関係であつて、海外事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始若しくは拡大又は第三條第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三條の六第一項及び第二項の規定の適用については、同法第一項中「二億円」とあるのは「四億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始又は拡大に

必要な資金(以下「海外事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「八億円(海外事業資金又は同法第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三條第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同法第二項中「二億円」とあるのは「四億円(海外事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

4 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険(以下「新事業開拓保険」という。)の保険関係であつて、新分野事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出又は第三條第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三條の七第一項及び第二項の規定の適用については、同法第一項中「二億五千万円」とあるのは「三億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出に必要な資金(以下「新分野事業

資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円」と、「三億円」とあるのは「二億六千万円(新分野事業資金又は同法第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三條第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円」と、同法第二項中「一億五千万円」とあるのは「三億円(新分野事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円」とする。

5 普通保険の保険関係であつて、新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの(特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したもの)のうち、その保険価額の合計額が二億円(その特例中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円。次項において同じ。)を超えない部分に限る。についての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの(特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したもの)のうち、普通保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額が二億円を超えない部分、無担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額が二千万円を超えない部分、特別小口保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額が五百万円を超えない

7 中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証を平成五年十月二十二日以後に受けた第三條第二項第六号の政令で定める要件に該当する特定中小企業者が行う新分野進出等に関する計画が同法第一項の承認を受けたときは、中小企業信用保険法第三條第二項の規定により読み替へて適用される同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項の規定にかかわらず、その承認以後において、当該債務の保証について、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係を成立させる旨の契約を締結することができるとする。

(特定業種に属する事業の開始)
第七條 特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者(第二條第一項第六号に掲げる者にあつては、その構成員の相当程度が特定業種に属する事業を営んでいないものに限り。以下同じ。)又は事業を営んでいない個人は、その行おうとする特定業種に属する事業の開始(以下「事業開始」という。)に関する計画を、組合等は、その構成員たる特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者が行おうとする事業開始(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる中小企業者が行う事業開始と一体として自ら行おうとする特定業種に属する事業の開始又は拡大を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三條第二項(第六号に係る部分を除く。)及び第三項並びに第四條の規定は、前項に規定

する事業開始に関する計画(以下「事業開始計画」という。)について準用する。この場合において、第三条第三項第一号中「当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮するものであり」とあるのは、「当該中小企業者又は個人の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、特定業種に属する事業の活性化を促すことにより、特定中小企業者の近年における経済の多様かつ構造的な変化への適応に資するものであり」と読み替えるものとする。

第八条 第五条第一項の規定は、前条第一項の承認に係る事業開始計画(同条第二項において準用する第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業開始計画」という。)に従って行われる事業開始に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

2 第六条第一項及び第四項から第六項までの規定は、普通保険、無担保保険、特別小口保険又は新事業開拓保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、承認事業開始計画に従って行われる事業開始(前条第二項において準用する第三条第二項第六号イに規定する事業の実施を含む。)に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

(資金の確保)
第九条 国及び都道府県は、承認新分野進出等計画に従って行われる新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業又は承認事業開始計画に従って行われる事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三条第二項第六号イに規定する事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(課税の特例)
第十条 承認新分野進出等計画に従って新分野進出等を行おうとする特定中小企業者であつて、その営んできた事業の縮小が確実であると都道府

府県知事が認めたもの(以下「特別中小企業者」という。)が、当該承認新分野進出等計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 特別中小企業者について欠損金を生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

(指導及び助言)
第十一条 国及び都道府県は、新分野進出等又は事業開始の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(雇用の安定等)
第十二条 特定中小企業者は、新分野進出等を行うに当たっては、その雇用する労働者につい

て、その雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関連施策の推進)
第十三条 国は、特定中小企業者の新分野進出等の円滑化に資するため、研究開発の推進等による新たな産業分野の開拓、人材の養成その他の関連施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国際経済環境等の考慮)
第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国際経済環境等を考慮し、特定中小企業者がこれらの環境に適した事業を適切に実施することができるよう努めるものとする。

(報告の徴収)
第十五条 都道府県知事は、第三条第一項若しくは第七条第一項の承認を受けた者、承認新分野進出等計画に従って新分野進出等若しくは第三条第二項第六号に規定する事業を行う者又は承認事業開始計画に従って事業開始若しくは第七条第二項において準用する第三条第二項第六号イに規定する事業を行う者に対し、承認新分野進出等計画又は承認事業開始計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)
第十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(罰則)
第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)
第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して七年を経過した時までに第六条並びに第八条第二項において準用する第六条第一項及び第四項から第六項までの規定の適用を受けて成立している保険関係については、その時以後も、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改める。

七の五 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

平成五年十一月十日印刷

平成五年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E